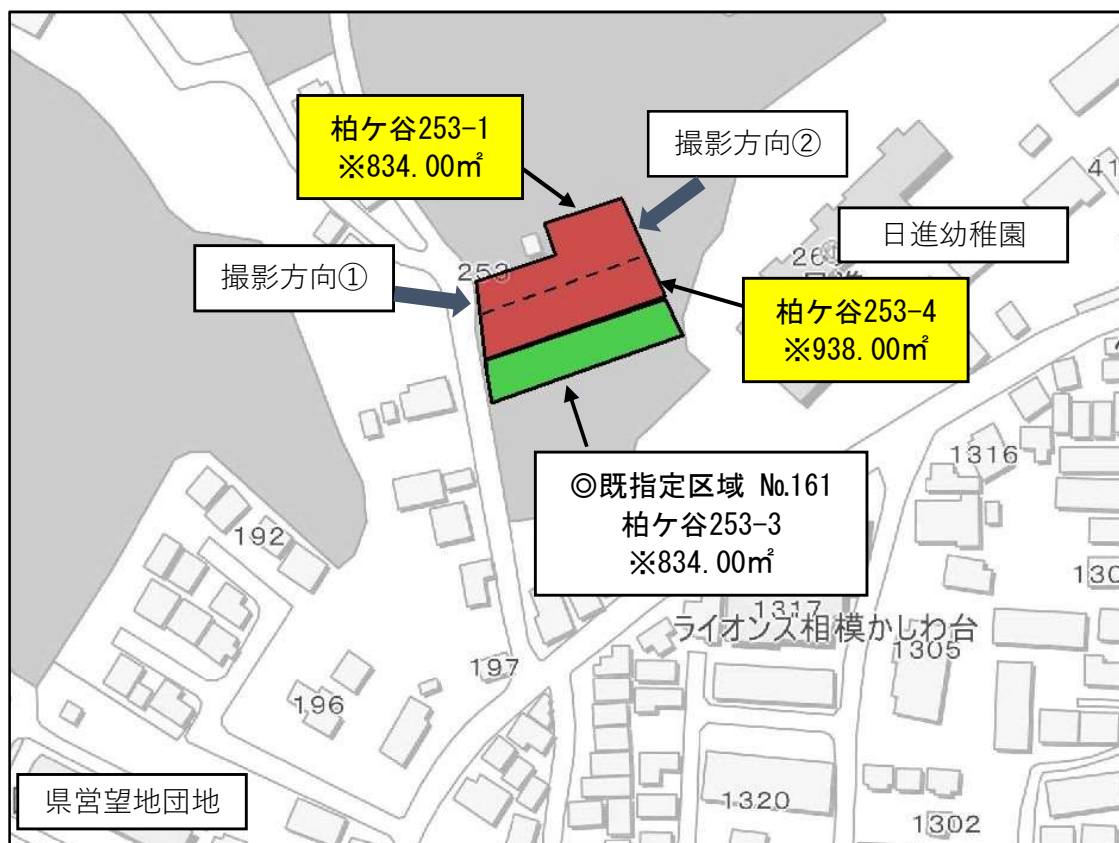


自然緑地保全区域 新規指定

指定番号	申請所在地番	地積	主要樹木	用途地域等
(163)	柏ヶ谷253-1、253-4	1,772.00 m ²	ヒノキ・ムク	第一種住居地域 (土地区画整理促進区域)



【撮影方向①】



【撮影方向②】



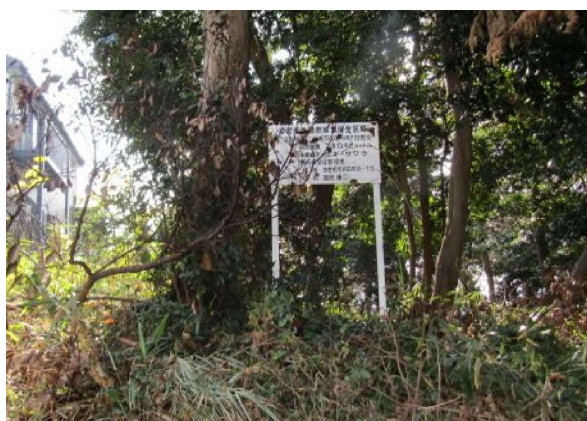
諮問事項

自然緑地保全区域 指定解除（全部）

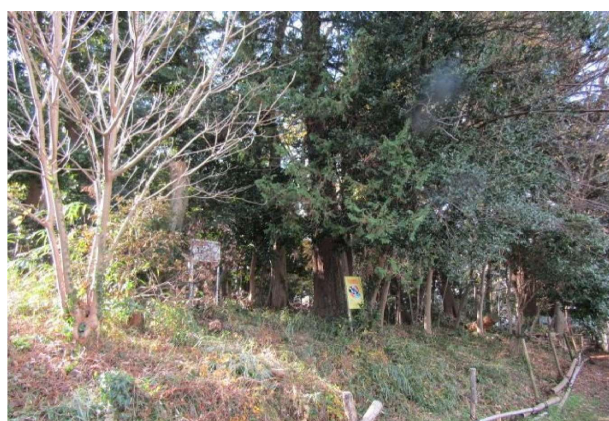
指定番号	申請所在地番	地積	主要樹木	用途地域等
25	大谷北二丁目4063-1、4063-2	1,447.00 m ²	スギ、サワラ	第一種住居地域
【解除理由】土地利用のため ※当初指定：昭和51年4月1日				



【撮影方向①】



【撮影方向②】



報告事項

自然緑地保全区域 指定解除（全部）

指定番号	申請所在地番	地積	主要樹木	用途地域等
160	大谷南三丁目3347-1	1,016.00 m ²	カキ、ミカン	第一種住居地域
【解除理由】生産緑地地区として都市計画決定されたため（令和元年12月9日付） ※当初指定：平成26年7月10日				



海老名市第三次環境基本計画の策定について

1 審議会からの意見

(1) 計画への意見とりまとめ

〔資料4-1のとおり〕

第2回環境審議会と意見用紙による意見と市の見解や対応について整理

・意見の件数 6名より20件

(2) 審議会の答申（案）

〔資料4-2のとおり〕

答申（案）は、事務局でとりまとめた審議会からの意見（必要に応じて意見をいただいた委員に考え方を確認）をもとに、会長と協議した上で作成

2 パブリックコメント

〔資料4-3のとおり〕

窓口やホームページ等で公開した素案に対する市民等からの意見と市の見解や対応について整理

・意見の件数 3名より9件

3 最終案

〔別添のとおり〕

審議会の答申（案）、意見、パブリックコメントを踏まえ、素案に修正を加えたもの

4 今後のスケジュール

2月 庁議（計画の決定）

3月 議会に報告

4月 施行

海老名市環境審議会
海老名市第三次環境基本計画（素案）意見とりまとめ

1 意見の数

委員6名から20件

2 意見の概要と対応案

No.	頁	章	内容	対応
①	-	全体	年号表記を統一すること。 西暦（和暦）が見やすいと思う。	和暦と西暦を併記いたします。
②	-	全体	総合計画、SDGsの関連付けはできているか。環境に限らず、市を総合的に見た中で、環境基本計画で取り組むべきことがあると思う。	総合計画との関連性については、所管の企画財政課と調整を進めています。
③	-	全体	地域ごとに課題の構造を直視し、課題を解決するために市・市民・事業者等あらゆる人が連携して行動していくための指針がアジェンダである。 行政計画として本計画で取り組むべきことがあると同時に、アジェンダという考え方について研究いただきたい。	本計画は、海老名市環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する総合的な施策を定めた行政計画となります。 アジェンダの考え方としては、基本施策4において、環境未来像の実現に向けて、市・市民・事業者が主体的かつ協働しながら取組みを進めることとしており、その位置づけを行っています。
④	-	全体	自然環境の保全と防災対策を関連付けて考えるとよいと思う。	基本施策3の地球温暖化への適応策にて、自然環境の保全と防災の関係について既に触れているところです。今後は、緑の基本計画等の関連計画の所管課、防災業務所管課等と連携を図りながら、研究を進めていきます。

海老名市環境審議会
海老名市第三次環境基本計画（素案）意見とりまとめ

No.	頁	章	内容	対応
⑤	6	第1章 1. 2. 計画策定の背景 4) ①SDGsの概要	文中のSDGsの説明において、“ゴール（目標）”、“インディケーター（指標）”とあるが、“ターゲット”には、()内に日本語の説明がないが、不要か。	カッコ内の日本語の有無の統一が取れていなかったため、以下のSDGsにおけるカタカナ用語の意味を説明した内容に本文を修正します。 ・ゴール＝意欲目標 ・ターゲット＝行動目標 ・インディケーター＝指標
⑥	7	第1章 1. 2. 計画策定の背景 4) ③自治体メリットと役割	文中の“ステークホルダー”は一般的な言葉か。市民には不親切な言葉に感じる。	資料として添付する用語集にて説明します。
⑦	15	第2章 2. 1. 自然的条件 1) 気候	気候について、第二次環境基本計画では記載されていなかったが、新たな計画で取り上げられたのはなぜか。	第2章では、本市の環境の現状として、環境に関する基本的な事項が整理されており、気候については、自然的条件のひとつとして現状をまとめています。 現行計画では、環境の現状が整理されていなかったため、気候に限らず各分野で項目立てを行い整理しています。
⑧	18	第2章 2. 2. 社会的条件 2) 人口・世帯数	年齢別人口の構成について、実数のデータの方が分かりやすいと思う。	年齢別人口構成比の推移のグラフは、文中の少子高齢化の状況についての資料となります。実数の場合、増減が分かり易いですが、少子高齢化の資料としては、総人口に占める各年齢層の割合を示す必要があるため、原案のとおり構成比のグラフとします。

海老名市環境審議会
海老名市第三次環境基本計画（素案）意見とりまとめ

No.	頁	章	内容	対応
⑨	25	第2章 2.3. 環境面における現状 4) ④化学物質	文中に“環境基準の超過が見られた”とあるが、どの物質かページから読み取れない。	物質名は記載せず、原案のとおりとします。 しかしながら、ご意見を踏まえ、内容が分かり易いように本文を修正します。
⑩	36 ～	第2章 2.5. 第2次計画の検証 2) 事業実施状況について	“本計画における特筆すべき課題”に空欄が多いが、後から入るのか、無いのか。	課題が記載されていないものは、計画に関連する課題が上がらなかったものです。しかしながら、ご意見を踏まえて、課題の再精査を行い修正します。
⑪	46	第3章 3.2. 環境未来像及び基本方針	新たに環境未来像を設けることで、市、市民、事業者の目指すべき方向性が定まり、基本方針、施策の方針にうまくつなげることができていると感じる。	—
⑫	46	第3章 3.2. 環境未来像及び基本方針	環境未来像にSDG sのゴールを関連付けていただきたい。SDG sのゴールから、環境未来像の実現のために足りない部分を考えていくことができると思う。	ご意見を踏まえ、環境未来像にSDG sのゴールの関連付けを行います。 さらに、計画の資料として、SDG sのゴール別に施策の整理を行ったものを添付する予定です。これにより、ゴール別に関連ある施策を可視化するとともに、各部署の連携の強化の促進を図る等、研究を進めていきます。

海老名市環境審議会
海老名市第三次環境基本計画（素案）意見とりまとめ

No.	頁	章	内容	対応
⑬	47	第3章 3.2. 環境未来像及び基本方針	基本方針について、現行の「～を守ろう」、「～を活かそう」から「～推進します」、「～守ります」、「～行動します」等の宣言の形になっていることで各自が主体性を持ち取り組む姿勢が表現できており非常によい。	—
⑭	47	第3章 3.2. 環境未来像及び基本方針	新たな施策として、環境教育と協働を追加されることはよいと思う。協働や連携による地域内の地域循環共生圏の創造について研究していただきたい。	地域循環共生圏の市民・事業者への普及、持続可能な地域づくりについて研究していきます。
⑮	50	第3章 3.3. 本計画におけるSDGsとのつながり 2) 基本施策・施策の方針	施策の方針についてのSDGsの諸アイコンと絡めた説明は、市民にとって分かりやすく、関心と親しみを持ってもらえる工夫として評価できる。	—
⑯	50	第3章 3.3. 本計画におけるSDGsとのつながり	本文“SDGsで示されている一部の目標の達成にも貢献するもの”とあるが、誰のために達成・貢献するという考えか。	本計画は、環境未来像の実現に向けて、市・市民・事業者それぞれの役割を示しており、その取組みを進めていくうえで、SDGsの活用を図ります。
⑰	53	第4章 全体	施策の方針で具体的な数値指標、基本施策で市、市民、事業者が取り組む内容が明確に示されており、計画の推進、活動への参画が分かりやすい形になっている。	—

海老名市環境審議会
海老名市第三次環境基本計画（素案）意見とりまとめ

No.	頁	章	内容	対応
⑮	58	第4章 基本方針1 施策の方針1-2 循環型社会を形成します	3 Rから5 Rへ ・Refuse(リフューズ)：不要なものは受け取らない ・Repair(リペア)：修理して長く使う	5 Rについては、施策の方針1-2にて、その考え方を踏まえた内容としているところですが、ご意見を踏まえ、市民・事業者の環境配慮指針にリフューズとリペアを追記します。
⑯	80 ～	第4章 基本方針4 みんなで海老名の環境を考え、行動します	基本方針の1と4は、「環境」の視点では同じではないか。 基本方針4で求めるものは、「市民が自ら考え、学習し、自ら行動する自立する市民」の育成・サポート・環境づくりであり、そのための施策等をまとめるべきである。	基本方針1は、地球環境問題の解決に向けた取組、基本施策4では、環境教育と協働に向けた取組をまとめています。 基本方針4は、委員のご意見のとおりの方角性で施策等をまとめているところですが、ご意見を踏まえ、より趣旨が伝わるように本文を修正します。
⑰	83 84	第5章 5.2. 計画の進行管理について	2) PDCAの流れについて 計画推進の市民等への情報公開は、えびな環境白書だけでなく、幅広く伝わる方法をほかにも検討してみてもよいのでは。	今年度は、市民まつり・環境イベントにパネル出展を行い、多くの方に計画の周知が図られたと実感しているところです。今後も、計画の推進について、発信の機会や方法を検討していきます。

海老名市第三次環境基本計画の策定について（諮問）
答申内容（案）

市環境審議会の意見（資料4-1）を踏まえ、答申（案）を以下のとおり
としたい。

- 1 海老名市第三次環境基本計画（素案）については、新たに環境未来像を
設け、取組みの構成やその表現について市・市民・事業者が主体性をもっ
て取組むことができる内容に整理され、計画の更なる推進が期待されるこ
とから、概ねその内容を妥当と判断するとともに、次の意見を附するので、
これについて留意されたい。 【⇒意見 ⑪・⑬・⑮の内容】

- 2 素案に対する意見

- (1) 計画の内容に関すること

- i 施策とSDGsの関連付けは、市民に対し親しみやすさや関心の高揚
が図られることから、その工夫を評価するとともに、環境未来像への関
連付けについても検討されたい。 【⇒意見 ⑫・⑮の内容】

- ii 循環型社会の形成に向けて、5Rの考え方を施策に取入れることを検
討されたい。 【⇒意見 ⑮の内容】

- iii 基本方針4「みんなで海老名の環境を考え、行動します」について、
更なる内容の精査を図り、市民が自ら考え、行動するための環境づくり
に向けた施策となるよう検討されたい。 【⇒意見 ⑮の内容】

- iv 現行計画の進捗状況をより明確にするため、事業実施状況における課
題について精査されたい。 【⇒意見 ⑮の内容】

- (2) 計画の推進に関すること

- i 計画の推進について、市民等への周知の機会や方法の更なる拡充を図
られたい。 【⇒意見 ⑮の内容】

パブリックコメント
海老名市第三次環境基本計画（素案）意見とりまとめ

1 結果概要

- (1) 意見募集期間 令和元年12月2日（月）～令和2年1月6日（月）まで
 (2) 意見提出者数 3名
 (3) 提出意見数 9件

2 意見の概要及び考え方

No.	意見の内容（趣旨）	ご意見に対する考え方及び計画への反映
①	パブリックコメントの実施にあたり、以下の内容を含めた要約を作成されたい。 ・ 前回計画目標の達成状況（定量的、具体的に） ・ 前回計画との相違点 ・ 計画の目標（定量的、具体的に） ・ 市民に特に注目して欲しい点	ご意見を今後の参考とさせていただきます。
②	目標は極力定量的に、又は具体的に設定すべきと考えます。第二次環境基本計画でもこの点が不十分なため、検証結果を見ても改善された様子が感じられません。 “努めます”“減らします”“推進します”では管理にならないし、改善されないと思います。 定量的、又は具体的に目標設定が出来ない項目は目標とすべきではないと考えます。	第三次環境基本計画（素案）では、施策の方針ごとに具体的な数値指標を設定するとともに、海老名環境マネジメントシステムで進行管理を行うこととしています。

パブリックコメント
海老名市第三次環境基本計画（素案）意見とりまとめ

No.	意見の内容（趣旨）	ご意見に対する考え方及び計画への反映
③	生活環境の振動・騒音対策について、鉄道が含まれていないので、対象にされたい。	振動・騒音対策については、法令に基づき取組んでまいります。ご意見を踏まえ、事業者への取組みをより促すよう、事業者の環境配慮指針の文言を修正します。
④	プラスチックごみが国際的な問題になっていることから、土壌分解されないレジ袋の使用・販売の禁止やレジ袋の有料化を小売業以外にも拡大する等の検討をするべきである。	第三次環境基本計画（素案）では、レジ袋の削減について、マイバックの持参や代替品の検討を市民・事業者の環境配慮指針としています。 プラスチックごみの削減にかかる取組については、国・県・近隣自治体等を参考にしながら、引き続き研究を進めてまいります。
⑤	「再生可能エネルギーや高効率エネルギー利用機器の導入支援を実施」の趣旨に賛同する。今後、具体的な施策へ反映されたい。 あわせて、下線部を追記されたい。 「 <u>高効率エネルギー利用機器（ガスコージェネレーションシステム等）の導入支援を実施</u> 」	こちらで指している「高効率エネルギー利用機器」は、多種あることから、例示はせずに、原案のとおりとします。 ご意見を踏まえ、高効率エネルギー利用機器については、用語集で概要を説明することとします。
⑥	第4章/基本施策1「省エネルギーの推進」における市の施策「エネルギー効率の向上」の趣旨に賛同する。今後、具体的な施策へ反映されたい。	ご意見として承ります。

パブリックコメント
海老名市第三次環境基本計画（素案）意見とりまとめ

No.	意見の内容（趣旨）	ご意見に対する考え方及び計画への反映
⑦	第４章/基本施策１「省エネルギーの推進」における市民の環境配慮指針に以下のとおり追加されたい。 「快適な温熱環境の確保や健康への配慮が図られるよう、断熱性、気密性、さらにはヒートショック対策を含め住戸内の温度差を小さくする等の住宅に関する適正な水準を確保します。」	省エネの観点からの住宅建設については、素案の内容で充足していると考えますので、原案のとおりとします。
⑧	第４章/基本施策２「低炭素社会の実現に向けた取組の推進」における市の施策「再生可能エネルギー等の普及促進」の趣旨に賛同する。今後、具体的な施策へ反映されたい。	ご意見として承ります。
⑨	第４章/基本施策２「低炭素社会の実現に向けた取組の推進」における市民の環境配慮指針及び事業者の環境配慮指針「蓄電池、エネファームを導入し、電力の地産地消に努めます。」の趣旨に賛同する。今後、具体的な施策へ反映されたい。	ご意見として承ります。

海老名市第三次環境基本計画
(最終案)

令和2年〇月
海老名市

はじめに

海老名市は、美しい田園風景、丹沢大山・富士山の眺望、豊かな緑地が残る自然環境に恵まれた安らぎのあるまちです。その一方で、鉄道3線がとおる利便性の高いまちとして、都市化が進んでおります。

さて、近年、異常気象による猛暑や豪雨などの被害が相次いで発生しており、地球温暖化をはじめとした、様々な環境問題が深刻化しています。また、プラスチックごみによる海洋汚染、食品ロス、生態系の破壊などの顕在化してきた環境問題への対応等、社会状況も刻々と変化しています。



こうした状況を踏まえ、この度「海老名市第三次環境基本計画」を策定し、新たに環境未来像として「みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち」を設定しました。本市のにぎわいを継続しながら自然を守り・育み、将来にわたって皆さまが笑顔になれるまちの実現に向け、計画を推進してまいります。

環境未来像の実現には、一人ひとりが環境問題を自分の事として捉え、協働しながら取り組みを進めていくことが大切です。本計画では、新たに、世界で取り組まれているSDGsを活用することで、みなさんと問題意識の共有、相互の連携が深まると考えています。

結びに、本計画の策定にあたりまして、様々な機会を通じ貴重なご意見等をいただきました市民・事業者のみなさまをはじめ、海老名市環境審議会委員並びに多くの関係者のみなさまに熱くお礼を申し上げますとともに、今後も計画の実現に向けて、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

海老名市長 内 野 優

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1.1.	計画策定の経緯及び趣旨	1
1.2.	計画策定の背景	2
1.3.	計画策定の基本的な考え方	9
1.4.	計画の位置づけ	10
1.5.	計画の期間	12
1.6.	計画が取り扱う環境と対象範囲	12
1.7.	計画の主体と各主体の役割	14
第2章	本市の環境の現状と課題	15
2.1.	自然的条件	15
2.2.	社会的条件	17
2.3.	環境面における現状	19
2.4.	市民意識調査結果	30
2.5.	第2次計画の検証	34
2.6.	現状における課題	40
第3章	本計画が目指す姿	45
3.1.	基本理念	45
3.2.	環境未来像及び基本方針	46
3.3.	本計画におけるSDGsとのつながり	50
第4章	環境未来像実現に向けた取組	53
4.1.	取組の構成	53
4.2.	具体的な取組	54
基本方針1	地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます	54
基本方針2	健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します	64
基本方針3	“海老名らしさ”を守り、育み、将来に引き継ぎます	71
基本方針4	みんなで海老名の環境を考え、行動します	80
第5章	計画の推進体制と進行管理	83
5.1.	計画の推進体制について	83
5.2.	計画の進行管理について	84
資料編		

第1章 計画の基本的事項

1.1.1. 計画策定の経緯及び趣旨

本市では、平成10(1998)年に「海老名市環境基本条例」を公布し、これに基づいて平成13(2001)年度から平成22(2010)年度までの10年間を計画期間とした海老名市環境基本計画を策定しました。その後、計画期間の終了を受けて、新たに平成21(2009)年度から平成29(2017)年度までの海老名市第二次環境基本計画を策定しましたが、海老名市第四次総合計画との整合を図ることで効率的・効果的な環境施策の推進を図るため、計画期間を2年延長し、平成31(2019)年度に計画期間の最終年を迎えることとなりました。

海老名市第二次環境基本計画策定後における主な環境課題としては、気候変動問題に関する新たな国際的な枠組みであるパリ協定が締結され、世界的な規模での温室効果ガス排出削減を今まで以上に推進する必要がある一方、台風の大型化や局地的集中豪雨の増加をはじめとした自然災害等、温暖化による影響への対応の必要性も生じています。

また、食品ロスの削減やプラスチックごみによる海洋汚染対策等、新たな環境課題への対応の必要性が生じています。そして、このような人間活動によって地球の持続可能性が危ぶまれている状況を受け、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）への取組も重要となっています。

このような状況を踏まえ、本市は、市を取り巻く環境の現状や課題をはじめ、これまでの環境に関する取組の評価等を踏まえ、また、新たな環境課題等に対応すべく、今後10年を見据えた「海老名市第三次環境基本計画」を策定することとします。

海老名市環境基本条例【抜粋】

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを旨として、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、積極的に推進されなければならない。

1.2. 計画策定の背景

1) 地球温暖化問題への対応

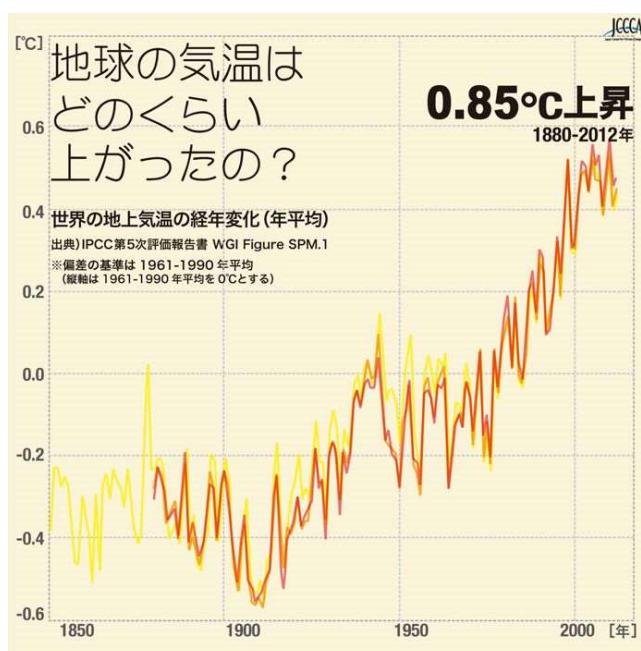
平成 25(2013)年から平成 26(2014)年にかけて公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、1950(昭和 25)年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものであるとされています。気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980(昭和 55)年代に比べ 2000(平成 12)年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、都市部においては暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水が発生する等、21 世紀に入ってから毎年のように世界各地で気候変動と関連すると思われる事象が発生しています。

このような状況の中、平成 27(2015)年、フランス・パリで開催されたCOP21において、法的拘束力のある国際約束であるパリ協定が採択され、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2度より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げ、平成 29(2017)年3月末現在、気候変動枠組条約締結国の197の国・地域のうち、日本を含めた141の国・地域がパリ協定を締結しています。

国は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画を閣議決定(平成 28(2016)年)し、パリ協定や平成 27(2015)年に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、令和 12(2030)年度の中期目標として、温室効果ガスの排出を平成 25(2013)年度比 26%削減するとともに、長期目標として「2050(令和 32)年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としており、目標達成に向けた取組の推進が必要です。

また、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要です。このため国は、気候変動適応法を施行(平成 30(2018)年12月)するとともに、気候変動適応計画を策定(平成 30(2018)年11月)し、将来予測される被害の回避・軽減に向けて、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって総合的に進めています。

出典 IPCC 第5次評価報告書

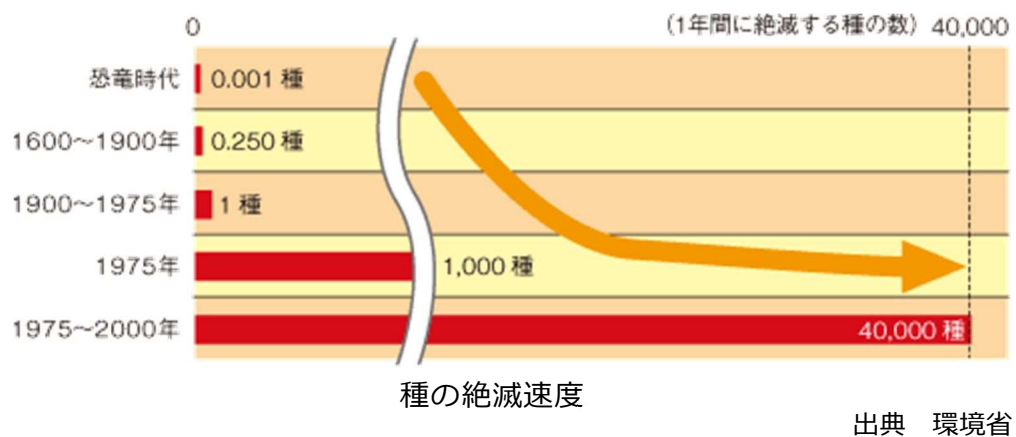


2) 生物多様性の危機への対応

生命が地球に誕生して以来、これまでに生物が大量に絶滅する、いわゆる大絶滅が5回あったとされていますが、現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれています。現代の大絶滅は、人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、多くの生きものが絶滅の危機に瀕しています。このような中、日本における生物多様性は、「4つの危機」に直面しており、危機を受けて、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しています。

4つの危機とは、“開発や乱獲による種の減少・絶滅や生息・生育地の減少”、“里山等の手入れ不足による自然の質の低下”、“外来種の持ち込みによる生態系の乱れ”、“地球環境の変化による危機”であり、これらに対応するため、国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」に基づいて生物多様性の保全に取り組んでいます。

特に、まとまった緑や緑のつながりは、生物の生息・生育・繁殖空間や生物多様性を保全するうえで重要な役割を担っていることから、山地・丘陵地や農地等のまとまった緑の保全や市街地の緑をネットワークで結ぶ等、地域における生物多様性に配慮した取組を進める必要があります。



3) 資源や食料需給のひっ迫への対応

大量生産・大量消費社会が世界に広がることで、新興国を中心に急激な人口増加、経済発展、都市化が進行しています。循環型社会という観点からは、世界全体の人口増加や経済成長によって中長期的に資源制約が強まることが予想されるとともに、新興国における経済発展や資源政策によって、今後、資源価格の高騰、鉱物資源の品位の低下、途上国における不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生等の課題が生じることが懸念されています。

さらに、人類の生存に欠かせない食料資源についても中長期的には需給がひっ迫することが懸念されている一方、国内においてはその食料の多くを海外に頼りながら依然として大量の食品廃棄物、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス）

が発生している状況です。このため、国は「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元(2019)年 11 月）を施行し、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進しています。

また、利便性の高さから日常生活において欠くことができない存在となっているプラスチック製品については、様々な要因で海洋に流入することで、海洋生物の誤食や、マイクロプラスチックの生体濃縮等の問題を生じており、生態系への悪影響が懸念されています。このため、国は「プラスチック循環資源戦略」（平成 30(2018)年 6 月）を策定し、レジ袋の有料化義務化等ワンウェイプラスチックの使用削減をはじめとして、プラスチック資源の循環利用を推進しています。

このような現状を踏まえ、平成 30(2018)年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」においては、循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性の一つとして、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」を掲げ、循環資源、再生可能資源、ストック資源の有効活用等によって、地域の自然、物質、人材、資金を地域で循環させ、地域のオーナーシップと魅力を高め、地域の活性化につなげていくことを目指しています。



地域循環共生圏とは ～地域が自立し、支え合う関係づくり～

出典 環境省

4) 持続可能な開発に向けた取組の推進

平成 27(2015)年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下、「2030 アジェンダ」という。)は、国際社会全体が、前述した人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。この合意が採択されたことにより、国際社会の基本理念として「持続可能な開発」という考え方が深く浸透しつつあるということができます。

この 2030 アジェンダの中核を成す、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下、「SDGs」という。)は、17 のゴールと、ゴールごとに設定された合計 169 のターゲットから構成されています。SDGs は、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用されるという普遍性を持つこと、また、包括的な目標を示すとともに各々の目標は相互に関連しており、分野横断的なアプローチが必要とされていることが大きな特徴です。また、多種多様な関係主体が連携・協力することの促進や、環境、経済、社会の三側面統合の概念が示されており、環境基本計画と方向性や概念が一致しているゴールとターゲットがあると考えられています。



SDGs の 17 のゴール

出典：国連広報センター

① S D G s の概要

S D G s とは、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体目標であり、令和 12(2030)年までに実行、達成すべき事項を整理しています。平成 12(2000)年に国連ミレニアム・サミットで採択されたミレニアム開発目標（以下、「M D G s」という。）の理念を取り込みつつ新たに策定された目標です。M D G s が貧困や初等教育、保健等発展途上国に関連する目標が主だったのに対し、S D G s は健康や福祉、平和と公正等先進国を含む全ての国々が対象となる取組目標を定めており、全世界共通の目標となっています。また、持続的な開発を目指す上で重要とされる 3 つの次元、すなわち経済、社会、環境の統合を目指すことが示されています。

S D G s の構造は、持続可能な開発に向けた意欲目標である 17 のゴール、測定可能な行動目標であり具体的で詳細な 169 のターゲットで構成されています。さらにこの S D G s の進捗状況を定量的・定性的に計測するための指標であるインディケーターが設けられており、各国の進捗状況がモニタリングできるようになっています。

表 S D G s の 17 のゴール

 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7. エネルギーをみんなに、 そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
 6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する		17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		

② S D G s に関する国内動向

国内においては、平成 28(2016)年に政府内部に「持続可能な開発目標（S D G s）推進本部」が設置されるとともに、推進本部の下に S D G s の達成に向けた取組を広範な関係者（行政、N G O、N P O、有識者等）が協力して推進するために意見交換を行う「持続可能な開発目標（S D G s）推進円卓会議」が設置されました。

平成 28(2016)年に持続可能な開発目標実施のための国の指針として、「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」が策定されました。この中では、S D G s 達成に向けた取組の推進に当たっての自治体の役割の重要性が指摘されています。

さらに、平成 29(2017)年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」では、S D G s 達成に向けて取り組む都道府県・市町村の数を令和 2 (2020)年までに 30%に引き上げるとする成果目標が挙げられており、S D G s 達成に向けて国は今後自治体における S D G s の普及を重要視していることがわかります。

③自治体が S D G s に取り組むことのメリット及び自治体の役割

「「地方創生に向けた自治体 S D G s 推進のあり方」コンセプト取りまとめ」（平成 29(2017)年 11 月 自治体 S D G s 推進のための有識者検討会）の中で、自治体が S D G s に取り組むことのメリット及び住民やステークホルダーから見た自治体の役割が示されています。

S D G s に取り組むことは、短期的にみた生活サービスの向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくこととなり、住民の生活環境向上につながります。さらにこのような活動を通じたステークホルダーとの連携により、域内での循環型経済の進展も予想されるなど、持続可能な開発を通して自治体の一層の活性化を図り、地方創生につなげていくことができると考えられています。

また、S D G s の推進には住民や事業者等の広範で多様な主体の参画が不可欠であり、このため、自治体はS D G s の概念の普及や率先的な導入を通じてステークホルダーの参画を促すとともに、多様なステークホルダー間の連携支援や市民の交流や地域経済活動の拠点としての場の創出、国や関係自治体との調整等の役割を担っていく必要があります。

表 自治体がS D G s に取り組むことのメリット及び自治体の役割

メリット	• 住民のQ O L（Quality of Life）の向上 • 自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進 • 経済、社会、環境政策の統合による相乗効果の創出 • ステークホルダーとの連携とパートナーシップの深化 • S D G s 達成への取組を通じた、自律的好循環の創出
役 割	• 国との調整 • 多様なステークホルダー間の連携の支援 • 成功事例を実現するためのノウハウの発信 • 市民の交流や地域経済活動の拠点となる場の創出 • 意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点づくりの牽引役 • 地域の取組を国内外へ発信

出典：「地方創生に向けた自治体S D G s 推進のあり方」コンセプト取りまとめ
（平成 29(2017)年 11 月 自治体S D G s 推進のための有識者検討会）

1.3. 計画策定の基本的な考え方

■ 第二次環境基本計画をベースとして、さらなる発展を図ります

第二次環境基本計画では、海老名市第四次総合計画でかけられた将来都市像「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」の実現に向けて、施策の体系を「地球環境」「地域環境」の2つに捉え、様々な取組を行ってきました。このような中、本計画の上位計画に位置する総合計画「えびな未来創造プラン2020」（計画年度：令和2（2020）年～令和11（2029）年）が策定されるとともに、近年、地球温暖化対策における適応策の推進等、新たな課題への対応が自治体に求められています。このため、本計画においては、現行計画をベースとしつつ、施策の体系の見直しを行うことで、総合計画「えびな未来創造プラン2020」をはじめ、新たな環境課題等への対応を図ります。

■ 海老名環境マネジメントシステムとの一体的な進行管理が可能な計画とします

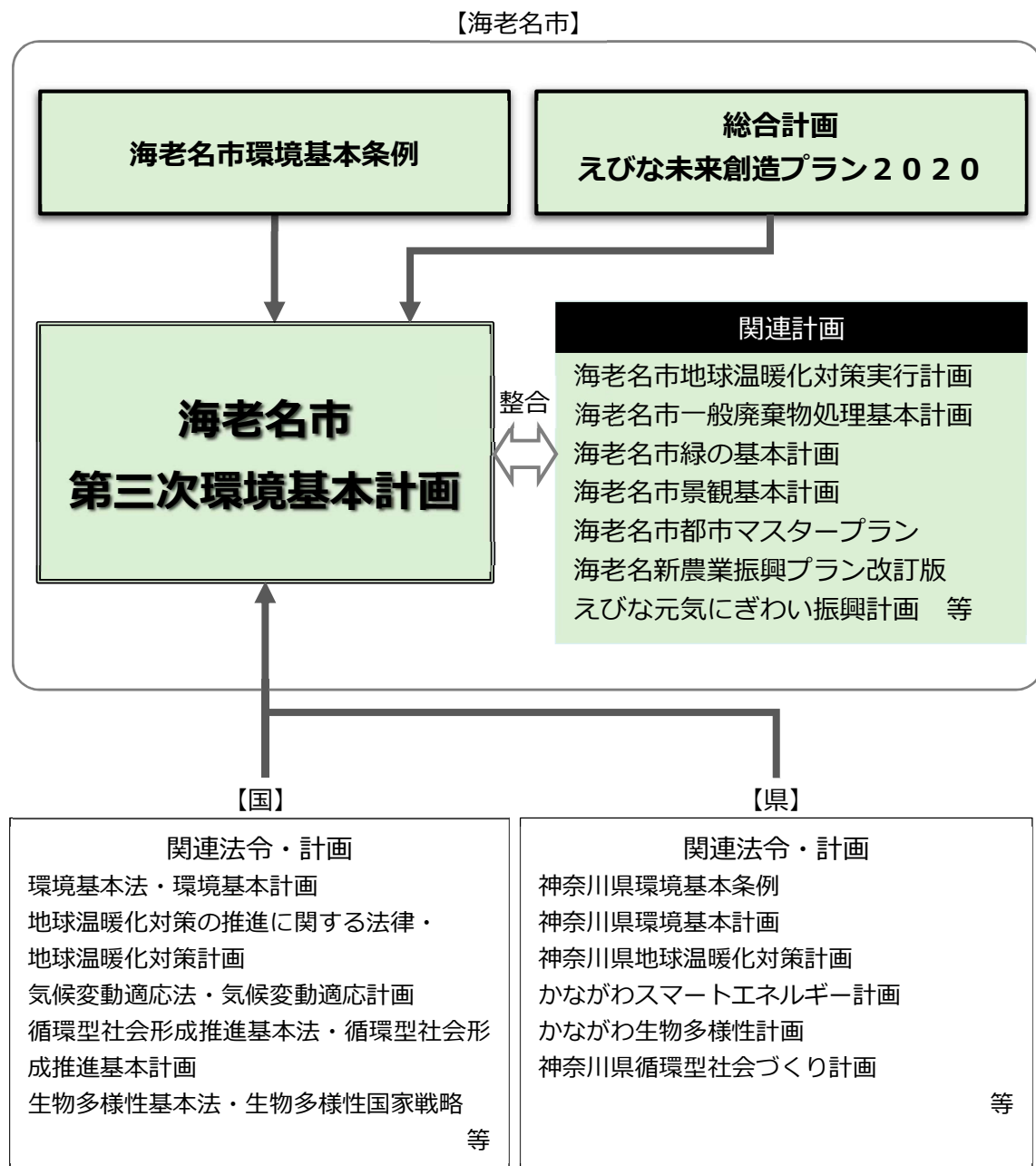
本市では、平成13（2001）年に環境に関する国際規格であるISO14001の認証を取得して以来、約16年間に及び環境に関する取組を継続しており、平成29（2017）年からはより効率的かつ効果的な取組へと進化を遂げるべく、本市独自の環境管理システムとして「海老名環境マネジメントシステム」の運用を開始しました。海老名環境マネジメントシステムはその目的のひとつに環境基本計画の推進が位置付けられていることから、本計画は数値指標を新たに盛り込む等海老名環境マネジメントシステムとの十分な整合を図り、効率的・効果的な運用が可能な計画とします。

■ SDGsの目標への貢献が期待されます

SDGsの17のゴールは、全世界で普遍的な目標であり、人々が生活し、コミュニティが存在する地域では、関連性の大小は異なりますが、どこでも何らかの関わりを持っています。本計画は、さまざまな環境課題に多面的に対応しており、計画の推進にあたって、関連するSDGsの目標への貢献が期待されます。さらに、本計画では、本市が取組む環境施策とSDGsとの関連性を示すことで、多くの市民、事業者がSDGsについて理解を深めるとともに、本計画では新たに人づくりを個別の施策として位置付けることで、取組みへの主体的な参画を促します。

1.4. 計画の位置づけ

本計画は、海老名市環境基本条例第8条に基づき策定します。また、環境に関する個別計画との整合を図ります。



海老名市環境基本条例【抜粋】

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示さなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者の意見を反映するように努めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

1.5. 計画の期間

本計画は、海老名市第三次環境基本計画の計画期間である令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間とします。なお、中間年度にあたる令和6(2024)年度には計画内容について見直しを行います。



図 計画の期間

1.6. 計画が取り扱う環境と対象範囲

1) 環境の範囲

本計画の対象範囲は、海老名市環境基本条例の第7条で定められている施策の策定に係る指針及び、近年における環境課題等を踏まえ、以下に示すとおりとします。

地球環境	省エネルギー、再生可能エネルギー、豪雨、暑熱 等
資源循環	廃棄物、資源化、リサイクル 等
自然環境	緑地、緑化、水辺、生物多様性、外来生物 等
生活環境	水質汚濁、河川、水循環、地下水、大気汚染、騒音・振動・悪臭、化学物質 等
地域資源	まちづくり、道路環境、地域美化、農業、景観、歴史遺産 等
人づくり	環境教育・学習、市民協働 等

海老名市環境基本条例【抜粋】

（施策の策定等に係る指針）

第7条 市は、基本理念にのっとり、施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が確保されるよう努めるものとする。

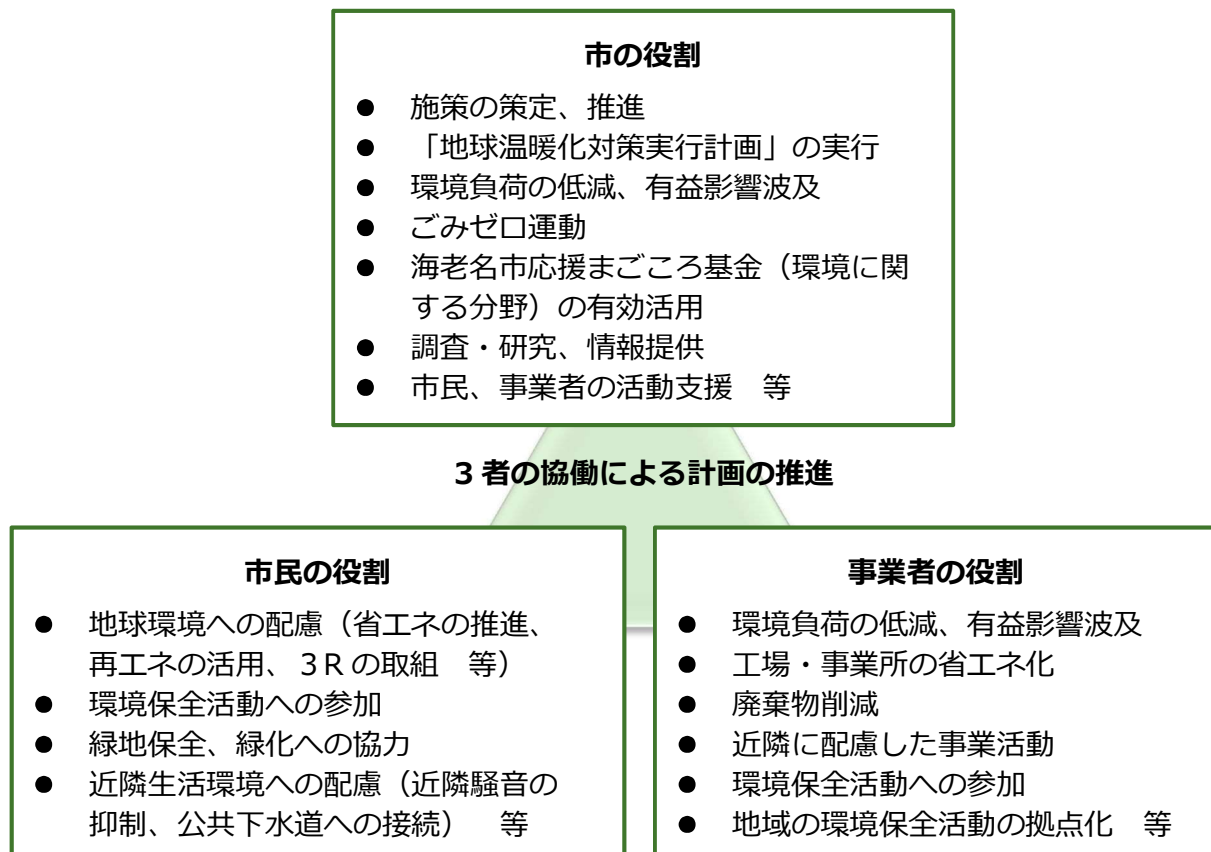
- （1） 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- （2） 生態系の多様性を確保するとともに、農地、河川、丘陵地等における多様な自然環境の体系的な保全を図ること。
- （3） 人と自然との触れ合いの場を確保するとともに、良好な景観と歴史的文化遺産の保全を図ること。
- （4） 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的利用が推進される社会の構築を図ること。

2) 対象範囲

海老名市の全域を対象とします。ただし、大気や水環境、地球環境等、広域的な対応が必要な事項については、国や県、周辺自治体との連携や地球全体を視野に入れた計画とします。

1.7. 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、市、市民、事業者です。各主体の役割は、海老名市環境基本条例第4条から第6条に定めるとおりとします。



海老名市環境基本条例【抜粋】

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

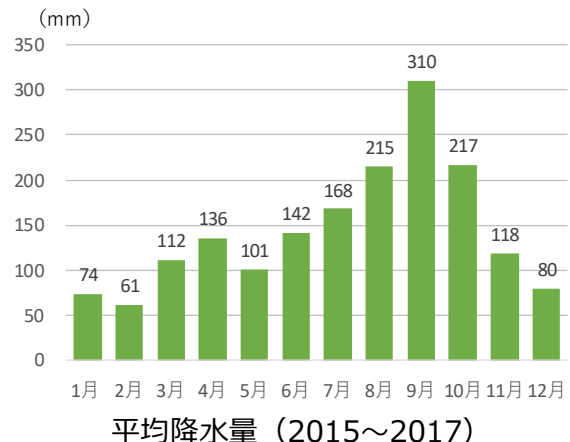
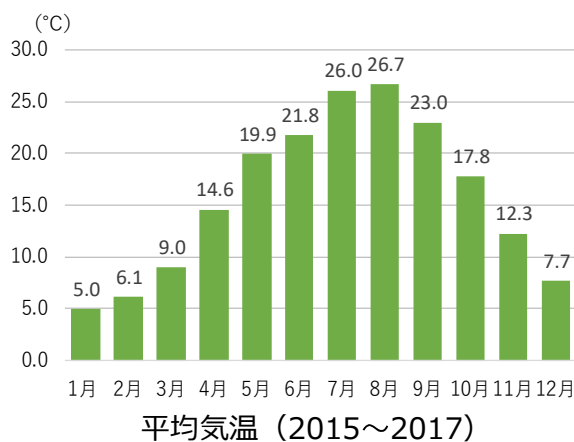
第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 本市の環境の現状と課題

2.1. 自然的条件

1) 気候

本市の平成27(2015)年から平成29(2017)年における平均気温は15.8℃となっており、月別に見ると8月が26.7℃で最も高く、1月が5.0℃で最も低くなっています。同じく平成27年から平成29年における月別平均降水量は144mmとなっており、最も多いのが9月で310mm、最も少ないのが2月で61mmとなっています。

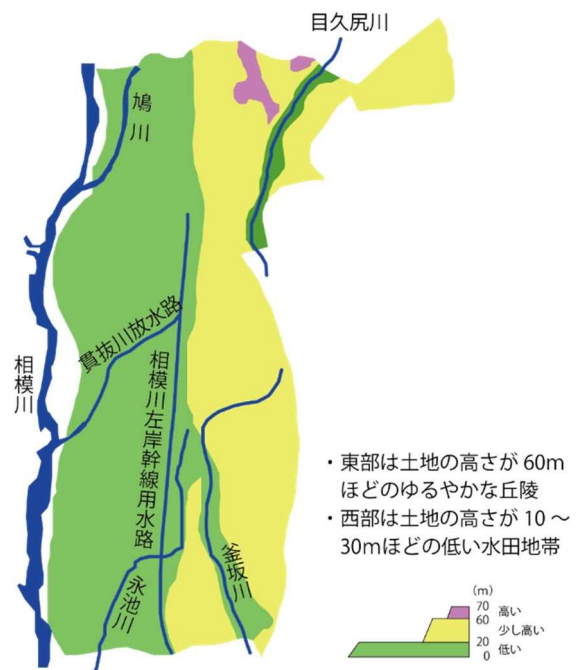


資料：気象庁ホームページ（海老名観測所）

2) 地形・地質

本市は、相模川によって作られた相模原台地と相模平野にまたがって位置しています。相模原台地は、更新世の後期に、地盤の上昇や海水準の低下に伴って台地化した洪積台地です。15～20mの厚さに達する関東ローム層に覆われています。本市は海拔30～60mにあり、この台地には、東柏ケ谷、柏ケ谷、上今泉、国分、望地、勝瀬、大谷、杉久保、本郷が位置しています。

相模平野は、沖積世に相模川の体積作用によって形成された、県下最大の平野部です。海拔12～32mにあり、相模原台地との境界には、南北に伸びた段丘斜面が形成されています。下今泉、上郷、河原口、中新田、今里、社家、中野、門沢橋等が位置し、水田が広い面積を占めています。また、宅地は、相模川の自然堤防に沿って南北に伸びています。



市の地形・地質の概要

資料：「海老名の自然～植物～」より作成

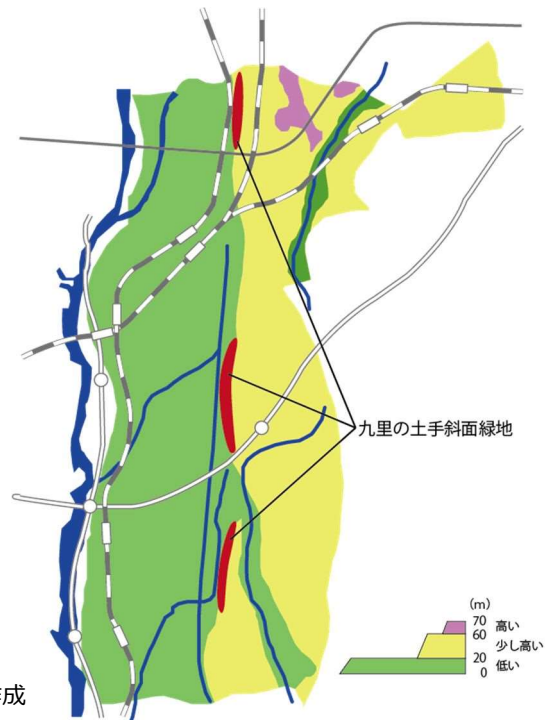
3) 自然環境

本市は、西端を南北に相模川が流れ、中央部を相模原市横山から寒川までのびる河岸段丘（通称「相模横山九里の土手」）によって丘陵地帯と水田地帯とに分かれています。この相模横山九里の土手は、過去には多くの雑木林でつながっていましたが、近年は宅地が著しく増え、現在は点在化しています。

※河岸段丘：川による長年の浸食と陸地の隆起によって造られた階段状の地形。

九里の土手斜面緑地の位置

資料：「海老名市景観推進計画」
「海老名の自然～植物～」より作成



2.2. 社会的条件

1) 位置・交通

本市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、東京から 40km、横浜から 20km 圏内にあります。市域面積は約 26.59 ㎢（平成 27(2015)年 4 月時点）で、東西 6.15km、南北 8.70km の南北に長い形状となっており、西は相模川を隔て厚木市、北は座間市、東は大和市及び綾瀬市、南は藤沢市及び寒川町と接しています。

交通については、鉄道が小田急小田原線（以下「小田急線」という。）、相模鉄道本線（以下「相鉄線」という。）、J R 東日本相模線（以下「J R 相模線」という。）の 3 路線が乗り入れており、また東名高速道路及び第 2 東名高速道路、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）が通過するとともに、これらの高速道路を結ぶ海老名 J C T、海老名南 J C T が整備され、交通の要衝として重要な役割を担っています。

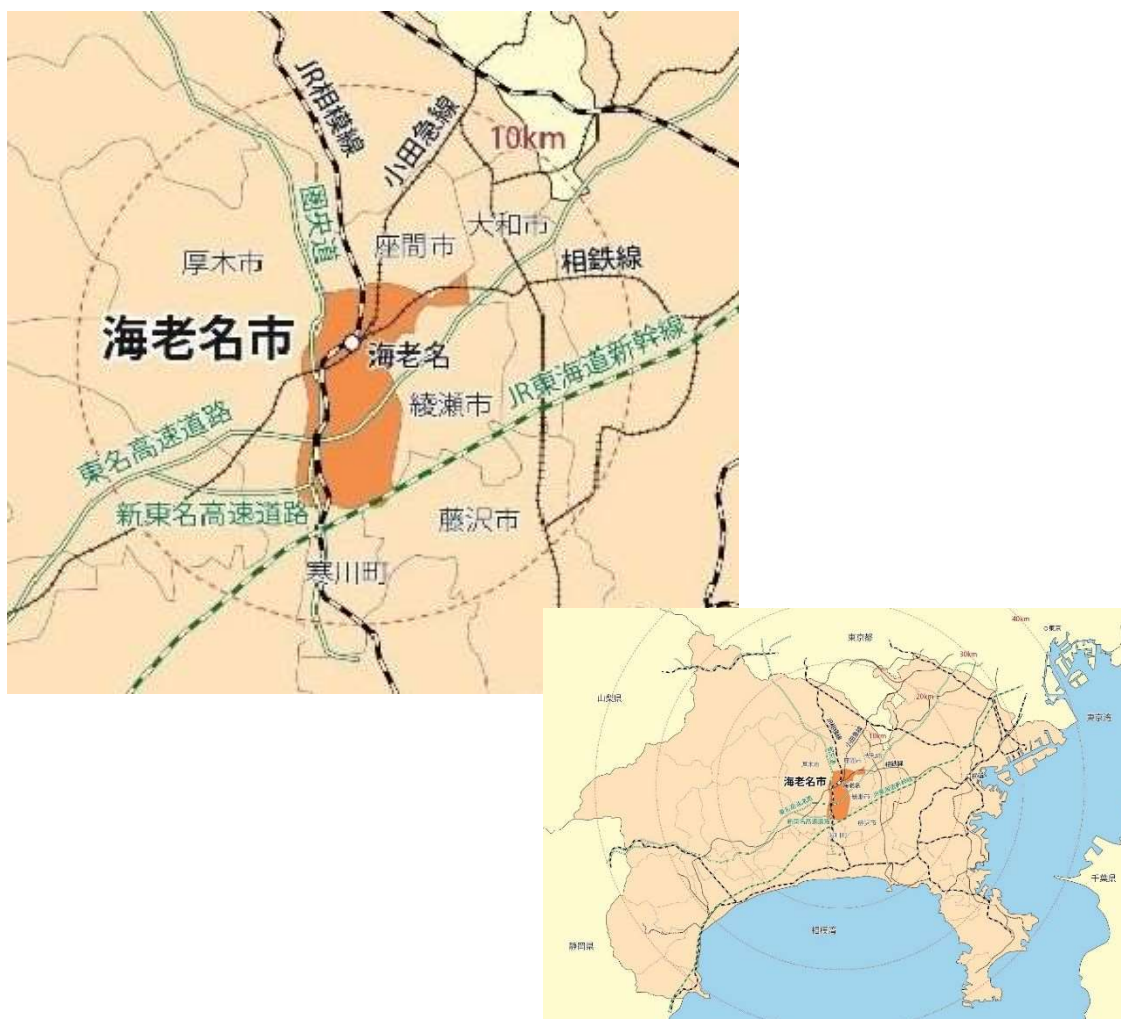


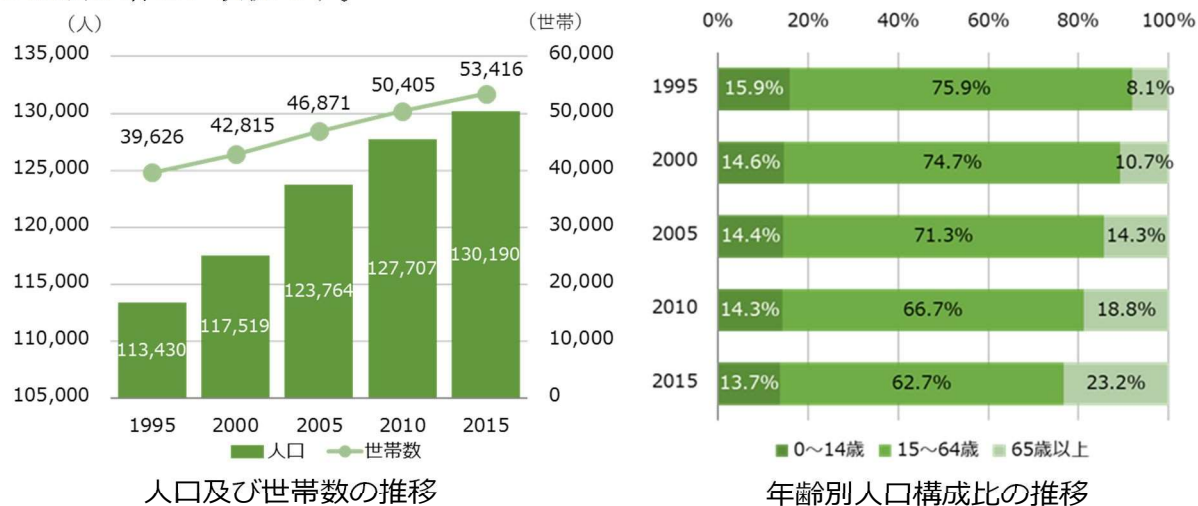
図 海老名市の位置

出典：海老名市都市マスタープラン

2) 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数は、平成 27(2015)年 10 月 1 日現在で 130,190 人、53,416 世帯となっており、人口、世帯数ともに増加の傾向がみられます。

年齢別構成比をみると、平成 12(2000)年は 15 歳未満の割合が 14.6%、65 歳以上の割合が 10.7%でした。しかしながら、平成 27(2015)年には 15 歳未満が 13.7%、65 歳以上が 23.2%と 15 歳未満の割合が減少し、65 歳以上の割合は増加しており、少子高齢化の進展が著しい状況です。



資料：国勢調査

3) 土地利用

平成 27(2015)年度都市計画基礎調査における土地利用現況を見ると、都市的土地利用（住宅、商業・業務、工業・運輸、公共公益、公園、交通、その他）が 68.8%を占めており、基本的には都市としての側面が強くなっています。中でも住宅用地が 25.5%と最大の割合を占めるほか、交通施設用地と工業・運輸施設用地が合わせて 23.4%と高い割合を占めており、本市は住宅地かつ交通の要衝という特徴があります。一方、農地も 20.5%と高い割合を占めており、農業生産地としての一面も有しています。



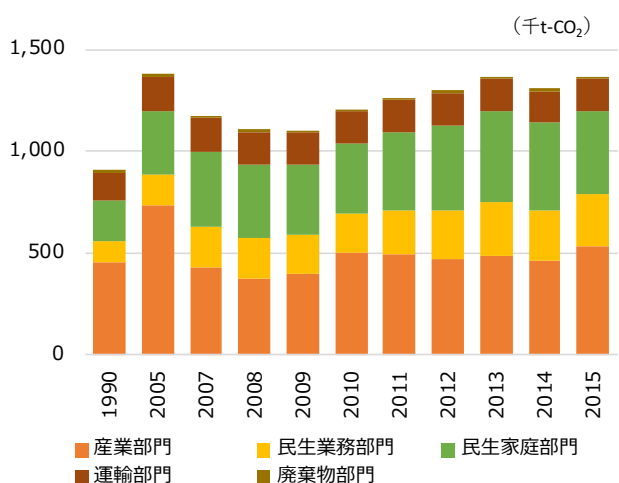
資料：海老名市

2.3. 環境面における現状

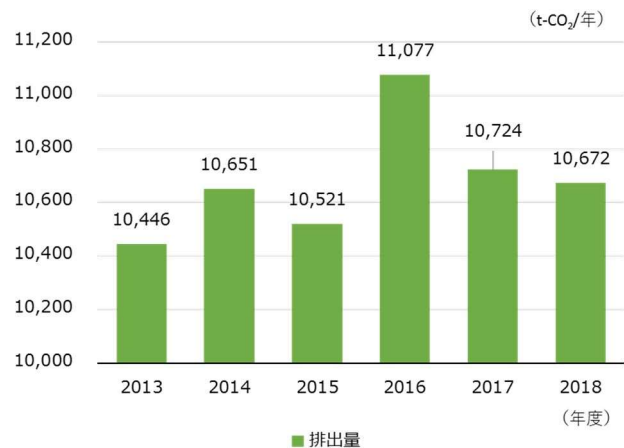
1) 地球温暖化

本市においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、海老名市地球温暖化対策実行計画を策定し、市域から排出される温室効果ガスの削減を推進しています。また、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスを削減するため、海老名市環境マネジメントシステムによる進行管理のもと、省エネ活動やごみゼロ運動に取り組んでいます。

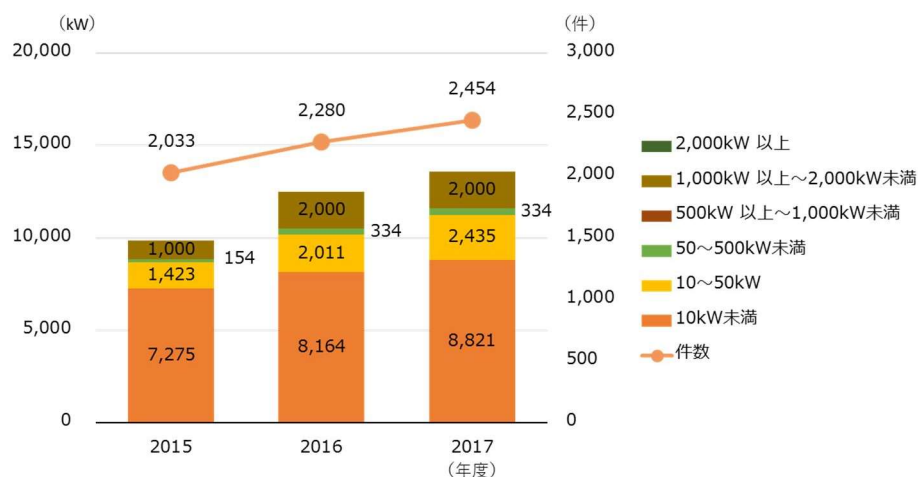
市は、太陽光発電施設や定置用リチウムイオン蓄電池、電気自動車等の温室効果ガス排出削減等につながる設備の普及を図るため、環境保全対策支援事業として市民や事業者が導入する際の支援を行っています。



市内の温室効果ガス排出量の推移
資料：環境省



市の事務事業における温室効果ガス排出量の推移
資料：海老名市



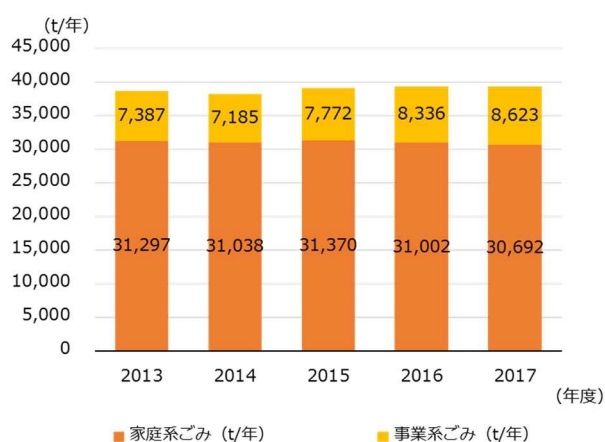
固定買取価格制度に基づく
市内の再生可能エネルギー（太陽光）認定容量及び件数
資料：固定価格買取制度情報公開用ウェブサイト

2) 廃棄物処理・資源循環

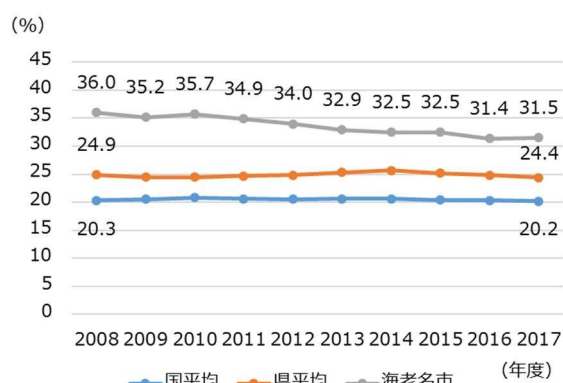
本市のごみの排出量は概ね 39,000 t 前後で推移しております。家庭系ごみ(資源を含む)の排出量は、微増・微減を繰り返しており、また、事業系ごみの排出量は、市内事業所の活性化に伴い増加傾向にあります。

本市の資源化率は、国及び県より上回ってはいますが、減少傾向にあります。

市では、令和元(2019)年9月から家庭系ごみの一部有料化と戸別収集を開始しており、ごみの減量、資源化率の向上を図っています。また、可燃ごみの約40%を占める生ごみを削減するため、生ごみ処理機設置に対する購入補助を行っています。



ごみ排出量の削減状況



リサイクル率の推移の比較

資料：一般廃棄物処理基本計画



戸別収集の様子



生ごみ処理機の展示の様子

3) 緑、生きもの

① 緑

本市の都市計画区域における緑被地の面積は1,040.0ha、緑被率は39.1%となっており、都市計画区域の緑被地を構成する緑は、農地が最も多く20.0%、次いで樹林地等が12.0%、草地が7.0%の順に多くなっています。

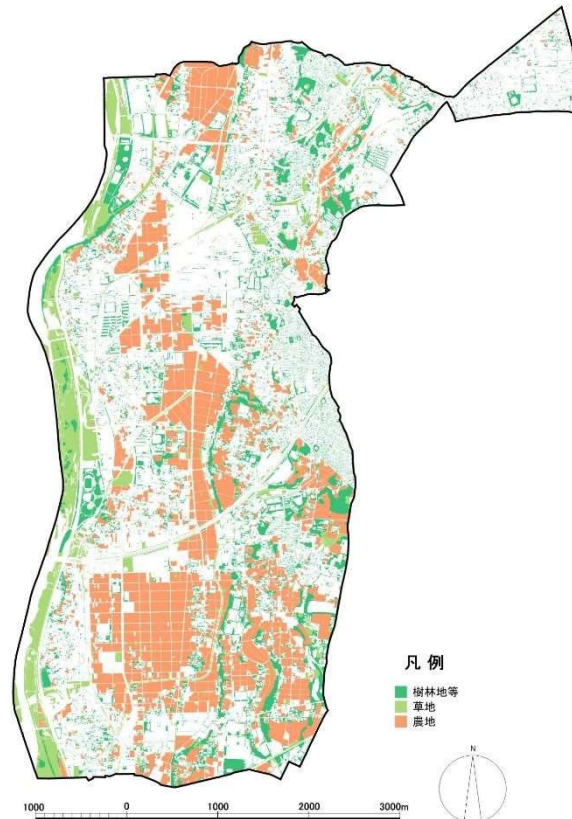
市街化区域は都市公園等を含む樹林地等の割合が最も高いのに対し、市街化調整区域は農地の割合が最も高くなっています。

本市は、緑地の大部分が水田・畑であり、自然林、スギ、ヒノキ等の人工林、クヌギ、コナラ等の二次林及び竹林等が斜面緑地として若干分布しています。

海老名市の自然植生※¹は、大部分が常緑広葉樹林で覆われていたと考えられ、火山灰土の厚い台地はシラカシ林、湿った沖積低地はタブノキ林とムクノキ・エノキ林、また川沿いではヤナギ林やオギ、ヨシの草原が広がると考えられます。しかし、その多くが人間活動によって、代償植生※²である現在のみどりに置き換わったと考えられます。

※1 自然植生：人間の影響を全く受けないで発達した植生

※2 代償植生：様々な人為的影響を受けてできた植生



緑被分布現況図

資料：海老名市オルソ写真(2015.9.30 撮影)
を基に作成



市内の水田（本郷）の様子

② 生きもの

県は5年に一度の頻度で、相模川・酒匂川の両水系のモニタリング調査を実施しており、市内では、鳩川（馬舟橋）と永池川（平泉橋）の2地点で調査を実施しています。この調査によって、河川環境を指標する水生生物や河川と関わりのある陸域生物、水質

の把握がされています。市内のその他の地点についても、動物や植物についての現状把握を進める必要があります。

外来生物については、市ホームページをとおして情報発信を行っています。県内では平成 29(2017)年にヒアリが確認されており、既存の生態系への悪影響や人体に関わる被害が懸念されています。また、本市において、アライグマやハクビシンによる農作物や生活被害への対策を行っています。



鳩川（馬船橋）の様子



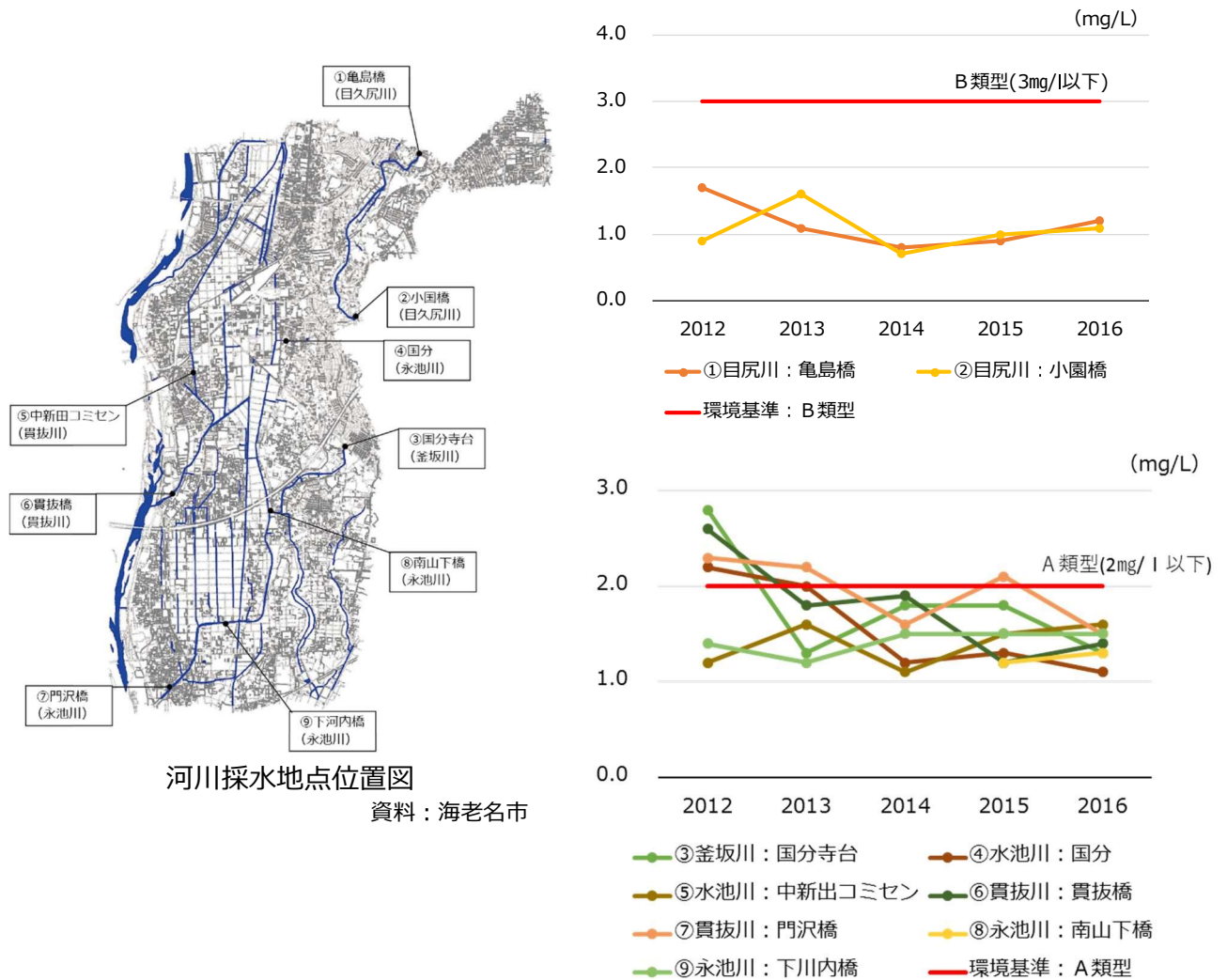
捕獲されたアライグマ

出典：海老名市

4) 生活環境

①河川水質

本市においては、相模川の支流である5河川9地点で水質調査を行っており、相模川の水質に関する環境基準値を参考値としています。平成24(2012)年度は4地点で環境基準を達成できていませんでしたが、その後は概ね良好な水質が保たれています。



②大気

本市の市役所敷地内には、県による一般環境大気測定局が設置されており、継続的に定点観測調査（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）が行われており、光化学オキシダントを除いては、環境基準を満たしています。

また、電気自動車や燃料電池自動車の購入に対する補助制度をとおして、市民や事業者への低公害車の普及を図っています。



市役所にある測定局の様子

③騒音・振動・悪臭

本市では、自動車走行騒音による周辺環境への影響を抑制するため、5年をサイクルに東名高速道路、国道、県道の騒音を測定し、影響の把握や騒音対策等を行うとともに、公共工事や事業活動に伴って発生する騒音・振動の抑制、指導等を行っています。

また、本市では長年、厚木基地の航空機騒音問題を抱えています。航空機騒音は、他の音源と比較して、音響が著しく大きく、音源が空中にあって移動するため、広範囲にその影響を及ぼします。また、厚木基地に飛来する航空機は、軍用機であるため、その飛行時間帯等が一定していません。

この航空機騒音の実態を把握し、被害状況を数値で記録することにより、要請活動に生かしています。騒音の記録は、関係機関に提供しているほか、市ホームページでも公開しています。騒音測定は、自動記録騒音計による常時測定調査を実施しています。市で設置している騒音計は、東柏ケ谷小学校、上星小学校、大谷小学校、杉久保小学校の4地点にあります。その他に県で柏ケ谷小学校に、国で国分コミュニティセンターに設置しています。

悪臭についての市民相談件数は、平成22(2010)年度は16件に対し、平成29(2017)年度は3件と減少傾向にあり、比較的良好な環境が維持できていると考えられます。



自動車騒音の測定の様子

④化学物質

県では、地下水質の汚濁の防止のため、水質測定調査を毎年行っています。平成29(2017)年度に市内で実施された調査のうち、地下水質の概況を把握するための概況調査では、環境基準の超過が見られた地点はありませんでした。前年度に汚染が確認された地点を監視するための継続監視調査では、市内の1地点において、環境基準の超過が見られており、継続して監視をしています。

ダイオキシン類について、本市は毎年、大気・土壌の調査を実施しており、これまでの調査では環境基準を達成しています。

空間放射線量について、本市は各月1回、空間放射線量率の測定を実施しており、その結果について市ホームページで公表しています。



空間放射線量測定装置

5) 地域資源

①都市環境

【まちづくり】

本市の特性としては、利便性の高い市街地環境及び自然緑地や田園景観をはじめとした自然環境があげられます。このため、この特性を維持しつつ良好な都市環境の形成に努めるため、「海老名市都市マスタープラン」に基づき、持続的な発展の基礎となる土地利用の誘導や都市基盤施設の整備を進めるとともに、安心・安全、利便性、安らぎを感じ、将来に渡り住み続けたいと思えるまちの実現を目指します。



海老名駅周辺の開発の様子

【道路環境】

近年、本市は、平成 27(2015)年 3 月に首都圏中央連絡道路のさがみ縦貫道路が全線開通したことをはじめ、海老名駅周辺地域における開発等により、道路環境が大きく変化しています。このため、さがみ縦貫道路開通に伴う交通の分散化や道路利用者の利便性向上を図るため、県道 46 号相模原茅ヶ崎と市道 53 号線を結ぶ新しい市道の整備や幹線道路等の整備をするとともに、国道や県道の環境整備を国や県に要望しています。また、市民生活における安全性向上のための歩道整備、生活道路の拡幅や改良、バリアフリー化等を行いました。



新たに整備された歩道

【地域美化】

市で「地域の美化デー」を設定し、地域の美化活動と呼び掛けるとともに、「きれいなまちづくり事業」として、地域の美化活動や不法投棄防止パトロール、ごみの減量化等の啓発活動等を行う団体の活動に対し奨励金を交付しています。

また、「えびなクリーン作戦」による地域一斉清掃活動や地域美化、ごみに関する出前講座を行うことで、市民の美化意識の向上に努めています。



地域美化活動の様子

②農業

本市は、南北に細長い市域の西側に水田地帯、東側に畑地が広がり、その大部分が平坦な地形の良好な農地となっており、昭和の高度経済成長期までは農業が主産業の田園都市でありました。良好な農地は、現在も営農が続けられていますが、首都圏域であるがゆえに年々農地は減少するとともに、後継者不足によって農業者の高年齢化が進んでいる一方、横浜市、川崎市という大消費地を近隣に抱え、東京都にも至近の距離にあるという位置的優位性を持っています。

本市の農業の推進に向けて海老名産農産物のブランド化や遊休農地・荒廃農地の解消を図るための農地の貸し借りを推進するとともに、市民の市内農業について関心を高めるとともに地産地消を進めるため、給食への市内食材の使用やふれあい農業まつりの開催等を行っています。また、遊休農地を活用した市民農園の管理・運営の実施にも取り組んでいます。



市街地周辺の農地（上今泉）の様子



本市の特産物であるいちご

③景観

本市は、その独特の地形的構造から、本市特有の地域景観を構成しています。特に市域の東側に位置する段丘斜面付近には多くの坂道があり、古墳や遺跡等の主要な歴史資源や寺社等が随所に存在しており、これらは市街地や丹沢大山・富士山を望む眺望点となっています。しかしながら、地域の景観が重要視されていなかったことから、中心部では高層ビルや派手な外観の建物が増え、まちなみの一体性が欠如しており、また民間の住宅地開発や都市施設等の整備等により開発が進んでいます。このため、平成 21(2009)年に景観法に基づく「海老名市景観推進計画」の策定及び「海老名市景観条例」の制定を行い、市民、事業者の協力のもと、本市の景観の計画的な保全を図っています。

また、市では、神奈川県屋外広告物条例等により屋外広告物の審査・規制や「違反屋外広告物除却協力員」制度を通じた市民との協働による屋外広告物の除却にも取り組んでおり、良好な景観形成に努めています。



ひさご塚からの眺望



農地と段丘斜面の緑地



広告除去の取組

④歴史遺産

本市には相模国分寺跡や相模国分尼寺跡、秋葉山古墳群といった国指定史跡や龍峰寺、千手観音立像、国分寺銅鐘といった国指定重要文化財や県指定天然記念物海老名の大櫓や有馬のはるにれ等数々の指定文化財や史跡があります。

市では、これらの史跡や文化財の維持管理を通じて保存するとともに、海老名市温故館での展示や情報発信、案内板の整備等を行い、まちづくり資産として活用しています。また、えびな文化財探求舎体験講座や文化財講演会等の開催を通じて、文化財保護意識や市民生活における文化の向上と充実を図るための取組を実施しています。



史跡 相模国分寺跡



史跡 秋葉山古墳群



海老名市温故館
(海老名市郷土資料館)

6) 環境教育・学習

市では、市民の環境保全意識の高揚を目的として、広報えびなや市ホームページ等を活用し、環境に関する情報の発信を行っています。

6月の環境月間には、環境フェスティバルと題して、環境に関する講演会や市民団体・事業所による環境に配慮した活動を情報発信する環境展を開催しています。

また、自治会をとおして、ごみに関する出前講座に講師（職員）の派遣を行うとともに、学校応援団による夏休み中の「子どもの居場所づくり」を目的とした「えびなっ子スクール」にて環境について学ぶ機会の提供を行っています。



環境フェスティバルの様子
(海老名市役所エントランスホール)

2.4. 市民意識調査結果

1) 調査の概要

①調査の目的

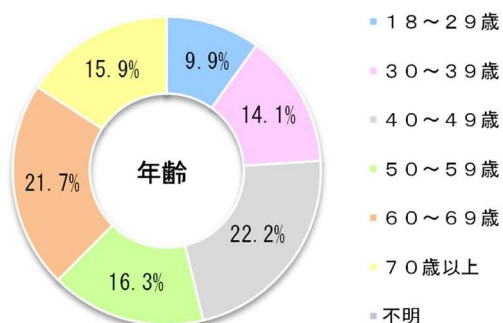
海老名市第三次環境基本計画の策定に当たり、市民や市内事業者の環境に関する考え方、要望等を把握し、海老名市における今後の環境の保全・形成に係る課題を明らかにし、計画策定に資することを目的とする。

②調査の対象、配布部数や方法、結果回収等

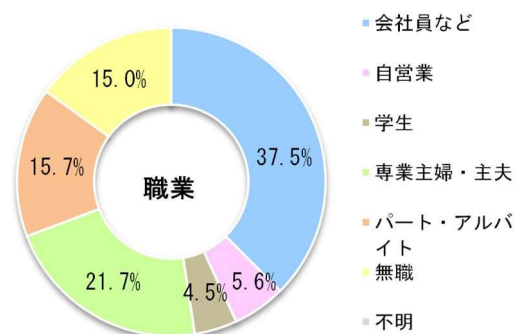
調査対象	市 民	海老名市内
	事業者	海老名市内
配布部数	市 民	2,000 部 ※ 18 歳以上を対象に、地域別は無作為抽出
	事業者	300 部 ※ 業種や地域を考慮し無作為抽出
配布及び回収方法		郵送 ※ 回収は料金受取人払い郵便
実施期間		発送：平成 30(2018)年 10 月 30 日 返送期限：平成 30(2018)年 11 月 15 日 ※ 平成 30(2018)年 12 月 10 日までに受け取った全てを集計 (白紙回答除く)
回収結果	市 民	738 部 (36.9%)
	事業者	92 部 (30.7%)

2) アンケート調査結果（一部抜粋）

■ 回答者の年齢

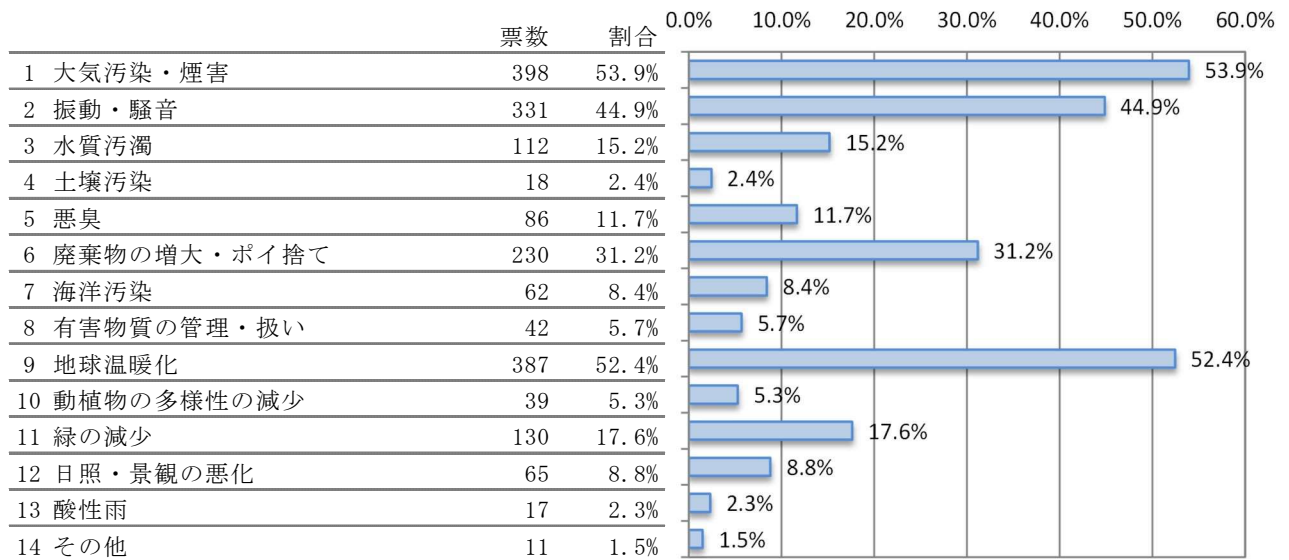


■ 回答者の職業



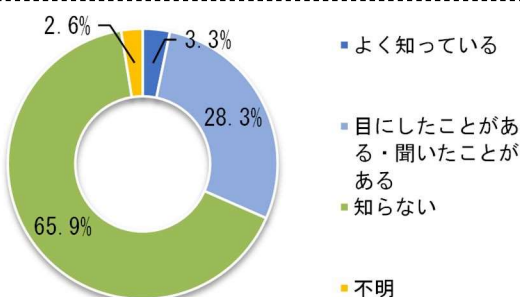
問 あなたが普段から意識している環境問題は何ですか。(○は3つまで)

・「1 大気汚染・煙害」が約54%、「9 地球温暖化」が約52%と高い割合となっており、次いで「2 振動・騒音」「6 廃棄物の増大・ポイ捨て」となっています。

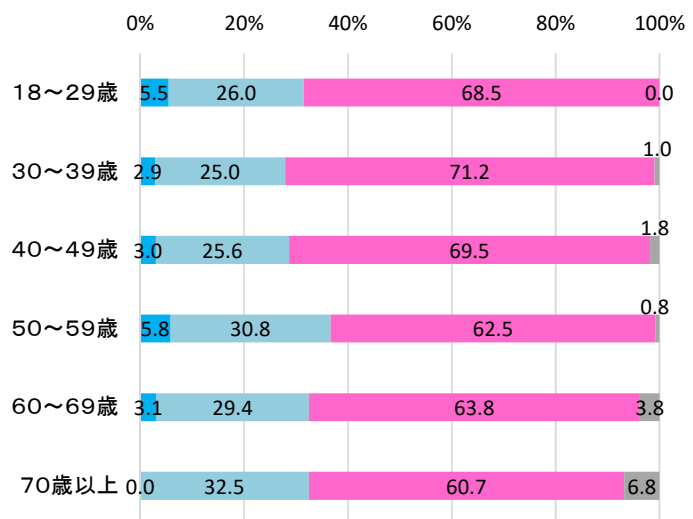


問 あなたは、SDGsについて知っていましたか。(○は1つ)

- ・「よく知っている」「目にしたことがある・聞いたことがある」を合わせて約32%なのに対して、「知らない」が約66%と高くなっています。
- ・どの年齢層においても、「よく知っている」「目にしたことがある・聞いたことがある」の割合は低く、「知らない」が約61%～71%と高くなっています。
- ・また、50～59歳、60～69歳、70歳以上の高年齢層の方が「よく知っている」「目にしたことがある・聞いたことがある」の割合が高くなっています。



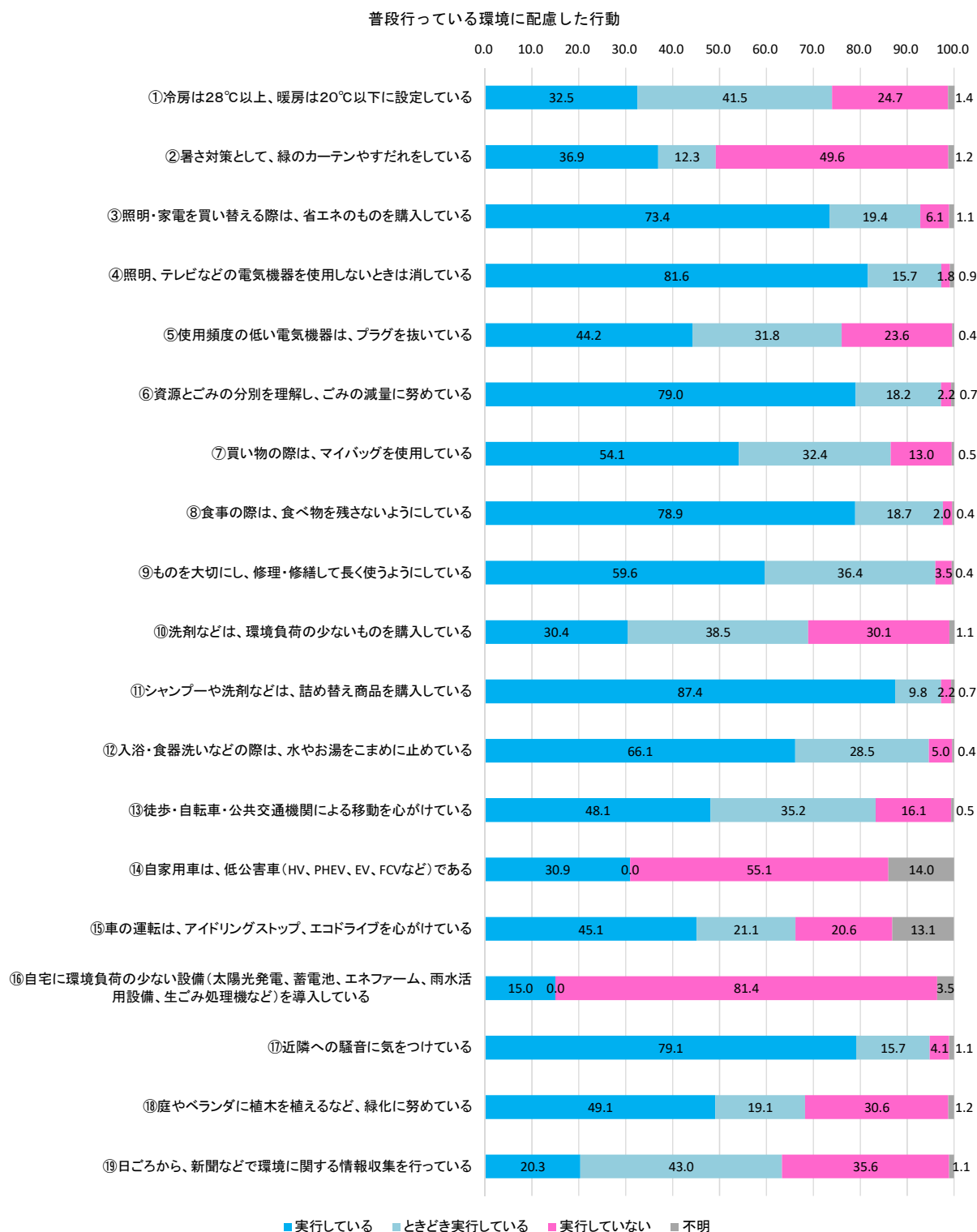
SDGsの認知度



- 1 よく知っている(17の目標があることなど知っている)
- 2 目にしたことがある・聞いたことがある(SDGsという言葉を知っている程度)
- 3 知らない
- 不明

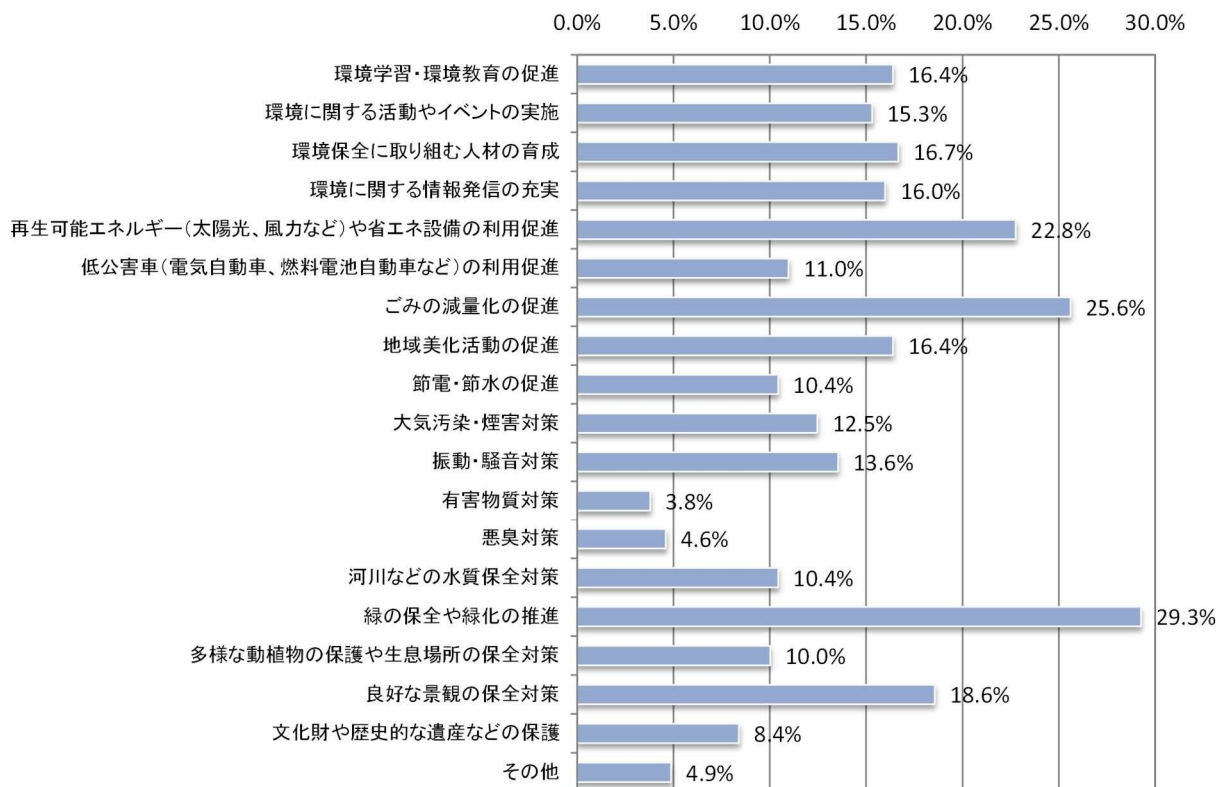
問 あなたは普段生活している中で、環境に配慮した行動を実行していますか。
(○は1つ)

・「④照明、テレビなどの電気機器を使用しないときは消している」「⑥資源とごみの分別を理解し、ごみの減量に努めている」「⑧食事の際は、食べ物を残さないようにしている」「⑨ものを大切に、修理・修繕して長く使うようにしている」「⑪シャンプーや洗剤などは、詰め替え商品を購入している」「⑫入浴・食器洗いなどの際は、水やお湯をこまめに止めている」「⑰近隣への騒音に気をつけている」が、実行している・ときどき実行しているを合わせると約95%を超え、高くなっています。



問 海老名市の環境をより良くするためには、どのような取組が必要であると思いますか。(〇は3つまで)

・「④照明、テレビなどの電気機器を使用しないときは消している」「⑥資源とごみの分別を理解し、ごみの減量に努めている」「⑧食事の際は、食べ物を残さないようにしている」「⑨ものを大切にし、修理・修繕して長く使うようにしている」「⑪シャンプーや洗剤などは、詰め替え商品を購入している」「⑫入浴・食器洗いなどの際は、水やお湯をこまめに止めている」「⑰近隣への騒音に気をつけている」が、実行している・ときどき実行しているを合わせると約95%を超え、高くなっています。



2.5. 第2次計画の検証

1) 施策の体系について

海老名市第二次環境基本計画改訂版では、施策の体系として、「Ⅰ 地球環境」「Ⅱ 地域環境」が設定されています。Ⅰ 地球環境では地球温暖化対策に関連する項目が5つ、Ⅱ 地域環境では身近な生活環境に関連する項目が8つ、海老名市の特性を活かすための項目が5つ設定されており、それぞれについて各施策が展開されています。

海老名市第四次総合計画

将来都市像：快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名

基本目標：快適な生活のフィールド

海老名市第二次環境基本計画

Ⅰ 地球環境

i 地球温暖化対策

「海老名市地球温暖化対策実行計画」を定めて取組みます。

- 1 【エネルギー対策】
省エネルギー推進、再生可能エネルギーの導入を図ります。
- 2 【自動車対策】
温室効果ガス削減と大気汚染防止に取り組めます。
- 3 【緑化推進】「緑の基本計画」等により推進します。
豊かな緑地を保全することにより、温室効果ガス削減を図ります。
- 4 【廃棄物対策】「一般廃棄物処理基本計画」等により推進します。
廃棄物削減、循環型社会を構築し、温室効果ガス削減を図ります。
- 5 【その他】
エコマーク商品等購入、地産地消・旬産旬消、関連イベント参加を促進します。

Ⅱ 地域環境

i 身近な生活環境を守ろう

- 1 【水質保全】生活排水・事業所排水対策、市民・事業者の取組み促進
- 2 【騒音・振動】事業所、建設工事、生活、自動車交通、航空機
- 3 【水循環型社会】有害物質・地下水利用規制、地下水涵養
- 4 【化学物質等対策】有害物質の排出規制・指導、測定調査の充実
- 5 【大気汚染・悪臭防止対策】事業所規制、啓発の継続
- 6 【廃棄物】廃棄物の適正処理、ごみ減量化の推進
- 7 【道路環境】道路網の整備、交通容量確保、居住環境に配慮した道路整備
- 8 【防災】「海老名市地域防災計画」等により推進

ii 海老名市の特性を活かそう

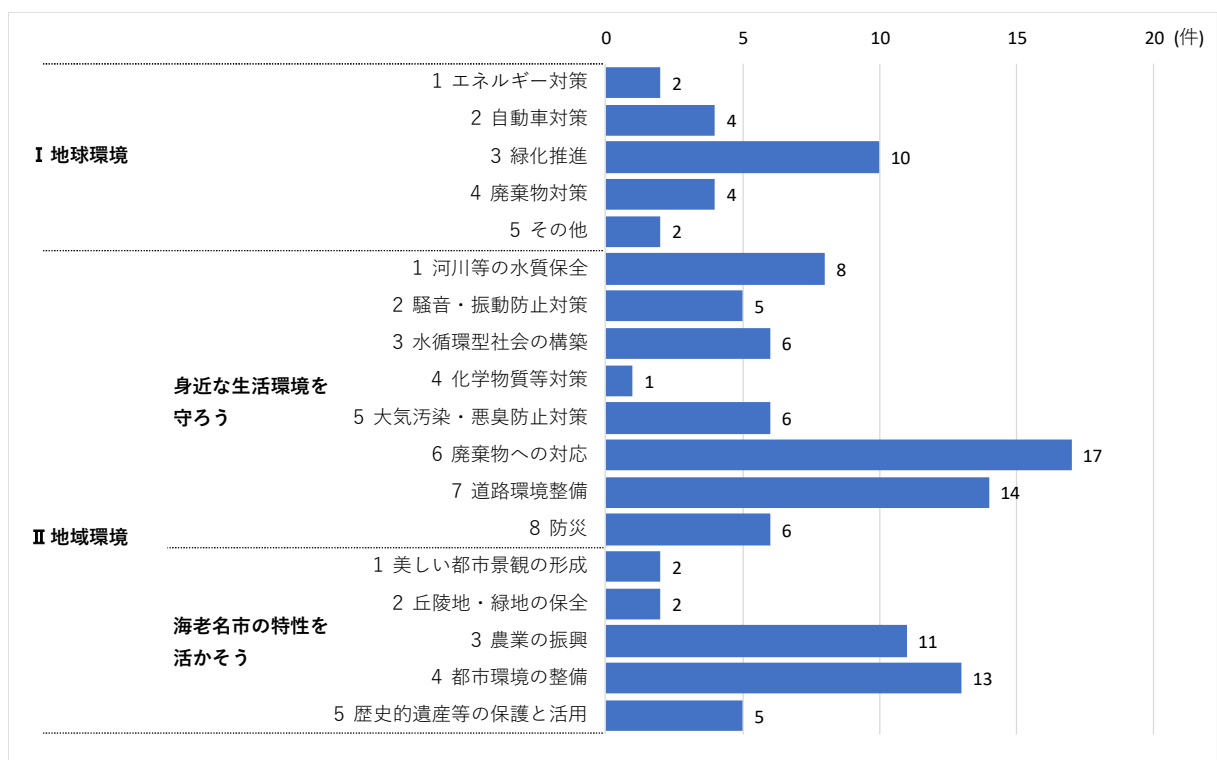
- 1 【景観】「海老名市景観基本計画」等により推進
- 2 【丘陵地・緑地】丘陵地・緑地の保全
- 3 【農業の振興】農地の保全と有効活用
- 4 【都市】利便性向上とともに環境負荷低減と環境への有益影響について配慮
- 5 【歴史的遺産】歴史的遺産等の保護と活用

図 海老名市第二次環境基本計画改訂版における施策の体系

2) 事業実施状況について

海老名市第二次環境基本計画改訂版に基づく施策の実施状況を把握するため、関連する18課を対象として施策の実施状況についてヒアリングを行った結果、118事業が実施されていました。（複数の施策にまたがって取り組まれている事業は、それぞれの施策でカウント）

施策の体系別に事業の実施状況を見ると、「緑化推進」「廃棄物への対応」「道路環境整備」「都市環境の整備」に関連する事業が比較的多くなっています。



施策の体系別の事業の実施状況

次頁からの「本計画における特筆すべき課題」は、ヒアリングによって各課から示された課題のうち、環境基本計画に関連するものを示しています。課題が記載されていないものは、各課より課題の提示が無かった、もしくは環境基本計画に関連する課題が無かったものです。

I 地球環境

実施状況	本計画における特筆すべき課題
1 エネルギー対策	
- 市民の環境意識の高揚と環境配慮行動実践の促進を目的とした市民の意識啓発事業を実施 - 再生可能エネルギーや高効率エネルギー利用機器の導入支援を実施	環境保全活動や補助事業について情報発信が必要
2 自動車対策	
- 低公害車の普及に向けた導入支援を実施 - 自動車利用の抑制に向けた市民の公共交通機関の利用促進、コミュニティバスの運行等を実施 - 公用車入れ替え時における低公害車導入を実施	- 補助事業について情報発信が必要 - 公共交通利用の普及・定着に向けたさらなる検討や情報発信が必要
3 緑化対策	
- 市民参加の植栽管理を実施 - 公園及び緑地等の適正な管理を行い、安全性や憩いの場として機能充実	市民との協働や連携の促進
4 廃棄物対策	
廃棄物の削減、資源化、排出抑制の取組を実施	- 廃棄物の削減、資源化、排出抑制に向けたさらなる取組が必要 - 効率的なごみ処理を推進するため、ごみ処理の広域化に伴う他自治体との連携・調整が必要
5 その他	
環境 ISO による学校での環境教育活動や応援まごころ基金（環境分野）を通じて、市民による環境保全の実施	募金・寄付の使用用途についての情報発信が必要

II 地域環境

i 身近な生活環境を守ろう

実施状況	本計画における特筆すべき課題
1 河川等の水質保全	
(1) 下水道整備の推進	
河川等公共水域の汚濁防止のため、公共下水道の整備を実施	継続的な取組が必要
(2) 下水道事業の適正な運営	
公共下水道汚水施設の維持管理、雨天時に汚水管に流入する不明水対策、水洗化	継続的な取組が必要
(3) 水質浄化対策	
水環境の保全に向けた、地下水調査や事業所排水の水質測定・指導、水質事故対応を実施	継続的な取組が必要

実施状況	本計画における特筆すべき課題
2 騒音・振動防止対策	
(1) 工場・事業場からの騒音・振動の低減	
騒音・振動対策として、市民からの相談への対応、事業者への指導、県条例による届出の管理を実施	- 相談内容の多様化への対応が必要 - 継続的な取組が必要
(2) 近隣騒音の低減	
騒音・振動対策として、市民からの相談への対応、事業者への指導、県条例による届出の管理を実施	- 相談内容の多様化への対応が必要 - 継続的な取組が必要
(3) 航空機騒音の低減・解消に向けた関係機関への要請	
厚木基地における航空騒音問題の早期解消、市内の騒音状況の正確な把握を実施	継続的な騒音被害状況の把握が必要
3 水循環型社会の構築	
- 雨水活用施設の導入補助の実施 - 水環境の保全に向けた、地下水調査や事業所排水の水質測定・指導、水質事故対応、地下水利用による地盤沈下対策を実施	継続的な取組が必要
4 化学物質等対策	
大気、土壌に含まれているダイオキシン類調査を実施	県との連携を強化し情報共有を図ることが必要
5 大気汚染・悪臭防止対策	
- 光化学オキシダントやダイオキシン類の調査、屋外焼却についての市民相談への対応、大気汚染等についての事業所等への普及啓発を実施 - 低公害車の普及に向けた導入支援を実施	- 屋外焼却行為への対応が引き続き必要 - 補助事業について情報発信が必要
6 廃棄物への対応	
(1) 廃棄物の適正処理	
- 廃棄物・し尿・汚水の収集運搬及び適正処理の実施 - 海老名駅周辺を路上喫煙禁止区域に設定するとともに、歩行喫煙抑制・ポイ捨て禁止啓発活動を実施 - 海老名クリーン作戦の実施	歩行・路上喫煙禁止の徹底に向けた意識啓発が必要
(2) ごみ減量化と資源化の推進	
- 廃棄物の削減、資源化、排出抑制の取組を実施 - 生ごみ処理機の導入支援を実施 - 資源化センターの適正な運営を実施 - 市庁舎から排出される廃棄物の減量化・資源化を実施	- 廃棄物の削減、資源化、排出抑制に向けたさらなる取組が必要 - 効率的なごみ処理を推進するため、ごみ処理の広域化に伴う他自治体との連携・調整が必要
7 道路環境整備	
(1) 道路網の整備と交通容量の確保	
道路利用者の利便性向上、渋滞解消に向けて、幹線道路・さがみ縦貫道路関連道路、一般生活道路の整備を実施	—

実施状況	本計画における特筆すべき課題
(2) 居住環境に配慮した道路整備	
- 歩行者の利便性と安全性の向上に向けた、歩道整備の実施 - 街路樹の剪定や道路空地の植栽管理、道路里親制度による市民参加の植栽管理を実施	維持管理費の増大を踏まえた、市民協働による植栽管理手法等の取組が必要
(3) 自動車交通に伴う騒音・振動の低減	
道路等の安全確保に向けた、舗装工事や路面清掃、道路照明等の維持管理の実施	道路や道路施設の修繕・清掃等の維持管理に費用が掛かっており、また市民協働による排水施設の清掃等についても高齢化による対応が困難となっており、対応が必要
8 防災	
- 防災意識の高揚に向けた、防災に関する講話や自主防災訓練、自主防災組織リーダー研修の実施 - 火災予防のための消防査察や消防訓練の実施、ポスターコンクール等による啓発の実施	—

ii 海老名市の特性を活かそう

実施状況	本計画における特筆すべき課題
1 美しい都市景観の形成	
- 良好な景観の形成に向けて、海老名市景観推進計画で定める景観形成基準の審査を実施 - 屋外広告物の管理のため、申請についての審査、啓発活動、違反屋外広告物除去協力員への講習を実施	放置自転車や屋外広告物への継続的な取組が必要
2 丘陵地・緑地の保全	
- 海老名市環境保全条例に基づく自然緑地保全区域における樹林地の保全を実施 - 秋葉山古墳群の草刈り等敷地の維持管理と樹木の剪定を実施	自然緑地保全区域は、所有者の土地利用によって指定解除されることで減少傾向にあり、保全に向けた啓発が必要
3 農業の振興	
(1) 農業振興施策の推進	
- 後継者育成のため、認定農業者の認定や研修の開催、団体相互の交流、地域営農活動の促進のための農業集団の育成を実施 - 市と農業団体（JA、生産組合等）との連携強化を実施 - 耕作放棄地の有効活用を実施 - 直売イベントの開催や学校給食への地場産農作物の利用等都市農業の推進を実施 - 畜産経営に対して予防接種や環境対策の指導を実施	- 直売イベント開催や学校給食への食材提供について、事業に見合った手法の検討が引き続き必要 - 臭気等に対する苦情から、畜産経営の継続が困難な状況になっており、状況改善の取組が必要

実施状況	本計画における特筆すべき課題
(2) 農業に接する機会	
市民農園の整備・提供を実施（平成 29(2017)年度末現在：23 箇所 2.75ha）	利用者の利便性の面から住宅地周辺の農園に人気が集中してしまう傾向があり、農園の適正配置が必要
(3) 農業基盤の整備	
農振農用地（平成 30(2018)年 3 月末現在 89.59ha）を中心に、市街化調整区域の優良農地の保全を実施	水路等の農業基盤施設の老朽化が著しく、補修等においても要望件数が多く、対応が必要
4 都市環境の整備	
(1) 良好な都市環境の形成	
- 良好な都市環境を形成するために市街化区域と市街化調整区域の見直しを実施 - 犬猫等の適正飼養やマナーの向上、放置自転車対策の実施	近年のペット増加に伴い、更なる飼い主のマナー向上が必要
(2) 市街地整備の推進	
海老名駅西口土地区画整理事業、海老名運動公園土地区画整理事業、厚木駅南地区第一種市街地再開発事業、海老名駅駅間地区において、市街地整備を実施	—
(3) 商業振興施策の推進	
- 海老名駅へのロマンスカー停車の実現に向けた取組の実施 - 商業振興のため、企業立地の促進や商店共同施設維持管理費・技術開発費等への支援を実施	—
5 歴史的遺産等の保護と活用	
(1) 歴史的空間の確保	
相模国分寺跡歴史公園、相模国分尼寺跡歴史公園の整備活用に向けた跡地の買い上げの実施、案内板の整備	買い上げを実施した跡地の活用に向けた整備・維持管理等が必要
(2) 文化財の保護と活用	
- 史跡相模国分寺跡、相模国分尼寺跡、秋葉山古墳群、今福薬医門公園の草刈り等敷地の維持管理と樹木の剪定を実施 - 海老名の大櫓や有馬のはるにれの剪定、樹幹腐朽部の保存修理 - 案内板設置等の整備工事を実施 - 体験講座や史跡散策、史跡活用イベント等を実施 - 郷土資料館における文化財の保護、活用の実施	- 整備・維持管理等の継続的な実施が必要 - 活用事業の実施による郷土愛の醸造を図ることが必要

2.6. 現状における課題

1) 本市の環境における課題

社会的情勢や本市における環境の現状、現行計画における施策の実施状況、施策の進捗状況等を踏まえ、本市の環境面における課題を以下のとおり整理します。

なお、各課題の右側に示しているマークは、課題の根拠を示しています。

凡例	社会の情勢	社会情勢等からの課題	環境面の現状	環境面の現状からの課題	2次計画の検証	第2次計画からの課題	市民等の意識	アンケート調査結果からの課題
分野	課題の概要						根拠	
地球温暖化	市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減目標の達成に向けたさらなる取組が必要です。						環境面の現状	
	市域から排出される温室効果ガスは、民生（家庭・業務）部門が特に増加傾向にあることから、排出量の削減に向けて情報発信等が必要です。						環境面の現状	
	地域防災計画に基づいて、必要に応じて防災体制を見直す必要があります。						環境面の現状	
	異常気象をはじめとした気候変動によるあらゆる影響を回避・軽減するため、適応の対策を進める必要があります。						社会の情勢	
	アンケート結果では、普段から意識している環境問題として「地球温暖化」を挙げる人の割合が2番目に高く、関心が高いことがわかります。						市民等の意識	
廃棄物・資源循環	一般廃棄物処理基本計画の目標に向けて、引き続きごみ減量化への取組が必要です。						環境面の現状	
	国や県の値は上回っていますが、市のリサイクル率が低下傾向にあるため、改善に向けた取組が必要です。						環境面の現状	
	アンケート結果では、普段から意識している環境問題として「廃棄物の増大・ごみのポイ捨て」を挙げる人の割合が比較的高く、また、市の環境を良くするために必要な取組として「ごみの減量化の促進」が2番目に多く、関心が高いことがわかります。						市民等の意識	
緑・生きもの	引き続き、緑地の保全への取組とともに、市民への緑の機能の重要性等の意識啓発が必要です。						環境面の現状	
	市内外における外来生物による生態系への被害や鳥獣害が発生していることから、駆除等の対策が必要です。						環境面の現状	
	県による一部地域の生物モニタリングに止めず、市全域の生態系の現状把握や保全への計画的な取組が必要です。						2次計画の検証	

緑・生きもの	アンケート結果では、市の環境をより良くするために必要な取組として「緑の保全や緑化の推進」を挙げる人が最も多く、関心が高くなっています。	市民等の意識
	アンケート結果では、普段から意識している環境問題として「動植物の多様性の減少」を選んだ人の割合が低く、また、地域の環境や自然とのふれあいの「野鳥や昆虫など生物とのふれあい」をどのように感じているかについて「わからない」と回答した人の割合が他の設問と比べて高くなっていることから、生物に対する関心が低いことがわかります。このため、生物多様性の重要性等についての意識を高める必要があります。	市民等の意識
河川水質・水循環	市内の河川の水質は、環境基準を満たしていることから、測定を継続し水質の維持に努める必要があります。	環境面の現状
	継続して公共下水道の適正な管理や普及率の向上に努める必要があります。	環境面の現状
大気	光化学オキシダントを除いて概ね良好な状況を維持していることから、大気環境の監視を継続して大気汚染の防止に努める必要があります。	環境面の現状
	低公害車の更なる普及を図るため、補助事業等の周知に努める必要があります。	2次計画の検証
騒音・振動・悪臭	自動車走行騒音において、一部環境基準を上回る測定結果となっていることから、継続した監視と対策が必要です。	環境面の現状
	航空機騒音については、今後も被害状況等の現状把握に努め、要請活動等を行うことで被害軽減を図る必要があります。	環境面の現状
	農地の宅地化が進んでいることから、今後も屋外焼却行為への対応が必要です。	2次計画の検証
	アンケート結果では、普段から意識している環境問題として「騒音・振動」を挙げる人の割合が3番目に高く、関心が高いことがわかります。	市民等の意識
化学物質	地下水質やダイオキシン類、空間放射線量の定期的な測定による監視を今後も継続する必要があります。	環境面の現状
都市環境	良好な都市環境の形成に向けて、都市マスタープランに基づく取組を継続する必要があります。	環境面の現状
	放置自転車やポイ捨て、歩行・路上喫煙等のマナー向上への啓発が必要です。	2次計画の検証
	犬猫の適正飼養やマナー向上への啓発が必要です。	2次計画の検証

凡例	社会の情勢 社会情勢等からの課題	環境面の現状 環境面の現状からの課題	2次計画の検証 第2次計画からの課題	市民等の意識 アンケート調査結果からの課題
道路環境	- 市内の交通の利便性向上や渋滞改善のため、継続して良好な道路環境の整備に取り組む必要があります。 - 道路の植栽等の維持管理費が増大していることから、市民との協働による植栽管理に取り組む必要があります。 - アンケート結果では、道路の安全性を悪い（悪い、やや悪い）と考えている人の割合が約 61%と高く、また自由意見でも渋滞についての不満を挙げた人が多くなっていました。	環境面の現状	2次計画の検証	市民等の意識
農業	農地を守るため、継続して農業を振興するとともに、耕作放棄地対策や地産地消に取り組む必要があります。	環境面の現状		
景観	市特有の景観を維持するため、法令等に基づいて、計画的に保全・維持をする必要があります。	環境面の現状		
歴史遺産	史跡や文化財等の維持管理をととして、継続的な保全と活用に取り組む必要があります。	環境面の現状		
環境教育・学習	地域の環境保全団体と協働する体制を整え、多様な主体による環境保全活動の推進に取り組む必要があります。	環境面の現状		
その他	世界的な潮流であるSDGsの取組を市民・事業者へ普及していく必要があります。	社会の情勢		

2) 課題等を踏まえた本計画とりまとめの方針

ここでは、第1章で示した「計画策定の基本的な考え方」(p9)や近年の社会的潮流及び前項に示した現状における課題(p40～42)を踏まえ、本計画をとりまとめる上での方針を明示します。

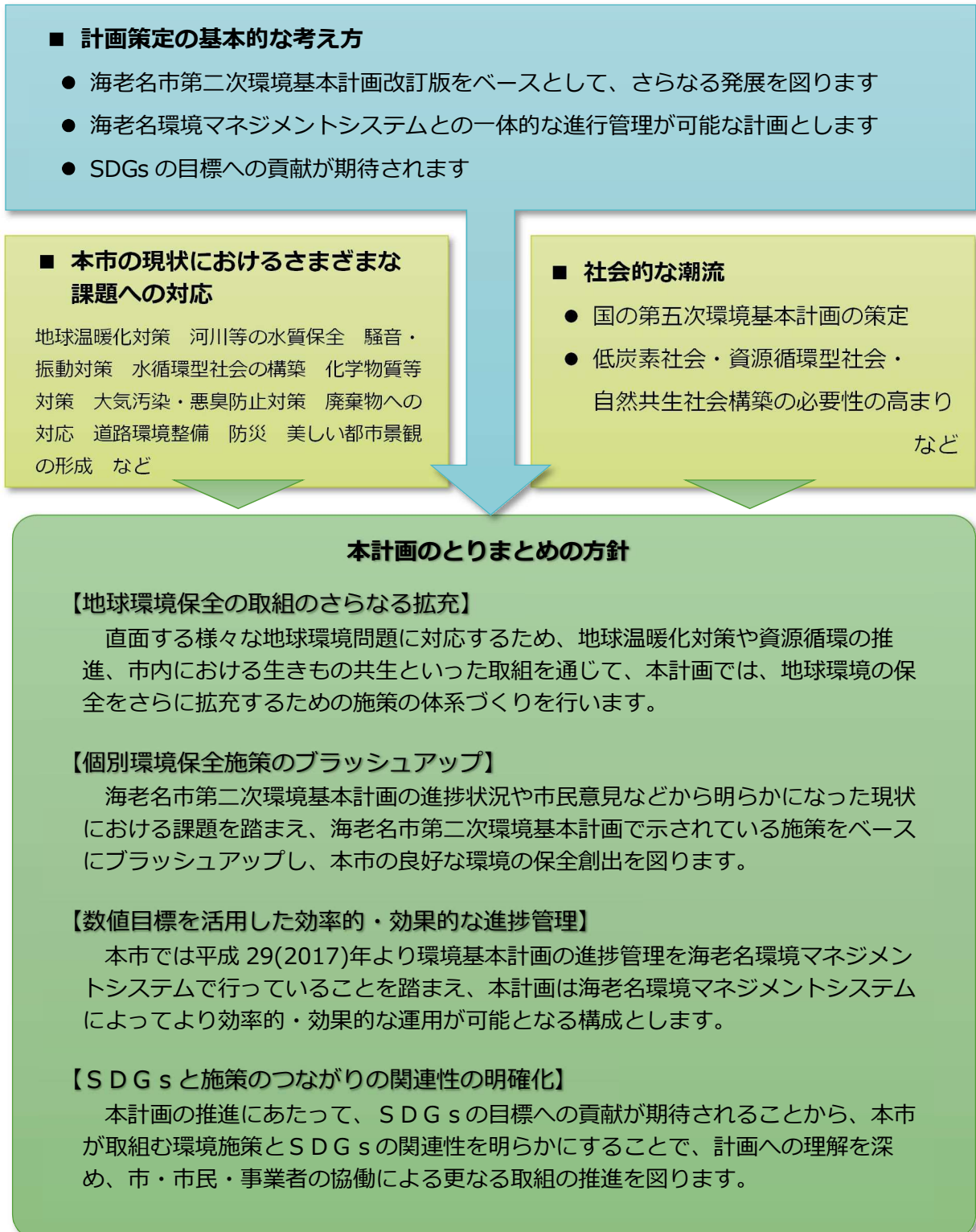


図 本計画とりまとめの方針のイメージ

第3章 本計画が目指す姿

3.1. 基本理念

本計画は、海老名市環境基本条例で示されている、基本理念の3つの考え方に基づいて推進します。

海老名市環境基本条例【抜粋】

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを旨として、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球規模の環境問題を市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、積極的に推進されなければならない。

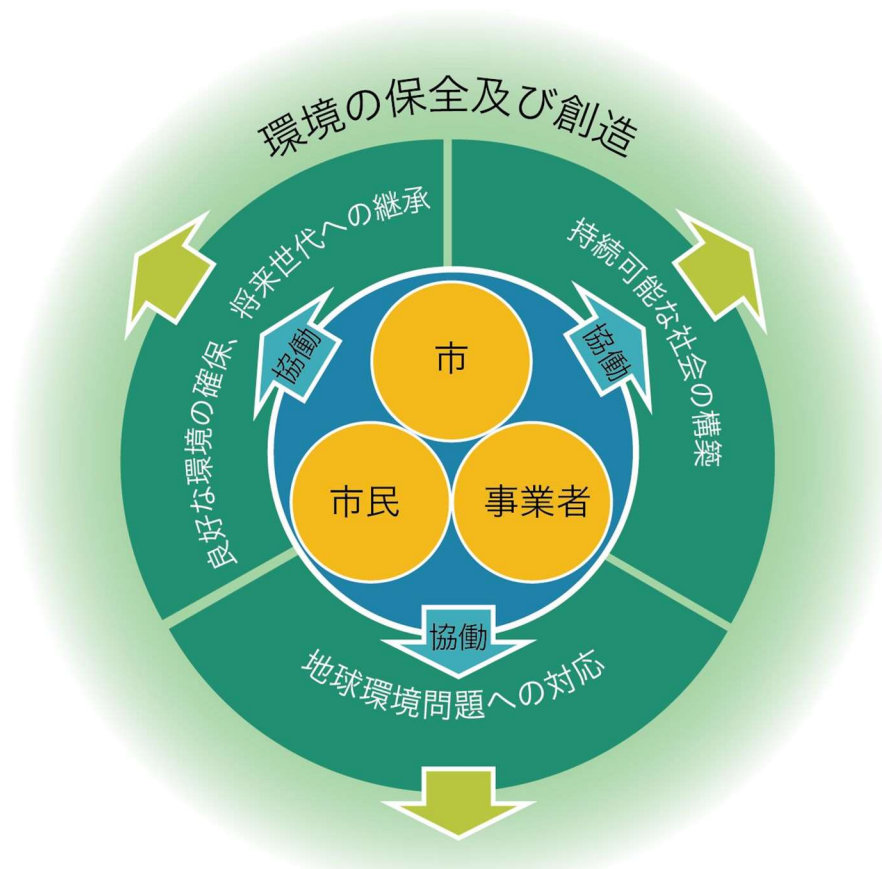


図 海老名市環境基本条例における基本理念のイメージ

3.2. 環境未来像及び基本方針

前述の基本理念及び本市の現状等を踏まえ、本計画の環境未来像は次に示すとおり設定します。



本市は、海老名駅を中心に都市化が進められ、鉄道や道路交通の利便性から、交通の要衝として、地域内外から人々が集い、にぎわいが感じられるとともに、豊かな景観や農地が残されており、都市と自然が共存するまちです。

しかしながら、緑地の減少や生きものの生息環境への影響、人口の増加による温室効果ガスの排出量の増加等、本市の発展に伴って生じる環境への影響が今後も懸念されます。

本計画では、総合計画「えびな未来創造プラン2020」における10年後のめざす姿「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」のもとに、本市の目指す未来の姿（環境未来像）を「みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち」とし、市・市民・事業者が協働しながら、まちのにぎわいと環境の保全をともに進め、地球にやさしく誰もが健やかに安心して暮らせる持続可能なまちの実現を目指します。



環境未来像を実現するため、本計画では、次に示す4つの基本方針に基づいて市の施策や市民、事業者が取り組むべき配慮指針を展開します。

また、4つの基本方針にもとづく具体的な施策等を体系的に整理したものをp48に示します。

基本方針 1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます



私たちは、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の喪失といった、地球規模の環境問題に直面しており、さらにこれらの問題はさまざまな要因が複雑に影響しあっています。このようなグローバルな環境課題に対して、私たちは海老名市民として、自分たちできる事を積み上げていき、地球環境問題の解決に貢献します。



基本方針 2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します



水環境や大気環境の保全、騒音・振動や化学物質対策等、私たちの身近な生活環境における安全・安心を確保する必要があります。このため、良好な水循環の確保や発生源対策による河川等の水質保全、低公害車の普及による大気汚染対策や自動車走行騒音の低減等に取り組めます。



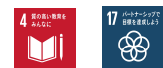
基本方針 3 “海老名らしさ”を守り、育み、将来に引き継ぎます



特徴的な地形である相模横山九里の土手の景観や斜面地に残された樹林地等の自然、相模国分寺跡等の歴史遺産といった“海老名らしさ”を大切に守り、将来の世代に引き継ぎます。このため、地域に根差した景観や歴史資源の保全、また、かつて本市の主要産業であり、本市の土地利用において高い割合を占めている農地を保全するための農業振興等に取り組めます。



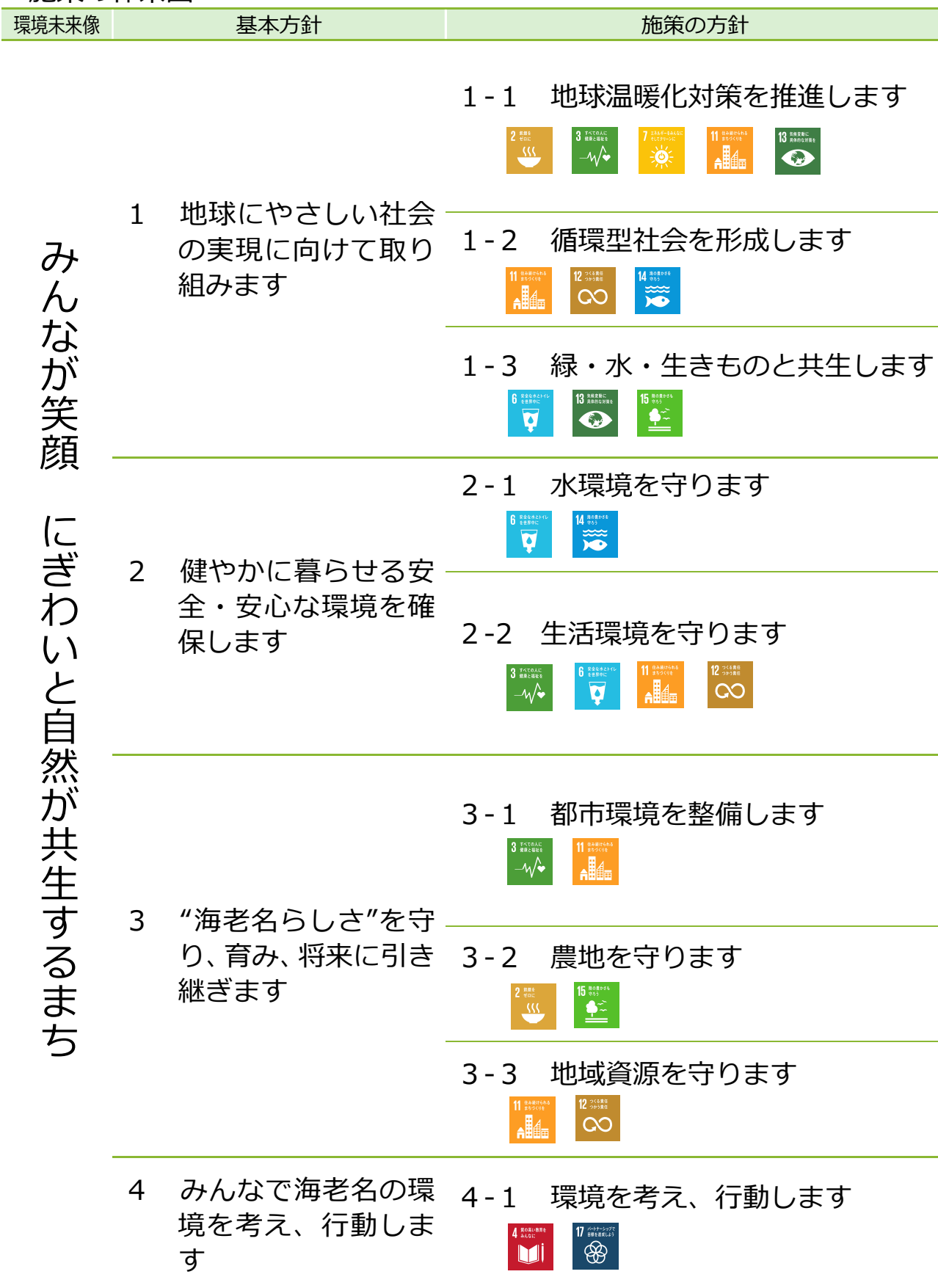
基本方針 4 みんなで海老名の環境を考え、行動します



市民や事業者の参画のもと環境保全の取組を進めるには、1人ひとりの環境保全に対する意識や関心を今以上に高める必要があります。このため、各種啓発イベントや講演会、学習会等を通じて、個人の意識や関心を高めるとともに、本市で活動している各種環境関連団体の活動支援を通じて、多様な主体の参画のもと環境保全が進められる環境づくりを行います。



■施策の体系図



基本施策	施 策
1 省エネルギーの推進	○省エネ行動の推進 ○エネルギー効率の向上
2 低炭素社会の実現に向けた取組の推進	○再生可能エネルギー等の普及促進 ○環境に配慮した移動手段の推進 ○日常における環境配慮の推進
3 地球温暖化への適応策の推進	○風水害への対応 ○暑熱対策の推進 ○熱中症・感染症対策の推進 ○高温化による農作物への被害の緩和
4 ごみ減量化・資源化に向けた取組の推進	○ごみの発生・排出抑制の推進 ○食品ロス削減の推進 ○再使用・再資源化の推進
5 ごみの適正処理の推進	○環境に配慮したごみ処理体制の推進
6 緑・水辺の保全・活用の推進	○緑化の推進 ○みどりの保全・ふれあいの推進 ○みどりの普及・啓発の推進
7 さまざまな生きものとの共生の推進	○生物多様性の普及・保全・活用の推進 ○生物の生息・生育状況の把握の推進 ○外来生物対策の推進
8 河川等の水質保全	○水質の改善・保全の推進 ○汚染源削減の推進 ○河川水質の監視
9 水循環型社会の構築	○水循環の推進 ○節水の推進 ○地下水の利用による地盤沈下対策の推進
10 大気汚染対策	○工場・事業場・建設作業における対策 ○自動車対策 ○大気環境の監視
11 騒音・振動・悪臭対策	○工場・事業場・建設作業における対策 ○自動車対策 ○生活空間における対策 ○航空機騒音対策
12 化学物質対策	○工場・事業場における対策 ○化学物質汚染に関する監視
13 良好な都市環境の形成	○環境と調和のとれたまちづくりの推進
14 快適な道路環境の形成	○道路交通網の円滑化の推進 ○利用者に配慮した道路整備
15 まちの美化推進	○地域美化の推進 ○不法投棄対策の推進 ○ペットの適正飼養の推進
16 農業振興の推進	○農地の保全・活用の推進 ○地産地消の推進 ○環境に配慮した農業の推進
17 農業とのふれあいの推進	○農業とふれあう機会の拡充
18 豊かな景観づくりの推進	○地域に根差した景観の保全 ○調和のとれた景観の形成
19 歴史遺産等の保護・活用の推進	○歴史的空間・文化財の保護と活用
20 環境への意識づくりの推進	○啓発事業の推進 ○「海老名を愛する」心を育む教育・学習の推進 ○環境関連情報の積極的な収集・発信
21 自発的な環境行動の推進	○多様な主体による参画の推進 ○各種団体の活動支援

3.3. 本計画におけるSDGsとのつながり

本計画は、本市における環境行政の総合的な計画であり、さまざまな環境課題に多面的に対応しています。あわせてSDGsは、人類・地球規模のあらゆる課題への取組目標が示されており、本計画の推進により、関連するSDGsの目標への貢献が期待されます。ここでは、環境未来像や施策等に関連するSDGsのゴールを整理しています。

1) 環境未来像

環境未来像「みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち」の実現には、本計画で展開する施策等に対して、市・市民・事業者が主体的に取り組むことが重要です。

環境未来像にSDGsのゴールを関連付けて、その目標や課題を可視化することで、環境未来像の実現に向けた取組への相互連携を促し、更なる計画の推進を図ります。



図 環境未来像に関連するSDGsのゴール

2) 基本施策・施策の方針

本計画の施策の方針に関連する代表的なSDGsのゴールと関連する具体的な取組を整理します。

表 本計画に関連するSDGsのゴールと主な取組

基本方針及び 施策の方針	関連する SDGsのゴール	SDGsのゴールに関連する主な取組
1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます		
1-1 地球温暖化対策を推進します	2 気候を ゼロに	気候変動による農業への影響（高温化による農作物への影響、水害等による農地への影響）の緩和を図ります。
	3 すべての人に 健康と福祉を	気候変動に伴って発生リスクの増大が懸念される熱中症、蚊等が媒介する感染症への対策を推進します。
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	太陽光発電施設等の再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化を図ります。

		地球温暖化に伴う気候変動による様々な影響へ適応するためのまちづくりを推進します。
		地球温暖化に伴う気候変動による集中豪雨等への適応策を推進します。
1 - 2 循環型社会を形成します		
		ごみの適正な処理を行い、生活環境の保全を図ります。
		ごみの発生抑制、排出抑制、再使用・再資源化とともに食品ロスの削減を推進します。
		ごみの適正な処理を行い、海洋汚染の防止に努めます。
1 - 3 緑・水・生きものと共生します		
		- 水辺の環境保全や活用を推進します。 - 水に関連する生きものの生態系の保全を図ります。
		傾斜地等の緑地の保全により、自然災害への適応を図ります。
		- 緑地等みどりの保全・活用や緑化の推進を図ります。 - 生物多様性の普及・保全・活用を図ります。 - 外来生物への対策を推進します。
2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します		
2 - 1 水環境を守ります		
		- 排水対策をととして河川等の水質保全を図ります。 - 地下水の保全による、健全な水環境の維持を図ります。
		排水対策ととして河川等の水質保全を図り、海洋汚染の防止に努めます。
2 - 2 生活環境を守ります		
		工場や自動車交通、化学物質による大気・土壌・地下水汚染の防止を図り、健康を守ります。
		化学物質の適正管理・使用による地下水の保全を図ります。

		 11 住み続けられるまちづくりを	工場や自動車交通に伴う大気汚染の防止を図り、都市環境を保全します。
		 12 つくる責任 つかう責任	化学物質や廃棄物を適正管理し、大気・土壌・地下水汚染の防止を図ります。
3 “海老名らしさ”を守り、育み、将来に引き継ぎます			
3-1 都市環境を整備します			
		 3 すべての人に健康と福祉を	道路交通網の円滑化や利用者に配慮した道路整備を進め、交通の安全を図ります。
		 11 住み続けられるまちづくりを	- 快適かつ環境に配慮したまちづくりを進めます。 - 道路交通網の円滑化や利用者に配慮した道路整備を進めます。 - 地域美化等による衛生的なまちづくりを進めます。
3-2 農地を守ります			
		 2 飢餓をゼロに	- 農業の振興を図り、持続的な農業を推進します。 - 農業とのふれあいにより、地域農業への理解を深めます。
		 15 陸の豊かさも守ろう	- 農地の保全・活用を推進します。 - 農業とのふれあいにより、地域農業への理解を深めます。
3-3 地域資源を守ります			
		 11 住み続けられるまちづくりを	- 地域に根差した景観の保全や調和のとれた景観を形成します。 - 市の歴史的遺産や文化財等を保全します。
		 12 つくる責任 つかう責任	地域に根差した景観を保全や調和のとれた景観を形成します。
4 みんなで海老名の環境を考え、行動します			
4-1 環境を考え、行動します			
		 4 質の高い教育をみんなに	環境について考える機会の増加と環境教育の推進を図ります。
		 17 パートナリシップで目標を達成しよう	市、市民、事業者等の多様な主体の協働による環境活動等への取組を推進します。

第4章 環境未来像実現に向けた取組

4.1.1 取組の構成

環境未来像の実現に向けては、4つの「基本方針」、9つの「施策の方針」に基づいて具体的な取組を進めていきます。各施策の方針には、「数値指標」及び「基本施策」を設定しています。

- 数値指標…施策の方針の進捗状況を評価する指標を示しており、「目標指標」及び「個別指標」から構成されます。
 - ・ 目標指標…施策の方針の達成状況を評価するための指標
 - ・ 個別指標…施策の方針達成に向けたプロセスを評価するための指標
- 基本施策…市が取り組む「施策」及び市民、事業者が取り組む「環境配慮指針」から構成されます。

数値指標のイメージは、次のとおりです。

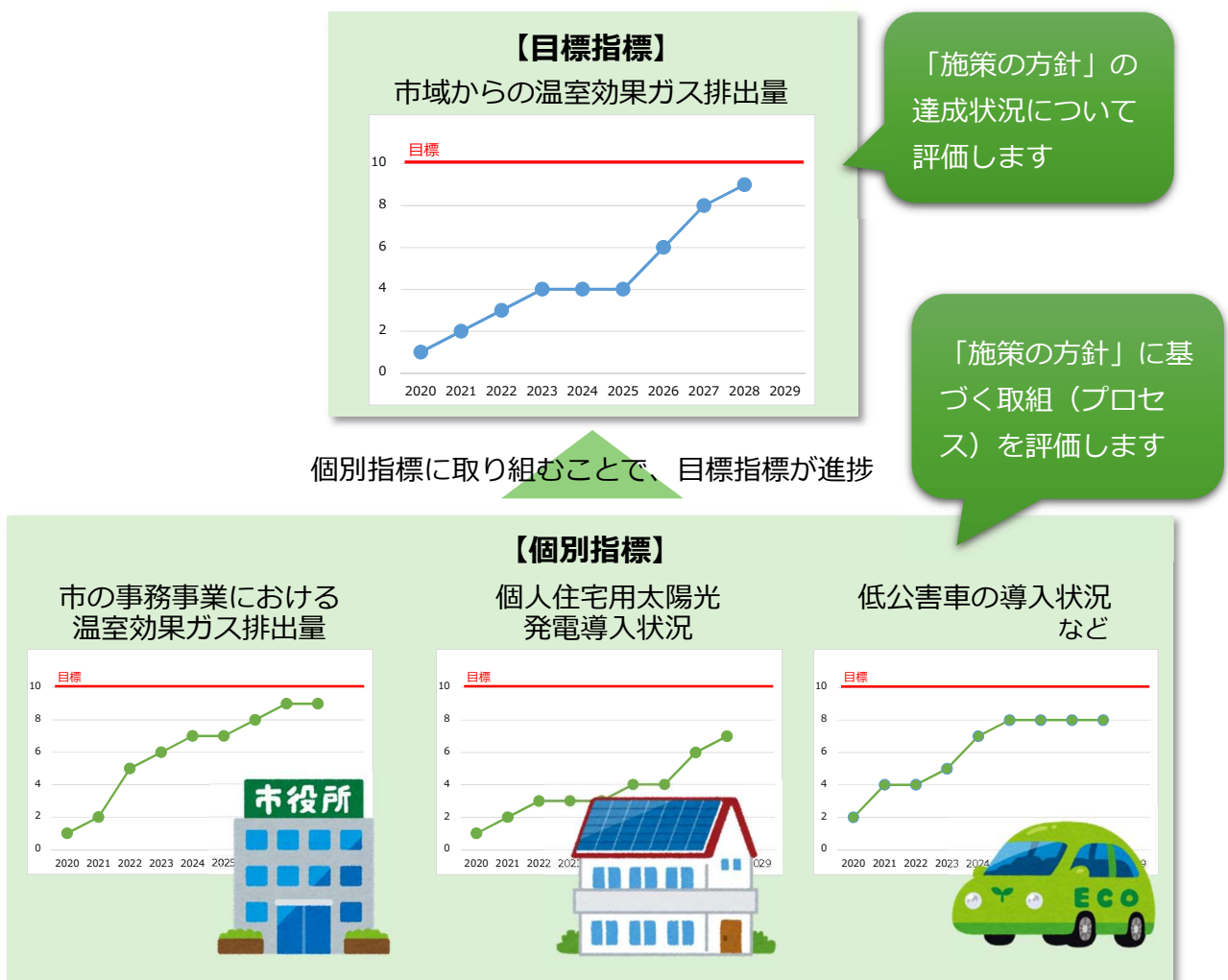


図 数値指標(例)のイメージ

4.2. 具体的な取組

基本方針 1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます

施策の方針 1-1 地球温暖化対策を推進します

地球温暖化対策については、市・市民・事業者との協働により、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用等を進めることで、温室効果ガスの排出量の削減による温暖化の緩和を図るとともに、すでに現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減し適応するための取組を推進します。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	市域からの温室効果ガス排出量	1,055 千 t -co2 (2016)	794 千 t -co2 (2029)
	市の事務事業における温室効果ガス排出量	11,077 t -co2 (2016)	6,900 t -co2 (2029)
個別指標	個人住宅用太陽光発電導入状況	8,649kw (2018)	13,000kw (2029)
	エネファーム導入状況	210 台(2018)	430 台(2029)
	低公害車の導入状況	170 台(2018)	500 台(2029)

基本施策 1 省エネルギーの推進

温室効果ガスの排出量を削減するため、家庭・事業所での節電等の日常における省エネ行動の推進、住宅・事業所における省エネ設備の導入によるエネルギー効率の向上をととして、省エネルギー化を図ります。

基本施策 2 低炭素社会の実現に向けた取組の推進

低炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及促進や自動車利用の抑制、低公害車の普及促進等、環境に配慮した取組を推進します。

基本施策 3 地球温暖化への適応策の推進

今後、地球温暖化の進行がもたらす気候変動の影響に対処するため、集中豪雨や暑熱等の被害を回避・軽減する適応の取組を推進します。

◆基本施策1 省エネルギーの推進



【市の施策】

省エネ行動の推進

家庭・事業所での節電やグリーンカーテン等、温室効果ガスの排出量の削減につながる日常におけるあらゆる取組の普及・促進に努めます。

また、市の事務事業においても省エネルギーの取組を実践します。

エネルギー効率の向上

家庭・事業所におけるエネルギー効率の向上を図るため、住宅・建物等のZ E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の普及、既存の住宅・建物等の省エネ改修等を推進します。また、低公害車の導入や照明のL E D化等、省エネ家電・設備の導入・買替えの促進を図ります。

公共施設の新設や改修、設備導入の際に、建物・設備等のエネルギー効率の向上を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 家庭でできる省エネルギーに取り組めます。
- 家電製品等の購入の際には、エネルギー効率の高い製品を選びます。
- 住宅の新築、建替えるときにはZ E Hやスマートハウスを検討します。
- 住宅の改修のときには、二重サッシ、ペアガラス等で省エネ性能を高めます。

【事業者の環境配慮指針】

- 事業者としてできる省エネルギーに取り組めます。
- 設備更新するときには省エネルギー機器を選びます。
- 事業所の新築や建替えの際には、Z E Bを検討します。
- 事業所の改修のときには、二重サッシ、ペアガラスの導入等、省エネ性能を高めます。

◆基本施策2 低炭素社会の実現に向けた取組の推進



【市の施策】

再生可能エネルギー等の普及促進

家庭や事業所において、太陽光発電施設をはじめとした再生可能エネルギーの導入や自立分散型エネルギー設備の導入を促進し、二酸化炭素の排出量が少ない電力の普及を図ります。また、公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。

環境に配慮した移動手段の推進

自動車の利用を抑制し、二酸化炭素の排出量を削減するため、公共交通機関や徒歩・自転車による移動を推進するとともに、コミュニティバスの利便性の向上を図ります。また、電気自動車、燃料電池自動車等の低公害車の普及、アイドリングストップ・エコドライブの啓発を図ります。

日常における環境配慮の推進

地球温暖化対策のための賢い選択を促す「クールチョイス」の普及を促進するとともに、ごみの排出抑制や農産物の地産地消、グリーン購入等をはじめとした日常における環境配慮への取組を推進します。

【市民の環境配慮指針】

- 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
- 蓄電池、エネファームを導入し、電力の地産地消に努めます。
- 公共交通機関や徒歩、自転車の利用に努めます。
- 低公害車の導入を検討し、運転はエコドライブに努めます。
- グリーン購入等、環境負荷の少ない製品を選択します。
- 市内・県内の農産物を購入し、輸送に使うエネルギーを減らします。
- ごみの排出抑制、再使用、再資源化に努めます。

【事業者の環境配慮指針】

- 太陽光発電施設、地中熱等の再生可能エネルギーを導入します。
- 蓄電池、エネファームを導入し、電力の地産地消に努めます。
- 公共交通機関や徒歩、自転車の利用に努めます。
- 低公害車の導入を検討し、運転はエコドライブに努めます。
- グリーン購入等、環境負荷の少ない製品を選択し、また開発します。
- ごみの排出抑制、再使用、再資源化に努めます。
- 市内・県内産の食材等を使用し、輸送のエネルギーを減らします。

◆基本施策3 地球温暖化への適応策の推進



【市の施策】

風水害への対応

近年多発する異常気象による風水害に対応するため、雨水幹線の整備や雨水貯留施設の維持管理を適正に行うとともに、農地や緑地を保全することで雨水の地下浸透を図るなどグリーンインフラストラクチャの考え方を取り入れます。また、海老名市防災ガイドブックや海老名市洪水ハザードマップの普及を図ります。

暑熱対策の推進

暑熱対策として、街路樹の整備による緑陰づくりを行うとともに、透水性舗装の整備や打水の普及等による路面温度の上昇緩和を図ります。また、すだれやグリーンカーテン、屋上緑化、壁面緑化を活用して建物温度の上昇緩和を図ります。

熱中症・感染症対策の推進

気候変動の影響により発生リスクの増大が懸念される熱中症、蚊等が媒介する感染症について予防方法等の情報共有を推進します。

高温化による農作物への被害の緩和

気候変動に伴う高温化によって、農作物の収穫量や品質への影響が予想されることから、農作物への影響等について情報共有を推進します。

【市民の環境配慮指針】

- 緑が持つ雨水地下浸透等の機能を理解し、緑を保全します。
- 打ち水やグリーンカーテン等による暑熱対策をします。
- 熱中症や感染症についての情報を収集し、対策します。

【事業者の環境配慮指針】

- 農地や樹林地等が持つ雨水地下浸透等の機能を理解し、保全します。
- 打ち水やグリーンカーテン等による暑熱対策をします。
- 熱中症や感染症についての情報を収集し、対策します。

施策の方針 1 - 2 循環型社会を形成します

循環型社会の形成に向けて、3 R（ごみの排出抑制、再使用、再資源化）や適正処理によるごみの減量化・資源化の促進を図るとともに、持続可能なごみ処理事業を推進することで、市民・事業者との協働により、資源利用の抑制と廃棄物の削減への取組を進めます。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	一人1日あたりごみ排出量 （家庭系の可燃・資源）	650g(2016)	650g(2027)
	リサイクル率	31.4%(2016)	40%(2027)
個別指標	事業系ごみ排出量	8,336t(2016)	5,145t(2027)
	市庁舎におけるごみ排出量 （資源物は含まない）	1,512.710 kg (2018)	1,361.439 kg (2029)
	生ごみ処理機の普及率 （補助制度実績）	8.9%(2016)	10.0%(2029)

基本施策 4 ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進

循環型社会の形成に向けて、ごみそのものをつくらない「発生抑制」、ごみの発生時点での「排出抑制」、ごみとして処理・処分されているものの「再使用」、「原料としての再資源化」の取組とともに、ごみの適正排出を推進し、ごみの減量化・資源化を図ります。

基本施策 5 ごみの適正処理の推進

持続可能なごみ処理を進めるため、効率的で環境に配慮した収集・運搬体制の確保を図ります。

◆基本施策4 ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進



【市の施策】

ごみの発生・排出抑制の推進

市民へのごみの分別・排出方法について情報発信等による啓発を図り、ごみの分別の徹底による再使用・再資源化を促進します。また、水切りの徹底、生ごみ処理機の活用等によるごみの排出抑制を推進します。事業者に対しては、適正排出の指導や支援を併せて行います。また、市の事務や事業に伴って発生するごみについても発生・排出抑制に取り組めます。

プラスチックごみは、マイクロプラスチックによる海洋汚染や生態系への影響が深刻化していることから、マイバッグ持参によるレジ袋の削減やラップの使用を控える等の取組の促進を図ります。

食品ロスの削減の推進

本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスを削減するため、食べきり運動等を推進し、市民・事業者への意識啓発を図ります。また、家庭や事業所による製造・流通・販売過程での食品ロス削減への取組の情報の共有化を図ります。

再使用・再資源化の推進

ごみとして処分されるものを再使用・再資源化するため、ごみの分別の徹底を図るとともに、ごみの分別区分の検討を行います。また、不用・使用済み品は、再使用を推進し、粗大ごみのリサイクルを進めます。

【市民の環境配慮指針】

- ごみの分別・出し方を守り、適正に排出します。
- 生ごみの水切り等によるごみの減量化に努めます。
- ごみの分別を徹底し、リサイクル可能なものは資源化に努めます
- マイバッグ持参等、プラスチックごみの削減に努めます。
- 不要なものは断り、もらわないようにします。
- ごみの発生や食品ロスを意識して、買い物や食事を工夫します。
- 再資源化、環境への負荷抑制を意識して買い物をします。
- 再生家具等のリサイクル品の利用を検討します。
- ものを大切にし、修理・修繕をしながら長く使います。

【事業者の環境配慮指針】

- ごみの分別・排出・処理を適切に行います。
- 廃棄物の減量化に努め、産業廃棄物は最終処分されるまで管理します。
- ごみの発生・排出抑制、再使用、再資源化を意識した商品の販売、サービスの提供に努めます。
- レジ袋等のプラスチック製品は、代替製品への切替えを検討します。
- 食品ロスとして廃棄される商品の削減に努めます。ごみの分別・排出・処理を適切に行います。
- ものを大切にし、修理・修繕をしながら長く使います。

◆基本施策5 ごみの適正処理の推進



【市の施策】

環境に配慮したごみ処理体制の推進

ごみを適正に処理し、持続可能なごみ処理を進めるため、効率的な収集・運搬体制を確保することや環境に配慮した収集車両を導入することで、環境への負荷の低減を図ります。周辺環境や環境への負荷の低減に配慮した焼却施設を整備します。

施策の方針 1-3 緑・水・生きものと共生します

生物多様性の保全を図り、多様な生きものが生息・生育する空間を確保するため、生物多様性や緑の重要性への理解を深める取組の促進を図ります。また、市・市民・事業者の協働による、市内の緑地や河川等の水辺空間の保全・活用を推進するとともに、外来生物対策にも取り組めます。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	生き物とのふれあいに対する意識 （環境アンケート：地域の生きものとのふれあいについて良い、やや良いと回答した人の割合）	48.2%(2018)	50.0%(2029)
個別指標	自然緑地保全区域面積・樹木数	150626.16 m ² 193 本(2019)	150000.00 m ² 193 本(2029)
	緑化に関する情報の発信回数	2 回(2019)	3 回(2029)
	生物多様性に関する情報の発信回数	3 回(2019)	6 回(2029)

基本施策 6 緑・水辺の保全・活用の推進

自然環境の保全のほか、多様な機能を有する緑・水辺の保全・再生・活用を進めるため、現存する緑の保全、緑化による新たな緑の創出、生きものとのふれあいの場としての緑の活用等を進めます。

基本施策 7 さまざまな生きものとの共生の推進

生物の多様性を確保するため、市内に生息する生きものや外来生物の情報を共有し、生物多様性の重要性について認識を深めることで、生物多様性の保全を推進します。

◆基本施策6 緑・水辺の保全・活用の推進



【市の施策】

緑化の推進

公園緑地等の計画的な整備や道路、河川、公共施設、小中学校等の緑化を図り、維持管理を進めるとともに、地域における緑化活動の促進を図ります。住宅や事業所、民間施設は、植樹や生垣の設置、壁面緑化等の積極的な敷地内緑化を推進します。

みどりの保全・ふれあいの推進

残存する樹林地、樹木、農地等の緑地の保全を促進するため、法令等による適正な管理を図ります。市民に親しまれる緑として、傾斜緑地、自然性の高い緑地、歴史と文化が継承されている緑地、景観的に優れている緑地等を保全し、活用を図ります。

また、美しい水辺と自然の残る相模川、市内の中小河川である鳩川や目久尻川等、河川の水辺環境を保全するとともに、新たな自然とのふれあいの場、環境教育や自然学習会の場として活用を図ります。亀島自然公園・産川せせらぎ公園等、水辺とふれあうことができる空間を適切に管理するとともに、市民による活用を促します。

みどりの普及・啓発の推進

身近な水とみどりに関心をもち、育てる心を育むとともに、水とみどりの機能への理解を高め、重要性を認識することで緑化意識の向上を図ります。また、緑化活動ボランティア等の活動の促進を図り、地域における緑の保全と緑化の推進を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 樹林地・樹木、農地等の保全に協力します。
- 生垣や植樹等、住宅敷地内を緑化します。
- 自然学習会等に積極的に参加します。
- 緑化活動ボランティア等に積極的に参加します。

【事業者の環境配慮指針】

- 樹林地・樹木、農地等の保全に協力します。
- 植樹や壁面緑化、屋上緑化等、敷地内を緑化します。
- 開発する際には、既存の緑地や樹木の保全に配慮して計画します。
- 緑化活動ボランティア等に積極的に参加します。

◆基本施策7 さまざまな生きものとの共生の推進



【市の施策】

生物多様性の普及・保全・活用の推進

生物多様性の大切さについて理解を深めるため、情報発信等をとおして保全意識の啓発を図ります。多様な生きものが生息・生育する相模川や目久尻川等の河川、伊勢山・秋葉山等の緑地、市街地にみられる農地等の自然資源の保全を推進するとともに、インフラストラクチャーとして活用します。さらに、生物多様性の保全・保護及び持続的な利用を目的とした生物多様性地域戦略の策定を検討します。

生物の生息・生育状況の把握の推進

河川や樹林地等の生きもの調査をとおして、市内に生息する動植物や希少種の生息・生育状況を継続的に把握し、計画的に生態系を保全するための現状把握を実施します。

外来生物対策の推進

外来生物について理解し、適切に取り扱うことで、生物多様性の保全を図ります。また、外来生物の侵入・繁殖状況の情報の共有を推進するとともに、市民や事業者等と協力のもと、駆除等の対策を行います。

【市民の環境配慮指針】

- 生物多様性についての理解を深めます。
- 生きもの調査等に参加し、地域の自然環境について学びます。
- 外来生物についての知識を深めます。

【事業者の環境配慮指針】

- 生物多様性についての理解を深めます。
- 事業活動による生物多様性への影響に配慮します。
- 外来生物についての知識を深めます。

基本方針 2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します

施策の方針 2-1 水環境を守ります

私たちに欠くことのできない、良好な水を保全するため、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及等、排水の汚染源対策をとおして、河川等の水質保全を図るとともに、雨水利用や節水の推進、雨水の地中還元による健全な水循環の維持を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	河川水質環境基準達成状況	問題なし(2018)	問題なし(2029)
個別指標	水洗化率	98.2%(2018)	100%(2029)
	公共下水道の普及率	95.9%(2018)	100%(2029)
	水循環に関する情報の発信回数	1回(2019)	3回(2029)

基本施策 8 河川等の水質保全

河川等の水質を保全するため、下水道や浄化槽による汚水処理の維持・改善、事業所・家庭への汚染源対策を推進します。

基本施策 9 水循環型社会の構築

水循環型社会を構築するため、雨水浸透施設等による雨水の地中浸透を図るとともに、工場・事業場における地下水利用の規制・制限、節水の促進等をとおして、地下水の保全を図ります。

◆基本施策8 河川等の水質保全



【市の施策】

水質の改善・保全の推進

河川等の公共用水域の保全のため、公共下水道を整備します。また、整備地区における未接続の事業所・住宅に対し接続を促し公共下水道の更なる普及を図ります。

市街化調整区域のうち、相当の期間下水道整備が見込まれない地域において、単独処理浄化槽等・汲み取り施設から合併処理浄化槽への転換の促進を図るとともに、関係法令に基づく維持管理の徹底を図ります。

汚染源削減の推進

家庭から出る生活排水から河川等の公共用水域を保全するため、油・ごみを下水道に流さない等、台所や風呂、洗濯の排水への配慮について啓発します。また、プラスチックごみのポイ捨て等による海洋汚染を防止するために、意識の啓発を図ります。

河川水質の監視

河川等の公共用水域の保全のため、水質管理の重要性について認識を深めるとともに、水質調査による水質管理の徹底と排水基準の遵守を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 公共下水道への早期の接続に努めます。
- 合併処理浄化槽等の浄化槽を適正に管理します。
- 生活排水により河川を汚さないようにします。
- ごみを川に捨てないようにします。
- 河川美化活動等に参加します。

【事業者の環境配慮指針】

- 関係法令を遵守します。
- 公共下水道への早期の接続に努めます。
- 排水処理施設等の保守点検を行い、水質事故を未然に防止します。
- 河川美化活動等に参加します。

◆基本施策9 水循環型社会の構築



【市の施策】

水循環の推進

雨水の地中への浸透を促進し、地下水の保全に努めることで、水循環を健全に保ちます。

また、河川等への雨水の急速的な流入による、市内の道路の冠水や土砂災害等を軽減するために、浸透性の高い道路舗装等の整備や開発行為に対して雨水浸透施設の設置を指導します。

節水の推進

家庭や事業所での節水意識の向上を図るとともに、公共施設内のトイレや洗面所、給湯室等での啓発に取り組みます。また、雨水貯留施設の利用の促進を図ります。

地下水の利用による地盤沈下対策の推進

地下水の過剰な揚水による地盤沈下を防止するため、事業所における揚水量の削減を図るとともに、使用量の監視や関係法令に基づく規制・指導を行います。

【市民の環境配慮指針】

- 雨水浸透ます等の設置に努めます。
- 住宅の庭を緑化する等、雨水の浸透を促します。
- 節水に努めます。
- 雨水利用施設の導入に努めます。

【事業者の環境配慮指針】

- 雨水浸透設備の設置に努めます。
- 敷地内を緑化するなど、雨水の浸透を促します。
- 雨水貯留施設の導入や使用した水の再利用に努めます。
- 関係法令を遵守します。
- 地下水の利用を控えるように努めます。

施策の方針 2-2 生活環境を守ります

健康で安全な生活環境を守るため、工場等の事業活動や自動車交通による大気汚染、日常生活の中で家庭からも発生する騒音、振動、悪臭、工場等での化学物質の利用等のあらゆる発生源における被害の防止・抑制を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	公害・環境に関する相談件数	64 件(2018)	50 件(2029)
	大気環境基準達成状況	達成(2018)	達成(2029)
個別指標	コミュニティバス利用者数	257,237 人 (2018)	259,150 人 (2024)
	騒音に関する相談件数	22 件(2018)	22 件(2029)

基本施策 10 大気汚染対策

工場等や自動車交通に伴う大気汚染の防止を図るとともに、アスベスト問題に適切に対応します。

基本施策 11 騒音・振動・悪臭対策

事業活動や自動車交通に伴う騒音・振動・悪臭の防止を図るとともに、生活騒音、屋外焼却、航空機騒音等の低減に努めます。

基本施策 12 化学物質対策

工場・事業場における化学物質の適正な使用・管理の徹底を図るとともに、有害物質による大気・土壌・地下水の保全を図ります。

◆基本施策10 大気汚染対策



【市の施策】

工場・事業場・建設作業における対策

関係法令に基づく汚染物質の排出基準等の遵守について指導を行い、大気汚染の防止に努めます。また、アスベストが使用された建築物等の解体作業においては、飛散を防止するための作業方法の遵守を呼びかけます。

自動車対策

自動車による排出ガスを低減するため、アイドリングストップ・エコドライブの推進を図ります。また、低公害車の普及を促進するとともに、物流の合理化や公共交通機関、自転車の利用等による自動車使用の抑制を図ります。

大気環境の監視

関係法令に基づき、市内の大気汚染物質や窒素酸化物、ダイオキシン類等の測定をとおして、環境基準の適合状況を監視します。また、光化学スモッグの発生状況を監視し、注意報の発令の際は、市内へ速やかに注意を発信し被害の軽減に努めます。

【市民の環境配慮指針】

- 公共交通機関や徒歩、自転車の利用に努めます。
- 低公害車の導入を検討し、運転はエコドライブに努めます。
- 光化学スモッグ注意報が発令された際は、運動・外出を控えます。

【事業者の環境配慮指針】

- 関係法令を遵守します。
- アスベストに対して適切に対応します。
- 公共交通機関や徒歩、自転車の利用に努めます。
- 低公害車等の導入を進め、運転はエコドライブに努めます。
- 共同輸送等、物流の合理化に努めます。
- 行政による調査、指導に協力します。



◆基本施策11 騒音・振動・悪臭防止対策

【市の施策】

工場・事業場・建設作業における対策

関係法令に基づく規定等の遵守について指導を行い、騒音・振動・悪臭の防止に努めます。また、飲食店等の営業により発生する騒音・悪臭の解消に努めます。

自動車対策

関係法令に基づき、市内幹線道路の自動車による騒音を測定し、環境基準の適合状況を監視します。

生活空間における対策

日常生活における近隣騒音や悪臭の発生抑制について、市民への啓発を図ります。屋外焼却行為（野焼き）については、関係法令に基づき指導を行うことで、悪臭被害の低減に努めます。

航空機騒音対策

航空機による騒音低減のため、厚木基地周辺の自治体と共同して、国・米軍に対し訓練飛行の中止等を継続的に要請します。

【市民の環境配慮指針】

- 自動車による騒音について、近隣に配慮します。
- 生活における騒音や臭いについて、近隣に配慮します。
- 屋外焼却行為（野焼き）はしません。

【事業者の環境配慮指針】

- 関係法令を遵守します。
- 建築物の防音構造を強化し、防音施設・設備等の設置に努めます。
- 低騒音、低振動機器を導入し、騒音・振動の防止に努めます。
- 深夜カラオケや拡声器による騒音防止に努めます。
- 事業活動や自動車交通による騒音・振動の防止に努めます。
- 屋外焼却行為（野焼き）はしません。

◆基本施策12 化学物質対策



【市の施策】

工場・事業場における対策

関係法令に基づき、化学物質等の適正な使用と管理について指導を行い、有害物質による大気や地下水、土壌汚染の防止に努めます。

化学物質汚染に関する監視

関係法令に基づき、ダイオキシン類の濃度を測定し、土壌における環境基準の適合状況を監視します。

【市民の環境配慮指針】

- 化学肥料、除草剂等化学物質の使用を控えます。
- 井戸水の水質調査に協力します。

【事業者の環境配慮指針】

- 関係法令を遵守します。
- 使用している化学物質の種類や使用量を把握します。
- 化学物質の使用を控え、適正に管理します。
- 使用後の化学物質を適正に廃棄処理します。

基本方針 3 “海老名らしさ”を守り、育み、将来に引き継ぎます

施策の方針 3-1 都市環境を整備します

快適で暮らしやすい都市環境づくりに向けて、市内の自然環境や環境負荷の少ないまちづくりを計画的に進めるとともに、利便性が高く安全な道路環境の整備や衛生的で美しい生活環境の保全を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	これからも海老名市に住みたいか（市政アンケート：ずっと住みたい、できれば住み続けたいと回答した人の割合）	90.3%(2019)	90.3%(2029)
個別指標	道路整備への満足度（市政アンケート：幹線・生活道路の整備に満足・やや満足と回答した人の割合）	34.3%(2019)	35.1%(2029)
	美化推進員によるポイ捨て・路上喫煙巡回日数	292 日(2018)	292 日(2029)
	えびなクリーン作戦参加者累計数	4,800 人(2019)	5,000(2029)

基本施策 13 良好な都市環境の形成

自然環境の保全を図るとともに、環境への負荷が少ない都市環境づくりを進めます。

基本施策 14 快適な道路環境の形成

道路交通網の整備や利用者に配慮した道路整備を進めることで、より安全で誰もが利用しやすい快適な道路環境の形成を図ります。

基本施策 15 まちの美化推進

地域を美しく保つため、地域美化活動への参加やポイ捨て・ペットの飼い主のマナー啓発等をとおして、地域美化への意識の向上を図ります。

◆基本施策13 良好な都市環境の形成



【市の施策】

環境と調和のとれたまちづくりの推進

市内の樹林地、農地、河川等の自然環境の保全・活用を図るとともに、環境に配慮した省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入を促進することで、環境負荷の少ない都市環境づくりを進めます。また、住工混在の解消に努めるとともに、公園及び緑地等適切に維持することで、快適な都市環境の形成を図ります。

◆基本施策14 快適な道路環境の形成



【市の施策】

道路交通網の円滑化の推進

幹線道路や周辺道路の整備による道路交通網の円滑化を進めることで、市内の自動車交通量の増大による市民・事業活動への影響の低減を図ります。

利用者に配慮した道路整備

歩行者、自転車、自動車等の交通に配慮した道路整備を進めることで、だれもが安心できる道路環境を整備するとともに、排気ガスの削減や騒音・振動の低減を図ります。

◆基本施策15 まちの美化推進



【市の施策】

地域美化の推進

地域による清掃活動の支援やえびなクリーン作戦をとおして、市内美化の推進と美化意識の高揚を図ります。また、美化推進員によるポイ捨ての指導や小学校等への出前講座をとおして、市民への啓発を図ります。

不法投棄対策の推進

不法投棄の撤去や看板の設置等による地域や関係機関と連携したパトロールをとおして、地域の生活環境の保全を図ります。

ペットの適正飼育の推進

飼い主のペットの不適切な飼養による近隣への生活被害を防止するため、ペットの飼い方や散歩のマナー等の啓発を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 地域の美化活動に積極的に参加・協力します。
- ごみやたばこをポイ捨てしません。
- 不法投棄をせず、粗大ゴミ等を適切に排出します。
- ペットを適切に管理し、マナーを守ります。

【事業者の環境配慮指針】

- ごみ箱の設置等地域美化に協力します。
- 地域の美化活動に積極的に参加・協力します。
- 不法投棄をせず、適切に廃棄します。
- ペットの飼い主のマナー向上に協力します。

施策の方針 3-2 農地を守ります

自然緑地や豊かな田園風景、防災等の多面的な機能をもつ農地を保全するため、担い手等の育成や農地の集約化、地産地消の取組による農業の振興を図るとともに、市民の農業への関心を高めるため、農業とのふれあいの促進を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	農地面積	526ha(2018)	526ha(2029)
	農作業受委託面積	32ha(2018)	32ha(2029)
個別指標	市民農園利用者数	479 人(2019)	580 人(2029)
	農業体験イベント参加者数	2,700 人(2019)	3,000 人(2029)

基本施策 16 農業振興の推進

担い手等の育成や農地の集約化等を進めるとともに、地産地消に向けた取組を推進することで、農業の振興を図ります。

基本施策 17 農業とのふれあいの推進

市民農園や農業体験等の市内の農業、生産者に接する機会をとおして、農業への理解・関心を深めます。

◆基本施策16 農業振興の推進



【市の施策】

農地の保全・活用の推進

農地の保全のため、農業の振興を推進し、担い手・組織の育成や貸借等による農地の集約化等を進めることで、農業経営の安定化を図ります。また、関係法令に基づき、農地を保全・管理するとともに、市街化区域内の農地は、生産緑地制度を活用することで、計画的な保全を図ります。

地産地消の推進

農業のICT化を進めることで、市内の農産物の流通の拡大を図るとともに、学校給食や市内店舗への供給を進めます。また、市内の農作物の認知度を高めるため、PR活動やブランド化を図ります。

環境に配慮した農業の推進

減農薬農法や廃棄物のリサイクル等により環境に配慮した農業の推進を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 市内の農産物を購入します。

【事業者の環境配慮指針】

- 関係法令を遵守し、農地の保全に協力します。
- 市内の農作物の利用・販売を検討します。
- 農業のICT化を図ります。
- 農薬や廃棄物の削減に努めます。

◆基本施策17 農業とのふれあいの推進



【市の施策】

農業とふれあう機会の拡充

地域農業への理解を深めるため、農業体験等による、地域の農業・農地・農産物・生産者とのふれあう機会の拡充を図ります。また、市民農園の利用を広げることで、農地の有効利用とともに、市民の農業との関りを深めます。

【市民の環境配慮指針】

- 家庭菜園や市民農園を利用します。
- 農業体験等に参加・協力します。

【事業者の環境配慮指針】

- 農業体験等に協力します。

施策の方針 3-3 地域資源を守ります

市内で育まれてきた貴重な地域資源を保全するため、豊かな田園風景や丹沢大山・富士山の眺望等の地域に根付いた良好な景観を維持するとともに、歴史的遺産等の保護を進め、市民に親しまれる空間としての活用を図ります。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	自然景観への満足度（環境アンケート：相模川や農地等の自然景観が良い、やや良いと回答した人の割合）	74.9%(2018)	75.0%(2029)
個別指標	郷土資料館・歴史資料収蔵館来館者数	11,176 人 (2018)	11,500 人 (2029)
	歴史関連イベント・講座参加者数	319 人(2018)	456 人(2029)

基本施策 18 豊かな景観づくりの推進

良好で地域に根付く景観の保全や地域と調和した景観の形成を図るため、民間等による開発行為等の規制・誘導するとともに、良質な公共施設を整備します。

基本施策 19 歴史遺産等の保護・活用の推進

現存する歴史的空間の確保と文化財等の保護を進めるとともに、地域の資産として活用を図ります。

◆基本施策18 豊かな景観づくりの推進



【市の施策】

地域に根差した景観の保全

豊かな緑や田園風景、相模横山九里の土手、丹沢大山・富士山の眺望等、市内の代表的な景観や地域の生活文化に根付く景観を良質な状態で維持・保全するため、法令等に基づき、民間等による開発・建築行為等の規制・誘導を図ります。

また、市内の景観資源の維持・保存とともに、新たな資源の発掘・育成を図ります。

調和のとれた景観の形成

市が主体となる道路、公園、河川、公共施設等は、地域の景観への調和を図るとともに、民間等による開発・建築行為等の模範となるように努めます。

【市民の環境配慮指針】

- 地域の景観に関心を持ち、景観資源の維持・保全に協力します。

【事業者の環境配慮指針】

- 法令等を遵守し、景観資源の維持・保全に協力します。
- 開発事業は、あらかじめ近隣住民の理解を十分得るよう努めます。



◆基本施策19 歴史遺産等の保護・活用の推進

【市の施策】

歴史的空間・文化財の保護と活用

身の回りの貴重な歴史的空間の確保や数多く散在する史跡文化財の保護を進めるとともに、史跡散策等を開催し、地域の資産としての活用を図ります。また、市街地の貴重な屋敷林が残る今福薬医門公園等を整備・活用するなかで緑地や樹木の保全と育成を行います。

【市民の環境配慮指針】

- 歴史的空間の確保や文化財の保護に協力します。
- 歴史関連活動に参加・協力します。

【事業者の環境配慮指針】

- 歴史的空間の確保や文化財の保護に協力します。
- 歴史関連活動に参加・協力します。

コラム

今福薬医門公園（国登録有形文化財旧今福家住宅）

今福薬医門公園とは、海老名市中新田に位置する旧今福家の敷地の一部（約1,400平方メートル）が市に寄贈され、平成19（2007）年に公園として開園したものです。

今福家は、戦国時代に活躍した甲斐武田氏の家臣であった今福氏が祖先といわれ、江戸時代には名主も務めた旧家です。

嘉永6（1853）年建築の表門や塀、弘化4（1847）年建築の文庫蔵、大正期の裏門が今も残されています。これらは屋敷林とともに江戸時代の豪農の屋敷構えを残す希少な建築物として、平成30（2018）年7月20日に文化審議会から文部科学大臣に国の登録有形文化財に登録するよう答申され、同年11月2日付で登録されました。

敷地内には歴代の当主が植えた樹木などによる屋敷林が残されており、貴重な樹木や珍しい草花があり、緑豊かな場所で四季を感じることができます。



表門（薬医門）



屋敷林の豊かな緑

基本方針 4 みんなで海老名の環境を考え、行動します

施策の方針 4-1 環境を考え、行動します

市内の環境を思いやり、保全していくため、市民・事業者一人ひとりが地球規模の環境問題や地域の環境について、考え、学ぶ機会の増加を図るとともに、市民・事業者の協働による地域の環境活動の活発化、多様な主体による活動への参加を推進します。

【数値指標】

区分	項目	現状値（年度）	目標値（年度）
目標指標	環境への関心度（環境アンケート：以前と比べて関心度合いが高くなったと回答した人の割合）	43.5%(2018)	48.0%(2029)
	環境関連情報発信回数	5 回(2018)	8 回(2029)
個別指標	啓発・出前講座参加者数	645 人(2018)	710 人(2029)
	海老名市きれいなまちづくり事業への登録団体数	56 団体(2017)	56 団体(2029)
	海老名市地域緑化事業への登録団体数	19 団体(2019)	19 団体(2029)

基本施策 20 環境への意識づくりの推進

より多くの市民・事業者の環境の保全のための意欲の増進を図るため、講演会やイベントをとおして、環境について考える機会をつくるとともに、学校における環境教育を推進します。

基本施策 21 自発的な環境行動の推進

市民や事業者による自発的な環境活動を推進するため、地域の環境活動への参加の機会や活動団体への支援を図り、多様な主体による活動への取組を促します。

◆基本施策20 環境への意識づくりの推進



【市の施策】

啓発事業の推進

市民・事業者に向けた環境啓発事業をとおして、環境に関する知識の普及や自ら環境について考える機会づくりを推進し、環境保全に対する意識・関心の高揚を図ります。

「海老名を愛する」心を育む教育・学習の推進

小中学校、保育園における環境教育をはじめ、市民を対象とした環境学習講座をとおして、海老名市の環境を思いやり、将来に渡って環境保全に貢献できる人づくりを推進します。また、市職員の教育をとおして、市の事務事業における環境負荷の軽減を図ります。

環境関連情報の積極的な収集・発信

環境に関連するさまざまな情報の収集に努めるとともに、ホームページやその他メディアをとおした情報発信を促進し、環境関連情報の共有化を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 環境関連イベントや学習会等に積極的に参加します。
- 環境関連情報の収集に努めます。

【事業者の環境配慮指針】

- 環境関連イベントや環境学習に積極的に参加します。
- 従業者への環境保全意識の高揚を図ります。
- 事業活動における環境配慮や環境保全活動について発信します。
- 環境関連情報の収集に努めます。

◆基本施策21 自発的な環境行動の推進



【市の施策】

多様な主体による参画の推進

多くの市民・事業者が地域の環境保全活動や環境に関連するイベント等に積極的に参加し、主体的に取り組むことを推進するため、きっかけとなる機会づくりや市内の団体との協働等による取組を進め、多様な主体による環境行動への参画を図ります。

各種団体の活動支援

市内で活動する環境関連団体の把握を進めるとともに、市民・事業者に向けた活動内容の発信や団体相互の情報の共有化等の活動支援を進めることで、団体の活性化を図ります。

【市民の環境配慮指針】

- 環境関連団体の活動に積極的に参加・協力します。

【事業者の環境配慮指針】

- 他の主体と協働で環境関連事業や活動を行います。
- 環境関連団体の活動に積極的に参加・協力します。

第5章 計画の推進体制と進行管理

5.1. 計画の推進体制について

本計画の推進にあたっては、市、市民、事業者がそれぞれ当事者意識を持ち、環境保全活動に主体的にかかわることが重要です。このため、計画の推進にあたっては、各主体がその役割に応じた取組を進めるとともに、協働することで効果的かつ着実に計画を推進することが必要であり、以下に示す体制に基づいて市民や事業者との協働、国や近隣自治体と連携を図ります。

【海老名市】

本計画に基づいて、市民や事業者との協働、国や県、近隣自治体等との連携を通じて、本計画に関連する各種事務・事業を推進します。また、海老名市環境マネジメントシステムによる計画の進行管理を行うとともに、海老名市環境審議会への報告及びえびな環境白書による市民等への情報公開を行います。

【海老名市環境審議会】

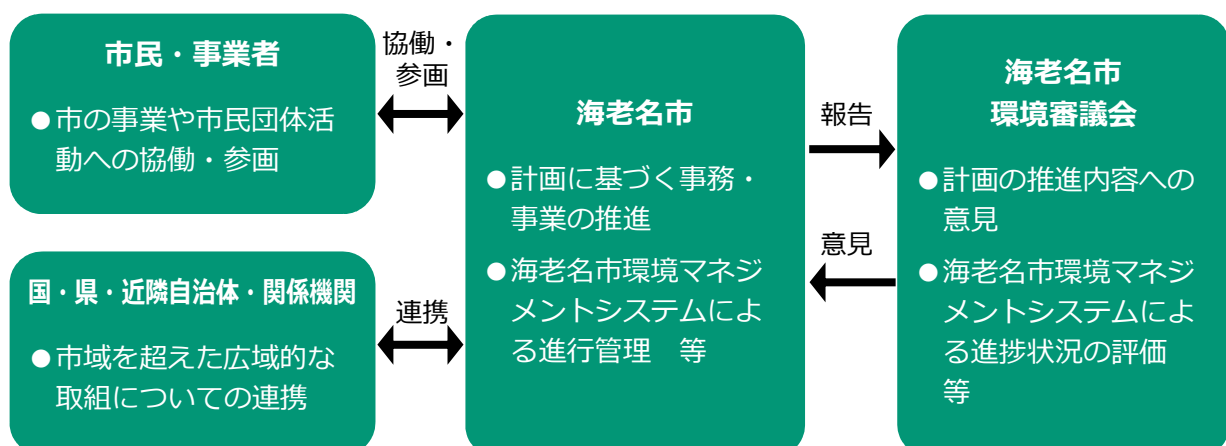
「海老名市環境審議会条例」により設置する審議会であり、学識経験を有する者や環境分野に関する知見を有する者（市民公募含む）等によって構成されています。本計画に関する事項、海老名環境マネジメントシステムに関する事項、廃棄物対策や自然緑地保全区域等の指定等に関する事、その他本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査・審議します。

【市民・事業者】

市民や事業者は自ら環境保全意識を高め、環境配慮活動に取り組むとともに、各種環境保全活動に積極的に参画します。また、市民団体による環境保全活動に参加・協力します。

【国・県・近隣自治体・関係機関】

地球温暖化対策、大気汚染や水質汚濁等については、市域を超えた広域的な取組が必要であるため、このような本市だけで取り組むことができない環境課題に対しては、国や県、近隣自治体、関係機関と連携・協力体制の強化を図ります。



5.2. 計画の進行管理について

1) 海老名環境マネジメントシステムの体系について

市では、海老名市環境基本計画及び海老名市地球温暖化対策実行計画の進行管理と、各種環境法令の順守を市の事務事業と一体的に進めるため、海老名市独自の環境管理システムである「海老名市環境マネジメントシステム」を設けています。このため、本計画は、海老名市環境マネジメントシステムに基づいて進行管理を行います。

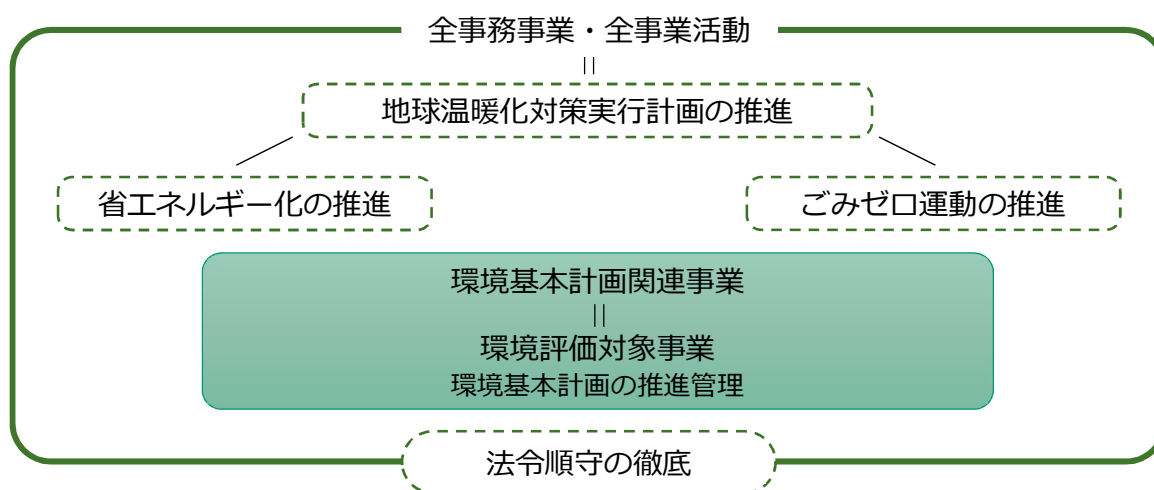


図 海老名市環境マネジメントシステムの体系

2) P D C Aの流れについて

海老名市環境マネジメントシステムによる本計画の進行管理にあたっては、右図に示すP D C Aサイクルに基づいて行います。

点検については、市の担当部課及び内部環境監査委員による評価を行った後、外部環境評価として海老名市環境審議会に設置した海老名環境マネジメントシステム専門部会による評価を行います。

評価結果については、毎年度、えびな環境白書としてとりまとめを行い、市民等への情報公開を行います。

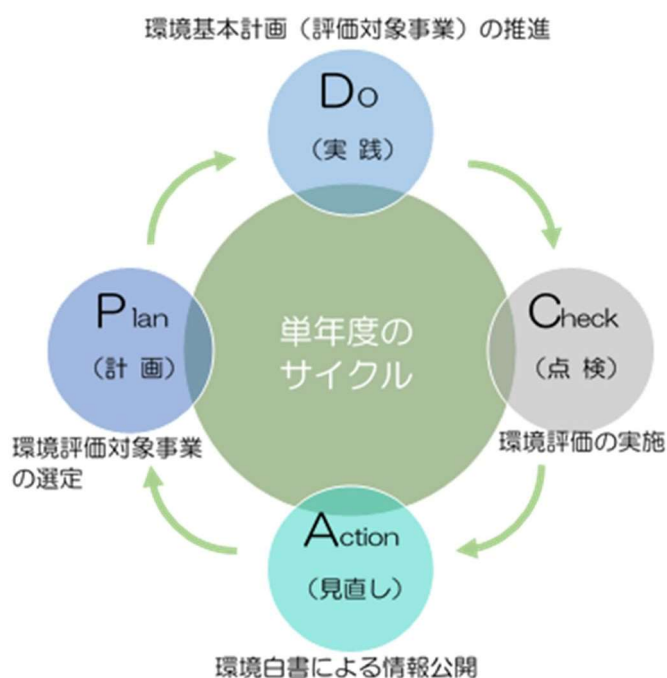


図 P D C Aによる環境基本計画の進行管理の流れ

資 料 編

資料 1	海老名市環境基本条例	資 - 1
資料 2	計画策定の経過	資 - 3
資料 3	海老名市環境審議会委員	資 - 4
資料 4	海老名市環境審議会 諮問・答申	資 - 5
資料 5	計画素案へのパブリックコメント	資 - 7
資料 6	用語集	資 - 8
資料 7	SDGs と関連する施策一覧	資 - 14

資料 1 海老名市環境基本条例

○海老名市環境基本条例

平成 10 年 3 月 30 日

条例第 12 号

海老名市環境基本条例

私たちのまち海老名は、西に相模川の流れ、中央に海老名耕地と親しまれている田園の広がり、東に丘陵地の連なりなど緑豊かな自然環境に恵まれ、相模国分寺跡といった歴史的文化遺産を有する良好な環境の中で歴史と地域の特性を生かしながら着実に発展を続けてきた。

しかしながら、近年の高度経済成長時代には、人口の急速な増加による都市化が進み、身近な自然が減少していくなかで、今日では、廃棄物の量の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による河川の水質汚濁など私たちの生活に密接に関係する環境問題が進行し、これらの問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染など地球的規模へ拡大し、このままでは将来の世代に取り返しのつかない影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

私たちは、環境を良好な状態で享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かなものとして維持することが健康で安全かつ快適な生活を営む上でかけがえのないものであることを認識し、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このような認識のもとに、市、市民、事業者が一体となって、環境の保全及び創造を図り、現在及び将来の世代がゆとりある緑豊かな環境と共生する私たちのまち海老名を実現していくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球的規模の環境問題 人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす問題をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができると社会を構築することを旨として、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

（施策の策定等に係る指針）

第7条 市は、基本理念にのっとり、施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が確保されるよう努めるものとする。

（1）大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

（2）生態系の多様性を確保するとともに、農地、河川、丘陵地等における多様な自然環境の体系的な保全を図ること。

（3）人と自然との触れ合いの場を確保するとともに、良好な景観と歴史的文化遺産の保全を図ること。

（4）廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的利用が推進される社会の構築を図ること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示さなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（総合調整）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

（調査の実施）

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、環境の状況等に関する調査を実施するよう努めるものとする。

（自発的活動の支援）

第11条 市は、市民、事業者の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第12条 市は、前条に規定する市民、事業者の自発的な活動の促進のため、環境の状況等に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成10年6月5日から施行する。

資料 2 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、海老名市環境基本条例に基づき、海老名市環境審議会において審議を行った。

また、市民及び事業者を対象としたアンケート調査、イベントへのブース出展による環境基本計画についての普及啓発（オープンハウス）、市民意見募集（パブリックコメント）等を通じて、広く意見の募集に努め、計画策定の参考とした。

年 月 日	会 議 等	主な検討内容等
平成 30 年 10 月 30 日（火）～ 11 月 15 日（木）	市民・事業者アンケート調査の実施	- 市民 配布数 2,000 部 回収数 738 部(回答率 36.9%) - 事業者 配布数 300 部 回収数 92 部(回答率 30.7%)
平成 30 年 11 月 21 日（水）	平成 30 年度第 2 回 海老名市環境審議会	計画策定スケジュール等について報告
令和元年 5 月 28 日（火）	令和元年度第 1 回 海老名市環境審議会	基礎調査結果について報告
令和元年 10 月 19 日（土）	オープンハウス （エコカーフェスタ in えびな 2019）	パネル展示、クイズによる環境基本計画及び環境配慮行動等についての普及啓発
令和元年 10 月 29 日（火）	令和元年度第 2 回 海老名市環境審議会	計画の策定について諮問・審議
令和元年 10 月 29 日（火）～ 12 月 27 日（金）	海老名市環境審議会委員より 意見の聴取	計画素案について
令和元年 11 月 17 日（日）	オープンハウス （えびな市民まつり）	パネル展示、クイズによる環境基本計画及び環境配慮行動等についての普及啓発
令和元年 12 月 2 日（月）～ 令和 2 年 1 月 6 日（月）	パブリックコメントの実施	意見数 3 人 9 件
令和 2 年 1 月 16 日（木）	第 3 回海老名市環境審議会	計画の策定について審議・答申

資料 3 海老名市環境審議会委員

任期：平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

役 職	氏 名	区 分
会 長	木下 雅實	学識経験者
副会長	村山 史世	学識経験者
委 員	相原 京子	国際ソロプチミスト海老名
〃	市川 佐千子	さがみ農業協同組合
〃	伊藤 征生	市民公募
〃	大橋 成太郎	環境に知見のある方
〃	大矢 和正	市民公募
〃	中谷 尚利	海老名市自治会連絡協議会
〃	鳩石 祐二	海老名産業懇話会
〃	松島 淳一	海老名市農業委員会
〃	森島 清八	環境に知見のある方
〃	山谷 修作	学識経験者

※ 会長・副会長以下五十音順

資料 4 海老名市環境審議会 諮問・答申

1) 諮問

海環発第 33 号
令和元年 10 月 28 日

海老名市環境審議会
会長 木下 雅實 殿

海老名市長 内 野 優

海老名市第三次環境基本計画の策定について（諮問）

標記の件について、海老名市環境審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、意見を求めます。

2) 答申

資料 5 計画素案へのパブリックコメント

「海老名市第三次環境基本計画（素案）」について、以下のとおりパブリックコメントを実施しました。

（１）募集期間

令和元年 12月2日（月）～令和2年 1月6日（月）※36日間

（２）資料閲覧・配布場所

海老名市役所環境課窓口

海老名市役所情報公開コーナー

海老名市ホームページ

（３）募集結果

意見提出者数 3名 意見件数 9件

（４）いただいた意見の概要

- ・目標の設定の仕方について
- ・鉄道の騒音・振動対策について
- ・プラスチックごみの対策について
- ・省エネルギー施策について
- ・再生可能エネルギーの普及施策について

※いただいたご意見につきましては、計画策定及び今後の取組の参考にいたします。

資料 6 用語集

【数字・アルファベット】

3 R	「Reduce（リデュース：減量する）」「Reuse（リユース：再使用する）」「Recycle（リサイクル：再資源化する）」の3つの「R」の総称のこと。
I C T	Information and Communication Technologyの略であり、情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。
I S O 1 4 0 0 1	国際標準化機構（ISO）が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格群の総称。ISO14000シリーズの中心的規格がISO14001であり、環境マネジメントシステムが満たすべき必須事項を定めている。
Q O L (Quality of Life)	一般に、ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のことを指し、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念。
SDGs (エスディージーズ)	平成27(2015)年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のこと。17のゴールとゴールごとに設定された計169のターゲットから構成される。
Z E B (ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
Z E H (ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。外皮の断熱性能等の大幅な向上と高効率なシステムの導入による室内環境の質を維持しながら、大幅な省エネルギーを実現するとともに、再生可能エネルギーを導入することで、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。

【五十音】

ア行

アスベスト	アスベスト（石綿）は、天然にできた鉱物繊維。熱、摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、主に建物の壁、天井、屋根等の建材製品に使用されてきた。しかし、吸い込んで肺に刺さると肺がんや悪性中皮腫を引き起こす恐れがあり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されている。
-------	--

雨水貯留施設	雨水を溜めるための施設のこと。雨水を一時的に溜め、下水道や河川への流出量を抑える地下貯留槽、植木への散水等に利用する住宅の雨水利用施設（貯留タンク）等がある。
雨水浸透施設	雨水を地中に浸透させ、下水道や河川に流出する雨水の量を抑える施設のこと。雨水浸透ますや浸透トレンチ等があり、ますや排水管の側面にある穴から雨水を地中に浸透させる。
雨水利用	雨水を雨水貯留施設（貯留タンク）等に貯め、植木への散水、トイレの洗浄水等に利用することで、雨水を有効活用し、節水や緊急時の代替水源とすること。
エコドライブ	環境に配慮した自動車の使用のこと。やさしい発信を心掛ける、無駄なアイドリングを止める等で燃料を節約して、大気汚染物質や地球温暖化に影響のある二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。
エネファーム	家庭用燃料電池のこと。都市ガス・LPガス・灯油等から、取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気をつくるシステム。このとき発生する熱でお湯を沸かし、給湯などに利用する。
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類。
力行	
合併処理浄化槽	トイレの汚水（し尿）や台所・風呂の生活雑排水を沈殿分離や微生物の作用によって処理、消毒し、河川などの公共用水域等へ放流する施設のこと。一般的な浄化槽を指す。トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽がある。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	IPCC は、Intergovernmental Panel on Climate Changeの略称。世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により昭和63(1988)年に設立された国連の組織のこと。地球温暖化に関する科学的、技術的、社会経済的な知見から、包括的な評価を行っている。
共同輸送	一つの輸送手段に複数の企業の商品を積載して輸送すること。輸送効率を高めることで、各企業の輸送コストの低下、省エネルギー化等のメリットがある。
近隣騒音	居住環境（住宅内及び住戸まわり）において発生する騒音のこと。家庭のピアノ、テレビ、エアコンの音、ペットの鳴き声、飲食店での営業に伴う音、商業宣伝の拡声器の音等がある。このうち、家庭から発生するものを生活騒音という。
空間放射線	空間を飛び交っている放射線のこと。宇宙から降り注いでくる放射線や大地や大気からの放射線等がある。空間放射線の量を1時間あたりに換算したものを「空間放射線量率」と表し、単位としては「nGy/h(ナノグレイ毎時)」が用いられる。

クールチョイス	家庭や事業所において、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に向けたあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。
グリーンインフラストラクチャ	自然環境が有する防災や水質浄化等の多様な機能を有効に活用することで、自然環境、経済、社会におけるあらゆる問題を解決しようとする考えのこと。グリーンインフラ。
グリーンカーテン	アサガオやヘチマ、ゴーヤ等ツル性の植物でつくる自然のカーテンのこと。ベランダや軒下等に生育させることで真夏の暑い日差しを避けることができ、過度な冷房を抑え、二酸化炭素の排出削減にもつながることが期待されている。
グリーン購入	製品やサービスを調達する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。また、環境負荷の低減に努める事業者から優先して調達すること。
光化学オキシダント	工場や自動車等より排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光の照射を受けて二次的に生成されるもの。濃度が0.12ppm以上の状態になると、県は光化学スモッグ注意報を発令する。
高効率エネルギー利用機器	高効率な空調機や給湯器、自然エネルギー等を利用したエネルギーシステムのこと。電力の使用が抑えられ、省エネにつながる。
洪水ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所等の情報が図示されている。
サ行	
再生可能エネルギー	太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然の力で定常的に、利用する以上の速度で補充されるエネルギーの総称。枯渇しない、二酸化炭素を排出しないことから、有限な埋蔵資源への対策、地球温暖化対策のひとつとして注目されている。
市街化区域	都市計画法で指定される、都市計画区域のこと。すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。市街化区域は、用途地域が定められており、自治体による道路、公園、下水道等の都市施設の整備が重点的に実施される。
自然緑地保全区域・自然緑地保存樹木	海老名市環境保全条例に基づいて指定された自然緑地のこと。市内の自然環境について、保全する必要があると認められた場合、自然緑地保全区域や自然緑地保存樹木の指定を、所有者等の協力を得て行っている。
持続可能な開発のための2030アジェンダ	平成27(2015)年に国連で採択された令和12(2030)年までの持続可能な開発の指針。先進国を含む全ての国に適用される。「持続可能な開発目標」(SDGs)が中核をなす。

循環型社会	天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物はある限り資源として利用し、利用できないものは適正に処分することで実現される。
食品ロス	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余り等が主な原因とされている。
自立分散型エネルギー	比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーのこと。従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念。
水洗化率	全人口に対する水洗化されている人口の割合。「水洗」とは直接公共下水道に流す方式や合併処理浄化槽等で処理するものを指す。
ステークホルダー	企業の経営活動に関わる利害関係者のこと。具体的には消費者(顧客)、従業員、株主、取引先、地域社会、行政機関等とされている。
スマートハウス	IT(情報技術)を使って家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅のこと。具体的には、太陽光発電施設や蓄電池、家電等をエネルギー制御システムでコントロールすることで、CO2排出量の削減を実現する省エネ住宅のこと。
生産緑地制度	良好な都市環境を確保するため、都市に残る農地の計画的な保全を図る制度のこと。市街化区域内の農地が対象で、市町村が都市計画により区域を定めることで、開発等の行為が制限される。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性(遺伝的多様性、種内の多様性ともいう)から構成される。

タ行

第5次評価報告書	I P C Cによって発行された地球温暖化に関する5番目の報告書(平成26(2014)年完成)のこと。科学的な分析のほか、社会経済への影響、気候変動を抑える対策など、国際的な対策に科学的根拠を与える重みのある文書である。
ダイオキシン類	塩素含有物質等が燃焼する際に発生する、ダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現したもののこと。ダイオキシン類対策特別措置法では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と定義している。
食べきり運動	食品を残さず食べきる運動のこと。自治体の運動に飲食店等が協力する形をとっており、小盛りメニュー等の登録要件を満たした協力店がステッカー等を貼る形が一般的である。

単独処理浄化槽	トイレの汚水（し尿）を沈殿分離や微生物の作用によって処理、消毒し、河川などの公共用水域等へ放流する施設のこと。汚濁負荷の大きい生活排水が未処理で放流され、河川等の水質に与える影響が大きい ため、浄化槽法によって新設が禁止されている。現在は、し尿と生活排水が一緒に処理できる合併処理浄化槽が一般的である。
地域防災計画	災害対策基本法第40条に基づき、各地方自治体が防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画のこと。
地産地消	地域で生産された物を地域で消費すること。新鮮な食材が手軽に入手できることや食に対する安心・安全を感じることができるという利点があり、さらに無農薬・低農薬の農産物生産による自然環境負荷の低減や、地域の農業振興による農地保全、生産物の運輸時間短縮による自動車排出ガスや化石燃料消費の低減等、環境面においても効果が期待できる。
地中熱	昼夜間又は季節間の温度変化が小さい地中の熱的特性を活用したエネルギーのこと。地中熱交換器等を利用して、地中の熱を取出し、建物などの冷暖房・給湯に利用する。
窒素酸化物	ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物のこと。 （詳細は二酸化窒素参照）
低炭素社会	地球温暖化の要因とされる温室効果ガスのひとつである二酸化炭素の排出量が少ない産業と生活の仕組みをもつ社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用等によって実現が目指されている。
ナ行	
二酸化窒素	ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物のこと。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様であり、大部分が一酸化窒素として排出され、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。
二重サッシ	既存の窓の内側に新たに設置する窓のこと。「内窓」「インナーサッシ」「二重窓」とも呼ばれる。遮熱、断熱、結露防止、防音等の効果がある。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、市から認定を受けた農業経営者、法人のこと。効率的・安定的な経営体を目指すもので、経営改善のための計画（農業経営改善計画書）をつくり、認定されると支援を受けることができる。
燃料電池自動車	搭載した燃料電池で発電し電動機の動力で走る電気自動車のこと。充填した水素と酸素を化学反応させて発電する自動車等がある。

ハ行

パリ協定 京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。平成27(2015)年12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択され、平成28(2016)年11月に発効した。産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取ることが求められている。

パートナーシップ 友好的な協力関係のこと。

浮遊粒子状物質 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm以下のもの。工場から排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌の飛散等が主な発生源とされている。

ペアガラス ガラスとガラスの間に密閉された中間層を確保し、光の透過性を保ちつつ、断熱効果を得られるガラスのこと。

マ行

マイクロプラスチック 微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。特に海洋環境で問題となっており、含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に影響を及ぼすことが懸念されている。発生源は複数あるとされていて、マイクロサイズで製造されたものや大きなプラスチックが自然環境中で破碎・細分化されたものがある。

緑の機能 緑が持つ環境を保全する機能のこと。ヒートアイランドの緩和や生物多様性の保全、災害時の避難所の安全性の向上や延焼の防止、都市景観の向上、人々にやすらぎや豊かさを与えてくれる等の機能がある。

ヤ行

遊休農地 耕作の目的に供されていなく、今後も耕作される見込みがない農地のこと。

ラ行

リサイクル率 ごみの排出量に対するリサイクル量の割合のこと。

ワ行

ワンウェイプラスチック 使い捨てプラスチックのこと。国はプラスチック資源循環戦略（令和元(2019)年5月策定）において、数値目標として「2030年までにワンウェイプラスチックを累積で25%排出抑制」することを設定している。

資料 7

SDGsと関連する施策一覧

SDGsの ゴール		1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます											
		1-1 地球温暖化対策を推進します											
		1.省エネルギー の推進		2.低炭素社会の実現に向けた 取組の推進				3.地球温暖化への適応策の推進					
		省 エ ネ 行 動 の 推 進	エ ネ ル ギ ー 効 率 の 向 上	の 普 及 促 進	再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 等	段 境 の 推 進	環 境 に 配 慮 し た 移 動 手	の 日 常 に お け る 環 境 配 慮	風 水 害 へ の 対 応	暑 熱 対 策 の 推 進	推 進 熱 中 症 ・ 感 染 症 対 策 の	へ の 高 温 化 に よ る 農 作 物 の 被 害 の 緩 和	
2. 飢餓をゼロに													●
3. すべての人に保健と福祉を										●	●		
4. 質の高い教育をみんなに													
6. 安全な水とトイレを世界中に													
7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに			●	●	●								
11. 住み続けられるまちづくりを			●	●	●	●	●	●	●	●			
12. つくる責任 つかう責任													
13. 気候変動に具体的な対策を									●	●	●	●	
14. 海の豊かさを守ろう													
15. 陸の豊かさを守ろう													
17. パートナリーシップで目標を達成しよう													

1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます										
SDGsの ゴール	1-2 循環型社会を形成します				1-3 緑・水・生きものと共生します					
	4.ごみ減量化・資源化に向けた取組の推進			5.ごみの 適正処理 の推進	6.緑・水辺の保全・活用の 推進			7.さまざまな生きものとの 共生の推進		
	の 推 進 の 発 生 ・ 排 出 抑 制	食 品 ロ ス 削 減 の 推 進	進 再 使 用 ・ 再 資 源 化 の 推	理 環 境 に の 配 慮 し た ご み 処	緑 化 の 推 進	い み ど り の 推 進 の 保 全 ・ ふ れ あ	推 進 の 普 及 ・ 啓 発 の	保 生 物 ・ 多 様 性 の 推 進 の 普 及 ・	の 生 把 握 の 生 息 の 推 進 ・ 生 育 状 況	外 来 生 物 対 策 の 推 進
2. 飢餓をゼロに 		●								
3. すべての人に保健と福祉を 										
4. 質の高い教育をみんなに 										
6. 安全な水とトイレを世界中に 					●	●	●	●		
7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 										
11. 住み続けられるまちづくりを 	●			●						
12. つくる責任つかう責任 	●	●	●							
13. 気候変動に具体的な対策を 					●	●	●			
14. 海の豊かさを守ろう 			●					●		
15. 陸の豊かさを守ろう 					●	●	●	●	●	●
17. パートナリーシップで目標を達成しよう 										

SDGsの ゴール	2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します								
	2-1 水環境を守ります						2-2 生活環境を守ります		
	8.河川等の水質保全			9.水循環型社会の構築			10.大気汚染対策		
	推 進 水 質 の 改 善 ・ 保 全 の	汚 染 源 削 減 の 推 進	河 川 水 質 の 監 視	水 循 環 の 推 進	節 水 の 推 進	盤 地 沈 下 対 策 の 利 用 の 推 進 による 地	業 工 場 ・ 事 業 場 ・ 建 設 作 業 に お ける 対 策	自 動 車 対 策	大 気 環 境 の 監 視
2. 飢餓をゼロに 									
3. すべての人に保健と福祉を 							●	●	●
4. 質の高い教育をみんなに 									
6. 安全な水とトイレを世界中に 	●	●	●	●	●	●			
7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 									
11. 住み続けられるまちづくりを 							●	●	●
12. つくる責任つかう責任 							●		
13. 気候変動に具体的な対策を 									
14. 海の豊かさを守ろう 	●	●	●						
15. 陸の豊かさを守ろう 									
17. パートナリーシップで目標を達成しよう 									

SDGsの ゴール	2 健康に暮らせる安全・安心な環境を確保します					3 "海老名らしさ"を守り、 育み、将来に引き継ぎます			
	2-2 生活環境を守ります					3-1 都市環境を整備します			
	11.騒音・振動・悪臭対策				12.化学物質対策		13.良好な都市環境の形成	14.快適な道路環境の形成	
	業工場における対策・建設	自動車対策	生活空間における対策	航空機騒音対策	対工場・事業場における	監視化学物質汚染に関する	ち環境づくりの調和の推進	推進道路交通網の円滑化の	整備利用者に配慮した道路
2. 飢餓をゼロに									
3. すべての人に保健と福祉を	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4. 質の高い教育をみんなに									
6. 安全な水とトイレを世界中に					●	●			
7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに									
11. 住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●			●	●	●
12. つくる責任つかう責任					●	●			
13. 気候変動に具体的な対策を									
14. 海の豊かさを守ろう									
15. 陸の豊かさを守ろう									
17. パートナリーシップで目標を達成しよう									

SDGsの ゴール	3 "海老名らしさ"を守り、育み、将来に引き継ぎます							3 "海老名らしさ"を守り、育み、将来に引き継ぎます		
	3-1 都市環境を整備します			3-2 農地を守ります				3-3 地域資源を守ります		
	15.まちの美化推進			16.農業振興の推進			17.農業とのふれあいの推進	18.豊かな景観づくりの推進		19.歴史遺産等の保護・活用の推進
	地域美化の推進	不法投棄対策の推進	ペットの適正飼養の推進	農地の保全・活用の推進	地産地消の推進	環境に配慮した農業の推進	農業とふれあう機会の拡充	地域に根差した景観の保全	調和のとれた景観の形成	歴史的活用・文化財の保護
2. 飢餓をゼロに				●	●	●	●			
3. すべての人に保健と福祉を	●	●	●							
4. 質の高い教育をみんなに										
6. 安全な水とトイレを世界中に										
7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに										
11. 住み続けられるまちづくりを	●	●	●					●	●	●
12. つくる責任つかう責任								●		
13. 気候変動に具体的な対策を										
14. 海の豊かさを守ろう										
15. 陸の豊かさを守ろう				●	●	●	●			
17. パートナリーシップで目標を達成しよう										

4 みんなで海老名の環境を考え、行動します					
4-1 環境を考え、行動します					
SDGsの ゴール	20.環境への意識づくりの推進			21.自発的な環境 行動の推進	
	啓 発 事 業 の 推 進	進 を 「 育 む 海 老 名 を 愛 す る 」 の 推 心	「 な 環 境 関 連 情 報 の 積 極 的	の 多 様 な 主 体 に よ る 参 画	各 種 団 体 の 活 動 支 援
2. 飢餓をゼロに 					
3. すべての人に保健と福祉を 					
4. 質の高い教育をみんなに 	●	●	●	●	●
6. 安全な水とトイレを世界中に 					
7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 					
11. 住み続けられるまちづくりを 					
12. つくる責任つかう責任 					
13. 気候変動に具体的な対策を 					
14. 海の豊かさを守ろう 					
15. 陸の豊かさを守ろう 					
17. パートナリーシップで目標を達成しよう 	●	●	●	●	●

海老名市第三次環境基本計画

発行：令和 2(2020)年 3 月

編集：海老名市経済環境部環境課

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1

TEL 046-235-4912

ホームページアドレス <https://www.city.ebina.kanagawa.jp/>

海老名市地球温暖化対策実行計画の改定について

1 審議会からの意見

(1) 計画への意見とりまとめ

〔資料5－1のとおり〕

第2回環境審議会と意見用紙による意見と市の見解や対応について整理

・意見の件数 6名より19件

(2) 審議会の答申（案）

〔資料5－2のとおり〕

答申（案）は、事務局でとりまとめた審議会からの意見（必要に応じて意見をいただいた委員に考え方を確認）をもとに、会長と協議した上で作成

2 パブリックコメント結果

〔資料5－3のとおり〕

窓口やホームページ等で公開した素案に対する市民等からの意見と市の見解や対応について整理

・意見の件数 2名より6件

3 最終案

〔別添のとおり〕

審議会の答申（案）、意見、パブリックコメントを踏まえ、素案に修正を加えたもの

4 今後のスケジュール

2月 庁議（計画の決定）

3月 議会に報告

4月 施行

1 意見の数

委員 6 名から 19 件の意見有り

2 意見の概要と対応案

No.	頁	章	内容	対応
①	P. 3	第 1 章 計画策定の背景と趣旨 2 計画改定の趣旨	『本市は平成20（2008）年 3 月に「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画」を策定しました。この計画は、平成24(2012)年度までの5年間の計画期間としました。平成29(2017)年度からのEMSへの移行に伴い、「海老名市地球温暖化対策実行計画」を策定し、、、』とありますが、その成果(途中経過?)がどうだったのかが分からない。(現状が見えない。)	<u>ご意見のあった箇所に「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画」に基づく取組成果を記載しました。</u> なお、「海老名市地球温暖化対策実行計画」の実施状況は 4 章に記載のとおりです。計画改定後の取組みはこれまでの実績も踏まえた推進に努めてまいります。
②	P. 8	第 2 章 計画の基本的事項 3 計画の対象ガス	『ただし、本市における事務事業では、ごみ処理や下水処理に伴う温室効果ガスの排出はないため、、、』という表現だけで、本計画で対象とするガスを CO2 にするという表現は飛躍しすぎていると思う。「ただし、本市における事務事業では、ごみ処理や下水処理に伴う温室効果ガスの排出はないし、メタンその他のガスの排出量も極めて少ないので、、、」位の表現が欲しい。	<u>ご意見のあった箇所に「メタンその他のガスの排出量が極めて少ない」を追記しました。</u>
③	P. 9	第 4 章 実行計画の目標	計画期間について、環境基本計画は令和 11(2029)年度までだが、当計画が令和 12(2030)年度までであるのはどうしてか。そろえないのか。	＜第 2 回審議会で回答済み＞ 令和 12(2030)年度は、国の計画の目標年度となっており、目標達成に向けては、1 年のズレが大きく影響するため、環境基本計画との整合を意識しつつも、目標達成に向けた計画期間の設定としています。

地球温暖化対策実行計画（素案） 審議会意見一覧表

No.	頁	章	内容	対応
④	P. 11	第3章 温室効果ガスの排出状況 2 課題	平成 28（2016）年度の Co2 排出量の増加理由を『平成 26（2014）年 11 月のえびな市民活動センターにおけるレクリエーション館（ビナスポ）の開館、平成 27（2015）年 7 月の中央図書館リニューアルといった大型施設が本格的に稼働』としているが、平成 28（2016）年度を基準年とするならば、内わけをしっかりと把握した上で、概算でも良いのでそれらの起因する数字を記したほうが良い。数字を記さない場合でも、最終的に令和 12(2030)年度時に基準年度との比較を行う上で、平成 28（2016）年度の実績内わけ詳細は必要になるので、早いうちに増加の詳細・分析は行ったほうが良い。	<u>ご意見のあった箇所に、大型施設稼働による CO2 排出量増加の影響を明確にするため、海老名市民活動センター及び中央図書館の平成 25（2013）年度及び平成 28（2016）年度の CO2 排出量を記載しました。</u>
⑤	P. 12	第4章 実行計画の目標	国の指針である平成 25（2013）年度の基準との変更理由の説明はありますが、少し気になります。	ご意見として承ります。 変更理由は第4章に記載のとおりです。
⑥	P. 13	第5章 目標達成に向けた取組み	市の職員による日常的な省エネの取組みについては、非常に意識を高く持って行っていることが伺える内容になっている。その上で、ソフト面のみでは今後継続的なCo2排出量の削減が難しく、設備機器の運用改善や更新の取組みに注力する必要があることを示しており、イニシャル・ランニングコストの掛かるハード対策も必要不可欠と腑に落ちる構成になっていてとても良い。	計画改定後は、目標達成を目指してソフト対策とハード対策の両面から CO2 排出量削減を着実に推進できるよう努めてまいります。
⑦	P. 13	第5章 目標達成に向けた取組み 1 取組の基本方針	「L2-Tech 認証製品」という用語の解説が欲しい。	資料編として用語集を作成します。
⑧	P. 14	第5章 目標達成に向けた取組み 1 取組の基本方針	削減シナリオ⑥の排出係数の改善による削減とは何か。	<第2回審議会審議会で回答済み> 電気 1kw の使用により排出される CO2 に換算する係数であり、発電方法等により異なります。国が、排出業者を通じて係数改善を進めており、令和 12(2030)年度までに係数を平成 25（2013）年度比 30%削減することを目指しています。この考え方を市の計画にも折り込ませています。

地球温暖化対策実行計画（素案） 審議会意見一覧表

No.	頁	章	内容	対応
⑨	P. 14 ～ P. 22	第5章 目標達成に向けた取組み	削減シナリオと各取組との削減数値の関連付け(おおよその目途となる値)をすることにより、計画の説得性を得ることが必要。	削減シナリオに設定した目標値は省エネ診断に基づいて推計した概算値のため、個別の取組ごとに削減量を設定することは困難ですが、 <u>ご意見を踏まえて、取組み種類毎に削減シナリオのどの部分に該当するかを明記しました。</u> なお、各取組みの実施に際しては、削減効果を意識した推進に努めてまいります。
⑩	P. 16	第5章 目標達成に向けた取組み 2 職員一人ひとりの取組み（ソフト対策）	市職員の取組については、令和12(2030)年までを見据えれば、会議資料等の紙ベースからPDFベースへの切り替えによる電子化へ踏み込む必要がある。これにより、使用する紙類の大幅な削減が実現可能となる。	<u>ご意見のあった箇所に、「会議資料等のペーパーレス化をさらに推進する」旨を追記しました。</u>
⑪	P. 18	第5章 目標達成に向けた取組み 3 設備機器の運用改善の取組（ハード対策①）	表の受変電設備の(力率改善※)の意味は？	資料編として用語集を作成します。
⑫	P. 23 ～ P. 26	第6章 実行計画の推進	実行計画の推進が「海老名環境マネジメントシステム」であることから、削減シナリオの進捗等に対する運用管理として、具体的な帳票(エビデンス)、マネジメントが現行「環境マネジメントシステム」(ISO14001 に代わるものとして作られた)でカバーできるように、マネジメントシステムの見直しも必要となる。	実行計画の運用管理は、現行のマネジメントシステムでも施設ごとの実績データに基づいて実施していますが、必要に応じて環境マネジメントシステムの見直しを検討していきます。

地球温暖化対策実行計画（素案） 審議会意見一覧表

No.	頁	章	内容	対応
⑬	P. 27	終章 市民・事業者・行政 の取組み（区域施策編） 1 温室効果ガス削減に 向けた取組み	グラフの「エネルギー転換部門」が不要なデータと思われる。	国が作成したグラフを引用しているため、原案のとおりといたします。
⑭	P. 32 ～ P. 33	終章 市民・事業者・行政 の取組み（区域施策編） 3 温室効果ガス削減に 向けた取組み	(1) 市民(2) 事業者(3) 行政の各項目にそれぞれが取り組むべき事項を明確に挿入する必要がある。	(4) 三者が出来る具体的な取組みにおいて、取組みごとの主体を明記したため、本項については原案どおりとします。
⑮	P. 34	終章 市民・事業者・行政 の取組み（区域施策編） 3 温室効果ガス削減に 向けた取組み	新たな設備について、再生可能エネルギーの項目があった。省エネだけではなく、電気会社から電気を買わないことを考えていくことも必要。災害の際、食料、水はあっても停電が続くと通信設備が利用できない状態だった。再エネの設置による公共施設等への通信インフラの整備を他課と連携して取組みを進めてはどうか。SDG s の視点からも、市民の命を守ることに繋がってくると思う。	国では災害時の停電対策を強化する方針を示していることから、補助制度等の情報を施設所管課と共有し、積極的な活用を検討する中で、地球温暖化への適応策の観点から災害対策として通信インフラの重要性も意識した取組みを進められるよう努めて参ります。
⑯	P. 35	終章 市民・事業者・行政 の取組み（区域施策編） 3 温室効果ガス削減に 向けた取組み	駐輪場やインフラの整備等が必要と思うが、車を利用しない交通手段を選択することで、どれくらいCO2が削減できるかな等を入れ込めれば面白いのではないかな。	車を利用しないことによるCO2削減量の推計は代替する交通手段が多様であり、具体的に示すことが困難なため、今後の課題とさせていただきます。
⑰	P. 35	終章 市民・事業者・行政 の取組み（区域施策編） 3 温室効果ガス削減に 向けた取組み	自動車利用削減の推進・自動車利用時における相乗りの推進について、市の職員か市民どちらを対象としているか。案としてはよいと思うが、実行が難しく思えるがどうか。実行可能な内容とした方がよいと思う。	＜第2回審議会審議会で回答済み＞ 市では、業務で現場に向かう際、相乗りを基本としており、その考え方は浸透していると考えています。自動車によるCO2削減という観点から、できる範囲で取組みを進めてもらいたいものです。

地球温暖化対策実行計画（素案） 審議会意見一覧表

No.	頁	章	内容	対応
⑮	P. 34 ～ P. 38	終章 市民・事業者・ 行政の取組み（区域 施策編） 3 温室効果ガス削 減に向けた取組み	(4) 三者が出来る具体的な取組みでは、各項に三者とのそれぞれの関連付けを明確に表示すべきである。	<u>ご意見を踏まえて、取組みごとに該当する主体を明記するとともに、取組み内容が明確になるよう表現を修正しました。</u>
⑯	P. 34 ～ P. 38	終章 市民・事業者・ 行政の取組み（区域 施策編） 3 温室効果ガス削 減に向けた取組み	(4) 三者が出来る具体的な取組みにおける各項目の目標値のおおよその値を示し、基本となる実行計画との整合を説明すべきである。	区域施策編における温室効果ガス排出量の推計値は国の推計値を元にしており、個別の取組みごとの削減量を示すことは困難であるため、今後の課題とさせていただきます。 なお、各取組みの実施に際しては、削減効果を意識した推進に努めてまいります。

海老名市地球温暖化対策実行計画の改定について（諮問）
答申内容（案）

市環境審議会の意見（資料 5－1）を踏まえ、答申（案）を以下のとおりとしたい。

1 海老名市地球温暖化対策実行計画の改定素案については、概ね、その内容を妥当と判断するが、次の意見を附するので、これについて留意されたい。

2 素案に対する意見

（1）計画の内容に関すること

i 市の事務事業における CO2 排出量の現状をより明確にするため、これまでの計画に基づく CO2 排出量削減状況を記載することについて、検討されたい。 【⇒意見①・④の内容】

ii 計画の区域施策編において、市民・事業者・行政のそれぞれの果たすべき役割が明確になるよう、温室効果ガスの削減に向けた取組みの内容ごとに取組み主体を記載することについて、検討されたい。

【⇒意見⑰・⑱の内容】

（2）計画の推進に関すること

i CO2 削減目標達成に向けて、ソフト対策とハード対策の両面を着実に推進し、CO2 排出量の削減効果を踏まえながら効果的な取組みを実施するよう、努められたい。 【⇒意見⑥・⑨・⑲の内容】

ii 必要に応じて環境マネジメントシステムの見直しを行い、計画の運用管理を適切に実施されるよう、努められたい。 【⇒意見⑫の内容】

iii 地球温暖化対策の適応策について、災害時における通信インフラの重要性も意識した取組みが実施されるよう、努められたい。

【⇒意見⑮の内容】

パブリックコメント

地球温暖化対策実行計画（素案）意見とりまとめ

1 結果概要

- 意見募集期間 令和元年 1 2 月 2 日（月）から令和 2 年 1 月 6 日（月）まで
- 意見提出者数 2 名
- 提出意見件数 6 件

2 意見及び回答

No.	提出されたご意見（要約）	ご意見に対する考え方及び計画への反映
①	終章（区域施策編）を如何に着実に実行するかが重要である。そのためには自然に対する人の感性を高めることと、人間の経済活動によってもたらされた自然の変化に人知をもって立ち向かうモチベーションの向上が必要である。また、終章はトップランナーを目指して進めてもらいたい。	区域施策編の実行にあたっては、市が率先して事務事業に起因する CO2 の削減に取り組み、その姿勢を通じて、市民・事業者のそれぞれが意欲をもって主体的に果たすべき役割を遂行し、効果的に温暖化対策を実行していただけるよう努めて参ります。
②	数値目標について、基準年度を平成 25（2013）年度から平成 28（2016）年度にずらしているのは人口増加があってもおかしいのではないか。これが通用するのであれば、逆に人口減少が進んでいる地域は国の目標を大幅に上回る数値で行わない限り、国全体での整合性がとれないことになると思う。COP25 でも目標引き上げを促す流れになっており、待ったなしの状況である。次世代への責任として、逃げてはいけないのではないかと考える。	国が作成した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」において、基準年度は「特段の理由がなければ平成 25（2013）年度とすることが推奨」されているとともに、目標水準を「合理的な範囲で補正」することが認められており、人口の増減についても補正要因として挙げられております。 本市計画における基準年度については、本市の人口減少に転じる時期が国と違うことや、公共施設の整備状況等の本市の実情を勘案して変更するものであるため、原案どおりといたします。

パブリックコメント
地球温暖化対策実行計画（素案）意見とりまとめ

No.	提出されたご意見（要約）	ご意見に対する考え方及び計画への反映
③	設備更新（ハード対策）の照明設備について、LED 照明入替は効果的な場所から機器やランプ入替を積極的に推進すべきと考える。その他の項目について、節水型のシャワーヘッドへの切り替えも検討すべきと考える。使用量削減の他、温水の熱源にも効果的である為、検討されたい。	計画に記載の取組み内容は代表的な例を示したものであるため、ご提案のあった内容につきましては原案のとおりとしますが、設備更新に係る省エネの取組みの一つとして、個別の事業計画の中で研究してまいります。
④	新規供用施設の舗装については、透水だけでなく保水タイプや遮熱タイプもあるようですが、水害が考えられるエリアが多い海老名では透水が妥当で良いかと考える。	ご意見として承ります。
⑤	具体的対策の再生可能エネルギーの利用促進について、今、日本は火力発電が多いことが問題でもある為、さらに自然エネルギーを活用した推進が必要なので利用促進に賛同する。取組みの一例として、ハイブリッド型の街灯などを検討してみてもどうか。他市では設置されている事例もあり、客観的に自然エネルギーの活用を推進していることの意味表示にもなると考える。	計画に記載の取組み内容は代表的な例を示したものであるため、ご提案のあった内容につきましては原案のとおりとしますが、再生可能エネルギーの利用促進に係る取組みの一つとして、個別の事業計画の中で研究してまいります。
⑥	具体的対策の公共交通の利用促進について、コミュニティバスの利用向上があるが、ルートに厚木駅を追加したら利用促進になるのではないかと。えびなこどもセンターのルートから近く、比較的容易に変更できると考えられるため検討されたい。	コミュニティバスのルート設定は個別の事業計画で検討する内容であるため、今後の事業を進める上での参考とさせていただきます。

海老名市地球温暖化対策実行計画

最終案

令和2年〇月



目 次

	Page
第1章 計画策定の背景と趣旨	1
1 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
2 計画改定の趣旨	3
第2章 計画の基本的事項	6
1 計画の目的	6
2 計画の対象範囲	7
3 計画の対象ガス	8
4 計画の期間等	9
5 上位計画や関連計画との位置付け	9
第3章 温室効果ガスの排出状況	10
1 現状	10
2 課題	11
第4章 実行計画の目標	12
第5章 目標達成に向けた取組	13
1 取組の基本方針	13
2 職員一人ひとりの取組（ソフト対策）	15
3 設備機器の運用改善の取組（ハード対策①）	17
4 設備機器の更新の取組（ハード対策②）	19
5 公共工事での取組	21
6 事務局の取組	22
第6章 実行計画の推進	23
1 推進体制	23
2 運用管理	25
終 章 市民・事業者・行政の取り組み（区域施策編）	
1 海老名市全域における温室効果ガスの排出状況	27
2 海老名市全域における温室効果ガス排出量の将来推計	30
3 温室効果ガス削減に向けた取り組み	32
資料編	巻末

第1章 計画策定の背景と趣旨

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

(1) 地球温暖化の状況

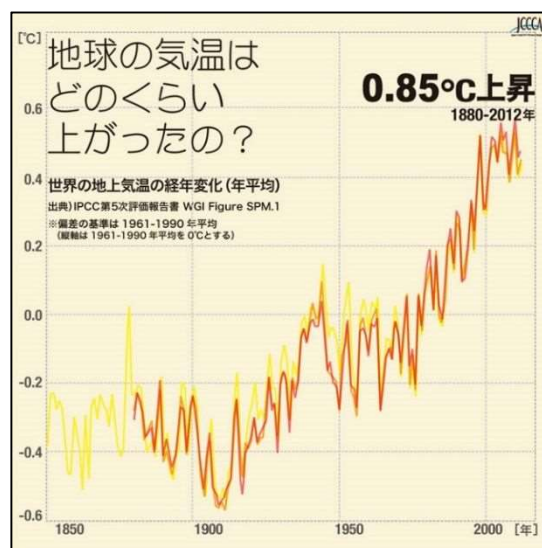
地球温暖化は最も重要で深刻な環境問題といえます。地球は二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスが一定の濃度を保つことにより、適正な気温が保たれていました。しかし、20世紀の後半以降、石油等の化石燃料の大量消費によって、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇し、これに伴い気温の上昇が顕著になりました。

この地球レベルでの気温の上昇（地球温暖化）に伴い、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつ等の異常気象の増加といった問題が顕在化し、私たちの生活環境や健康などに深刻な影響が及ぶ可能性が指摘されています。CO₂濃度と気温は、現在も上昇傾向にあります。温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）による観測では、平成27(2015)年に全大気中の平均CO₂濃度が400ppmを超えたことが明らかになりました。

また、地球温暖化について科学的知見等から包括的な評価を行っている組織である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成25(2013)年9月から平成26(2014)年11月にかけて第5次評価報告書を公表し、以下の事項を指摘しています。

- ・明治13(1880)年から平成24(2012)年の間に世界の平均気温は0.85℃上昇している
- ・地球温暖化は疑う余地がなく、人間による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い など

また、この報告書では、今後温暖化対策をとらなかった場合、今世紀末には平均気温は最大4.8℃上昇すると記載しており、CO₂の排出削減の必要性を訴えています。



出展：IPCC 第5次評価報告書

(2) 国際社会の動向

平成27(2015)年12月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、これまでの「京都議定書」に代わる新しい地球温暖化対策の枠組となる「パリ協定」が採択され、平成28(2016)年11月に「パリ協定」が発効しました。「パリ協定」には、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持すること（1.5℃に抑える努力する旨にも言及）、全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、5年ごとに世界全体の状況を把握すること等が明記されています。

平成30(2018)年12月にポーランド・カトヴィツェで開催されたCOP24では、令和2(2020)

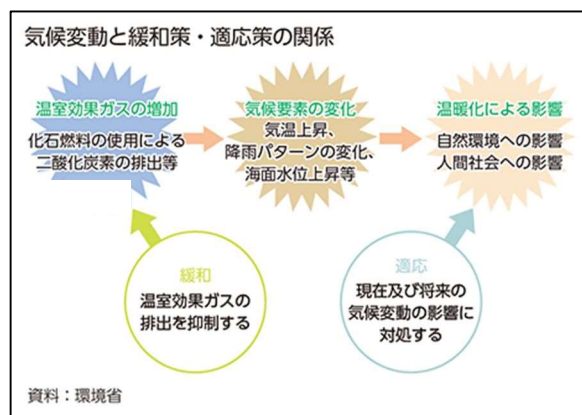
年以降のパリ協定の本格運用に向けて、パリ協定の実施指針が採択されました。

令和元(2019)年9月には、アメリカ合衆国のニューヨークで開催された気候サミットで、日本は含まれていないものの、欧州を中心に、令和32(2050)年までにCO2排出量を実質ゼロにすることの約束が表明され、国際的な地球温暖化対策は年々高まりを見せています。

(3) 我が国の動向

我が国は、「パリ協定」の締結に向けて、平成28(2016)年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。「地球温暖化対策計画」は、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、温室効果ガス排出量を事業部門全体で令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で26.0%削減するとの削減目標(中期目標)を掲げ、国の施策や各主体が取り組むべき対策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として令和32(2050)年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。

また、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減を進める「緩和策」だけでなく、既に現れている影響等に対して適応する「適応策」も求められていることから、平成27(2015)年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定した後、平成30(2018)年12月には「気候変動適応法」が施行され、適応策を法的に位置付けました。これにより、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割が明確化され、関係者が一丸となって適応策を強力に推進することが期待されます。



出展：環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省)

(4) 地球温暖化防止に向けた地方公共団体の役割

地球温暖化対策は、国、都道府県及び市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施することにより、初めて効果を上げる(温室効果ガス排出量を削減する)ことができます。

我が国の温室効果ガスの排出削減に係る目標の達成のためには、近年、温室効果ガス排出量が増加している家庭部門、及び業務その他部門における大幅な排出削減(約40%削減)が必要です。また、東日本大震災後のエネルギー政策の見直し等もあり、地球温暖化対策の推進に向けて、地方公共団体の役割の重要性が高まっています。

海老名市(以下『本市』と呼びます。)でも、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や対策の必要性を理解した上で、自発的に地球温暖化対策への取組を実行していくとともに、市の施策として、地域の模範となる取組や対策を率先的に進めていきます。

2 計画改定の趣旨

(1) これまでの経緯

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成 11(1999)年に施行され、地方公共団体は、温室効果ガスの排出量の削減等の措置に関する計画(実行計画)の策定が義務付けられました。

これを受けて、本市は、平成 20(2008)年 3 月に「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画」を策定し、平成 24(2012)年度までの 5 年間を計画期間としました。この計画では、平成 24(2012)年度の CO2 排出量を基準年度とした平成 17(2005 年)度比 2.6%削減する目標としていました。目標達成に向けて、様々な省エネの取組みを進めたものの、新たな公共施設の増加や厳寒等の気候の影響によるエネルギー使用量の増加などの要因から、目標年度の CO2 排出量は基準年度比 0.96%増加となりました。その後は国の動向を見据えながら取組みを推進し、平成 29(2017)年度から ISO14001 によらない市独自の環境マネジメントシステムの運用を開始することを踏まえ、下記の 2 つの計画を一本化し、平成 29(2017)年 4 月に「海老名市地球温暖化対策実行計画」として策定しました。

①海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画

市の事務事業での地球温暖化対策のための計画（事務事業編）

②海老名市地球温暖化対策地域推進計画

市域全体での地球温暖化対策のための計画（区域施策編）

この度、令和元(2019)年度末の計画期間満了により新たに策定した第三次海老名市環境基本計画でも引き続き地球温暖化対策を推進するとしていることから、同計画との整合を図りながら、市の実情を踏まえた上で国の目標と比べて遜色のない水準の目標を設定することで『事務事業編』の内容を拡充するとともに、事務事業編の改定と併せて、『区域施策編』の時点修正及び内容をよりわかりやすいものにすることを目的として、「海老名市地球温暖化対策実行計画」を改定します。

(2) 計画改定の方針

今回の事務事業編における計画改定は、市の事務事業からの温室効果ガスの削減目標を、市の実情を踏まえながら、国の目標と比べて遜色のない水準とするものです。

また、新たな削減目標の達成に向けて、確実かつ計画的に温室効果ガス排出量を削減できるよう、職員一人ひとりの日常的な取組を継続することを基本とした上で、次の段階として設備機器の運用改善や更新への取組にステップアップし、これまで以上に地球温暖化対策を推進していきます。このため、目標達成に向けて、着実な計画の推進のための体制を構築することとします。

◇計画改定の方針

1. 市の実情を踏まえつつ、国の目標と比べて遜色のない目標とします。
2. 設備機器の運用改善や更新など、温室効果ガスの削減に向けて実効性のある取組にステップアップします。
3. 目標達成に向けて、着実な計画の推進のための体制を構築します。

参考 1 我が国の温室効果ガスの削減目標について

本計画では、国の目標と比べて遜色のない水準に目標を強化し、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでいきます。

❖地球温暖化対策計画（平成 28(2016)年 5 月）

我が国全体での温室効果ガス削減目標は、令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 26%削減となっています。

部門別にみると、地方公共団体の事務事業を含む『業務その他部門』の削減目標は、令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で『エネルギー起源 CO₂ を 40%削減』となっており、非常に大きな削減が必要です。この他、非エネルギー起源 CO₂（ごみの焼却に伴う CO₂ 排出など）については 7%削減などとなっており、全体で 26%の削減を目指すこととしています。

❖政府実行計画（平成 28(2016)年 5 月）

政府の事務事業等に関する温暖化対策の計画であり、政府が率先した取組を行うことで、地方公共団体等への波及を期待しています。

温室効果ガス削減目標は、「地球温暖化対策計画」に準じており、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガス排出量（エネルギー起源 CO₂）を令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 40%削減することを目標としています。また、中間目標として、政府全体で令和 2(2020)年度までに 10%削減することを目指しています。

「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス削減目標（国の目標）

単位: 百万t-CO₂

項 目	平成17年度 実績	平成25年度 実績	令和12年度 目標	削減率 令和12/平成25
温室効果ガス排出量	1,397	1,408	1,042	-26%
エネルギー起源CO ₂	1,219	1,235	927	-25%
産業部門	457	429	401	-7%
業務その他部門	239	279	168	-40%
家庭部門	180	201	122	-39%
運輸部門	240	225	163	-28%
エネルギー転換部門	104	101	73	-28%
非エネルギー起源CO ₂	85	76	71	-7%
メタンCH ₄	39	36	32	-12%
一酸化二窒素N ₂ O	26	23	21	-6%
代替フロン等4ガス	28	39	29	-25%
HFC	13	32	22	-32%
PFC	9	3	4	27%
SF ₆	5	2	3	23%
NF ₃	1	1	1	-64%
吸収源対策	—	—	-37	—

参考２ 地球温暖化防止に係るこれまでの経緯

年・月	世 界	日 本	海老名市
平成 4	気候変動枠組条約採択		
平成 5. 11		環境基本法	
平成 9. 12	京都議定書採択 (COP3)		
平成 11. 4		地球温暖化対策の推進に関する法律	
平成 13			ISO14001 認証取得
平成 17. 2	京都議定書発効		
平成 17. 4		京都議定書目標達成計画	
平成 20. 3			海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画策定
平成 23. 3		(東日本大震災)	
平成 26. 4		エネルギー基本戦略 (第四次計画)	
平成 27. 7		日本の約束草案提出	
平成 27. 11		気候変動の影響への適応計画	
平成 27. 12	パリ 協定採択 (COP21)		
平成 28. 5		地球温暖化対策計画	
平成 28. 11	パリ 協定発効	パリ 協定批准	
平成 29. 4			海老名市地球温暖化対策計画策定
			ISO14001 に代わる「海老名環境マネジメントシステム」運用開始
平成 30. 12		気候変動適応法	

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

新たな「海老名市地球温暖化対策実行計画」（以下『本計画』といいます。）における事務事業編は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づいて策定するものです。市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与することを目的とします。また、地球温暖化対策の実施状況を公表することで、市民・事業者等の意識の高揚を図り、地方自治体が自らの事務事業に係る環境に配慮した取組を率先して実行し、地球温暖化対策を地域から積極的に推進することを目指します。

◇「地球温暖化対策の推進に関する法律」での実行計画策定に係る内容

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 （省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 （省略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12 （省略）

2 計画の対象範囲

事務事業編では本市に所属する全ての組織の事務及び事業を対象とします。

◇計画の対象範囲

部 局	施 設 等
市長室	大型防災備蓄倉庫
財務部	本庁舎（西棟含む）
市民協働部	えびな市民活動センター、コミュニティセンター・文化センター、えびな安全安心ステーション、防犯灯、文化会館、市民ギャラリー、海老名運動公園、北部公園、庭球場、中野公園、中野多目的広場、連絡所
保健福祉部	えびなこどもセンター、医療センター、保育園、子育て支援センター、わかば会館、障がい者デイサービスセンター、障がい者支援センター、総合福祉会館、高齢者生きがい会館
経済環境部	南部農業拠点施設、美化センター、資源化センター
まちづくり部	道路照明灯、東柏ヶ谷ポンプ施設（下水道）、せせらぎ公園（水路等）、海老名駅駅間調整池、市内公園・緑地・緑道、海老名駅西口特定公共施設、中央公園地下駐車場、自転車等駐車場、海老名駅自由通路
消防本部	消防分団器具置場、本署、北分署、南分署、今里出張所兼今里給油施設
教育部	小学校、中学校、郷土資料館（温故館）、歴史資料収蔵館、文化財収蔵庫、今福薬医門公園、食の創造館、教育支援センター、図書館
会計課	
選挙管理委員会事務局	
監査委員事務局	
農業委員会事務局	
議会事務局	

注．各課等・公用車も含みます。

3 計画の対象ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める 7 種類の温室効果ガスとします。

ただし、本市における事務事業では、ごみ処理や下水処理に伴う温室効果ガスの排出が無く、メタンその他の温室効果ガスの排出量が極めて少ないため、市の事務事業に伴う温室効果ガスは、ほぼ全量がエネルギー起源の CO₂ となります。

- ・ごみ処理：高座清掃施設組合のごみ処理施設で実施
- ・下水処理：県の事業で実施（相模川流域下水道事業）

このため、本計画では、7 種類の温室効果ガスのうち、市の事務事業からの排出量のほとんどを占めるエネルギー起源の CO₂ の削減に重点的に取り組みます。

◇「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める 7 種類の温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源
①二酸化炭素 (CO ₂)	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出される。 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出される。
②メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出される。
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出される。
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンなどの冷媒に使用され、カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
⑤パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
⑥六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
⑦三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。

※⑤～⑦は、地方公共団体では、ほとんど該当しません。

◇市の事務事業からの温室効果ガス排出量（平成 25(2013)年度実績）

ガス種類	市の事務事業での 主な排出要因	排出量 (kg-CO ₂ /年)	比率 (%)
①二酸化炭素 (CO ₂)	電気・燃料の使用	10,445,808	99.9955
②メタン (CH ₄)	自動車の走行、浄化槽	428	0.0041
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行、浄化槽	35	0.0003
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコン	1	0.0000
⑤パーフルオロカーボン (PFC)	—	—	—
⑥六ふっ化硫黄 (SF ₆)	—	—	—
⑦三ふっ化窒素 (NF ₃)	—	—	—
合 計		10,446,272	100.0000

※端数処理の都合上、合計が異なる場合があります。

※CO₂については、計画改定にあたり再計算しています。

4 計画の期間等

本計画の期間は、現在、令和 2 (2020) 年度から運用を開始した市の総合計画である「えびな未来創造プラン 2020」や「海老名市第三次環境基本計画」と整合を図るため、令和 2 (2020) 年度を開始年度とし、国の地球温暖化対策計画と同じ令和 12 (2030) 年度を目標年度とします。

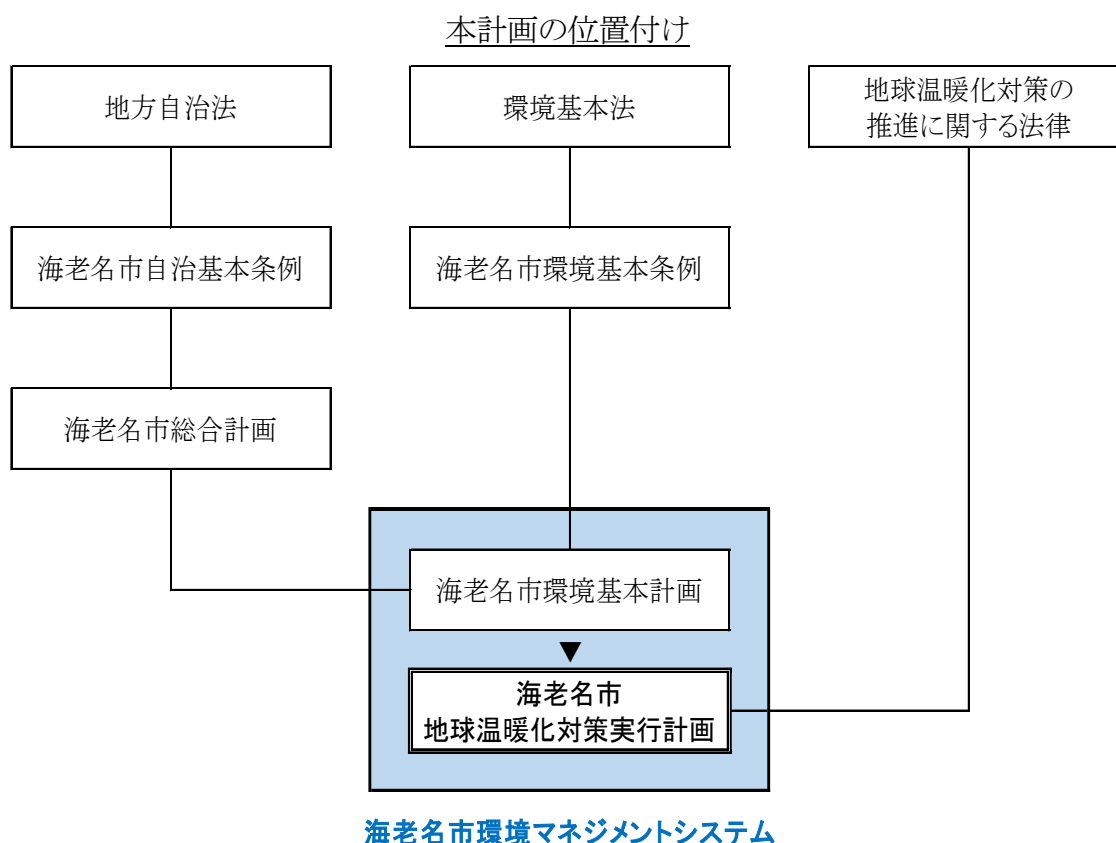
計画期間中に、地球温暖化に係る法や条例の変更や社会情勢の変化などが生じた場合や、計画の進捗状況を踏まえながら、計画の目標や取組内容などについて、中間年度である令和 7 (2025) 年度を目安に必要なに応じて適宜見直しを行います。

❖ 計画期間：令和 2 (2020) 年度～令和 12 (2030) 年度 (11 年間)

❖ 目標年度：令和 12 (2030) 年度

5 上位計画や関連計画との位置付け

本計画は、上位計画である「海老名市環境基本計画」の他、「海老名市総合計画」等の関連計画との連携・整合性等に配慮しながら推進していくものとします。



第3章 温室効果ガスの排出状況

1 現状

市の事務事業からの温室効果ガス排出量のほぼ全量がCO₂です。

平成25(2013)年度から平成30(2018)年度までのCO₂排出量は、平成28(2016)年度の11,076,816kg-CO₂が最も多く、平成25(2013)年度から約5.7%上昇しました。

CO₂は、エネルギー（電気・燃料）の使用により排出されますが、平成30(2018)年度のエネルギー別排出状況をみると、電気の使用によるものが最も多く、次いで都市ガス、灯油の使用の順となっています。

エネルギー別排出状況の推移をみると、平成25(2013)年度から平成30(2018)年度にかけて、電気や灯油、軽油、ガソリンの使用による排出状況に減少傾向が見られますが、LPGは概ね横ばいとなっており、都市ガスの消費による排出状況は顕著な増加が見られます。

◇市の事務事業からのCO₂排出量（平成25(2013)年度から平成30(2018)年度まで実績）

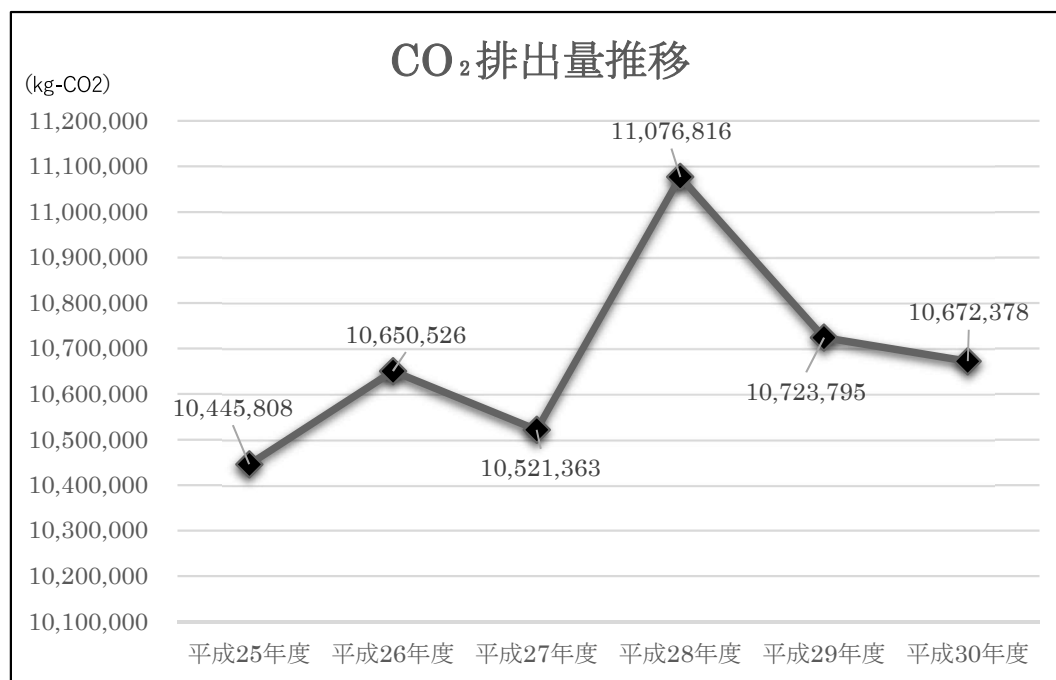
項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
電気	7,985,250	8,348,405	8,132,326	8,392,505	7,940,137	7,910,064
燃料	灯油	628,026	536,112	488,781	533,526	526,141
	都市ガス	1,366,070	1,281,307	1,443,214	1,701,439	1,790,048
	軽油	194,036	194,273	183,982	180,605	186,577
	LPG	108,285	129,781	113,717	114,529	113,015
	ガソリン	164,141	160,648	159,344	153,945	155,776
合 計	10,445,808	10,650,526	10,521,363	11,076,816	10,723,795	10,672,378

※端数計算により、合計値が等しくなる場合があります。

（単位：kg-CO₂）

※電気の使用に伴うCO₂排出係数は、当該年度の実排出係数を使用しています。

※計画改定にあたり排出量を再計算しています。



2 課題

平成 25(2013)年度から平成 30(2018)年度にかけて、市の事務事業からの CO2 排出量の増減をみると、平成 28(2016)年度がピークとなっています。この年度の電気の使用による排出量は 8,392,505kg-CO2 と算定期間中最大の数値を示しており、都市ガスの使用による排出量は前年度比約 15.2%の高い伸び率となっています。

電気の使用や都市ガスの使用による CO2 排出量の増加は、平成 26(2014)年 11 月のえびな市民活動センターにおけるレクリエーション館(ビナスポ)の開館や平成 27(2015)年 7 月の中央図書館リニューアルといった大型施設が本格的に稼働したことが主な原因と考えられます。2 施設の平成 25(2013)年度と平成 28(2016)年度の CO2 排出量は下表のとおりです。

◇CO2 排出量比較表

(単位 : kg-CO2)

施設名称	平成 25 年度 CO2 排出量	平成 28 年度 CO2 排出量	CO2 増加量
<u>えびな市民活動センター</u>	<u>192,062</u>	<u>1,037,177</u>	<u>845,115 増</u>
<u>中央図書館</u>	<u>188,017</u>	<u>409,266</u>	<u>221,249 増</u>
<u>2 施設合計</u>	<u>380,079</u>	<u>1,446,443</u>	<u>1,066,364 増</u>
<u>【参考】公共施設全体</u>	<u>10,445,808</u>	<u>11,076,816</u>	<u>631,008 増</u>

市の職員一人ひとりの省エネに対する意識は高く、日常の業務における取組も、省エネを意識したものとなっています。平成 28(2016)年度以降の電気の使用による CO2 排出量の減少傾向は、この結果を反映したものと考えられます。

しかし、近年では以下に示す様々な要因により、職員による日常的な省エネの取組の効果が打ち消され、結果として市の事務事業全体での CO2 排出量の削減が鈍化している状態にあると考えられます。

- ・市有施設の老朽化の進行⇒設備の経年劣化に伴うエネルギー効率の低下
- ・施設の利用方法の変化⇒設備の利用時間の延長等
- ・気象の影響（冬の大雪、夏の猛暑） など

また、「えびな未来創造プラン 2020」では、本市の人口は令和 7(2025)年まで増加傾向で推移することから 140,000 人を目標人口とし、令和 12(2030)年では 139,709 人と予測されていることから、人口増に伴う市有施設の利用の拡大と事務事業の増大が見込まれています。

このため、現状の取組だけでは、市の事務事業からの CO2 排出量の継続的な削減は厳しいと判断されます。こうした事情から、これまで以上の CO2 排出量の削減に向けて、現状の職員の日常的な省エネの取組（ソフト対策）を継続することを基本とした上で、次の段階である設備機器の運用改善や更新の取組（ハード対策）にステップアップすることが望まれます。

◇CO2 排出削減に係る課題

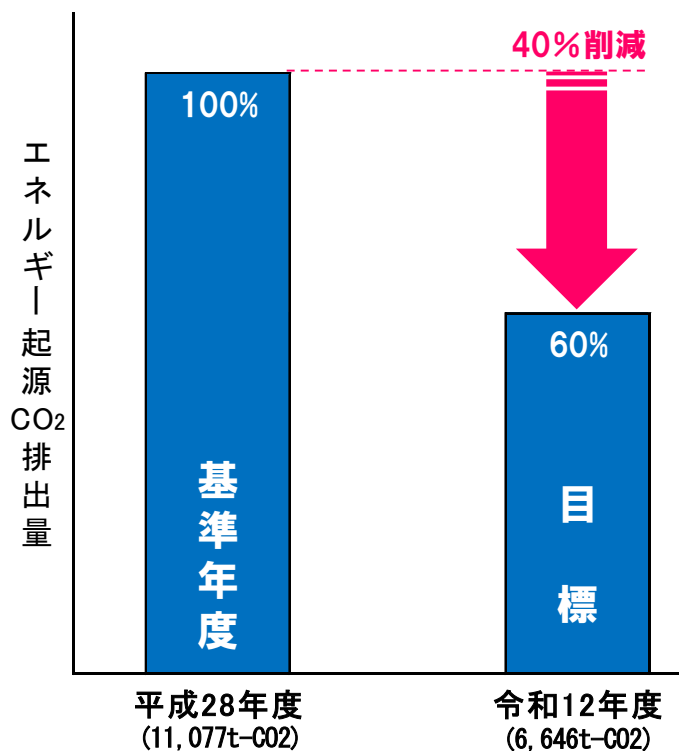
CO2 排出量の削減に向けて、現状の職員の日常的な省エネの取組（ソフト対策）を継続することを基本とした上で、次の段階である設備機器の運用改善や更新の取組（ハード対策）にステップアップすることが必要です。

第4章 実行計画の目標

本計画における事務事業編では、国の目標と比べて遜色のない水準を目指しつつ、市の実情を踏まえた目標を設定することを基本とし、エネルギー起源CO₂を目標年度(令和12(2030)年度)までに基準年度(平成28(2016)年度)比で40%削減することを目標とします。

目 標

エネルギー起源CO₂を令和12年度までに**40%削減**(平成28年度比)
【令和12年度エネルギー起源CO₂排出量: 6,646t-CO₂】



◇地球温暖化に対する海老名市の基本的な姿勢

- 1 国の地球温暖化対策計画では、地方公共団体の事務事業を含む『業務その他部門』の削減目標は、『令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比でエネルギー起源CO₂を40%削減』としています。国では、国内CO₂排出量のピークである平成25(2013)年度が基準年度となっていますが、本市では、人口減少に転じる時期が国と違うことや、公共施設の整備状況等の実情を勘案し、事務事業におけるCO₂排出量のピークである平成28(2016)年度を本計画における基準年度とします。
- 2 計画期間が令和2(2020)年度から令和12(2030)年度までの11年間と長期にわたるため、中間にあたる令和7(2025)年度に計画の進捗状況の確認及び計画内容の見直しを行います。
- 3 市役所が率先して地球温暖化対策に取り組み、エネルギーや資源の有効活用に努めることで、市民や事業者の地球温暖化対策への取り組みを促し、将来にわたって快適に暮らすことのできる、持続可能なまちづくりを目指します。

第5章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

本市では、地球温暖化対策を強化し、省エネの取組などを更に効果的・効率的に進めることにより、全職員が一丸となって温室効果ガスの削減目標の達成を目指します。このため、本計画は、従来の環境配慮意識の向上や環境配慮行動の推進といった職員一人ひとりの日常業務に関して、市民等の関係者の理解と協力を得ながら取組を推進するとともに、温室効果ガスの削減効果が大きい設備機器の更新や運用改善などに重点的に取り組んでいくことが特徴となっています。

基本方針1 職員一人ひとり及び関係者の環境配慮の推進

本市では、これまでも職員一人ひとりが環境配慮意識の向上や環境配慮行動の推進に取り組むことなど、地球温暖化対策に率先して努めており、今後も日常業務に関する取組を継続していきます。

また、市民や地元の事業者等の利用が多い市の施設については、施設における空調の設定温度や照明の間引き点灯等による省エネの取組の推進に当たり、利用者の理解と協力が重要です。このため、今後も市の施設の利用者に対して、省エネの必要性に関するPRや情報提供を行い、施設利用に支障を来たさない範囲で利用者の理解と協力のもとに省エネの取組みを推進できるよう努めます。

併せて、市の施設の指定管理者等に対しては、各施設所管課の環境マネジメントシステム担当者をとおして本計画の推進等に関する研修内容の情報共有や、エネルギー使用量報告等の協力要請を行っていますが、今後も本計画を遵守・推進することについて理解を深めていただくことで、更なる協力体制の強化を図っていきます。

基本方針2 設備機器の運用改善

施設から排出される温室効果ガスを効果的に削減するため、施設等の管理者による設備機器の運転制御や運用改善等を積極的に実施していきます。また、省エネ診断の結果に基づいて、設備機器の保守管理・運用改善の取組を実践することにより、CO₂排出量の削減を推進します。設備機器の運用に際しては、「海老名市設備機器運用マニュアル」を策定し、同マニュアルに基づいた適切な運転・維持管理に努めます。

基本方針3 設備機器の更新

市の施設において計画的に環境配慮型の設備機器等に更新・導入することで、これまで以上に効果的・効率的に省エネの取組を進めていきます。このため、環境配慮型設備機器の導入や設備機器の運転改善等を積極的に推進していくための補助・助成等の情報収集を積極的に行います。設備機器の導入・更新に際しては、「海老名市設備機器等導入指針」を策定し、同指針に基づいてL2-Tech認証製品などの高効率機器を積極的に採用します。

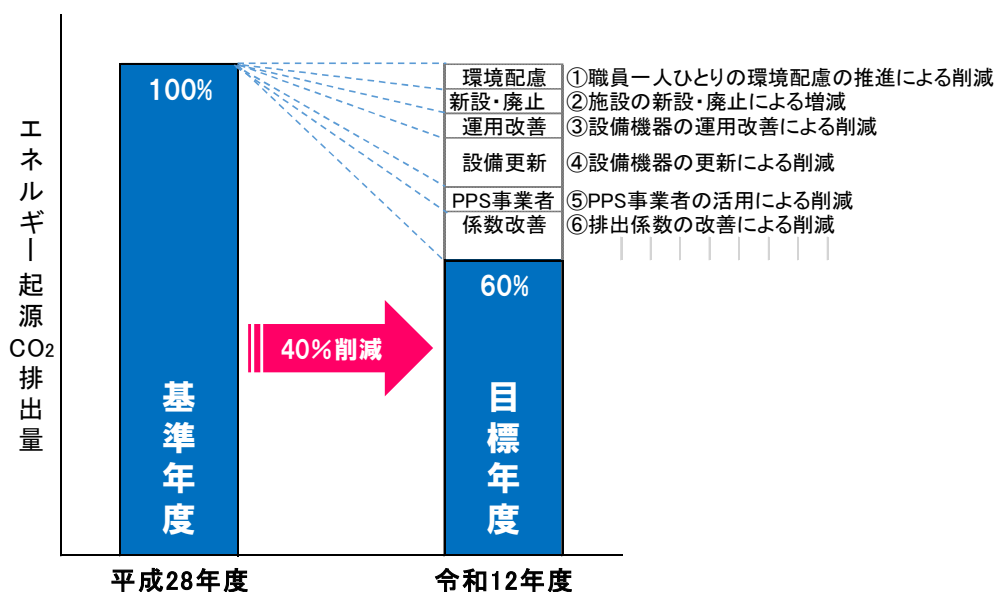
目標達成のための削減シナリオ

温室効果ガス削減目標の達成に向けて、本計画では、職員の日常的な環境配慮の取組を今後も継続することを基本とした上で、設備機器の運用改善や更新の取組、PPS 事業者の活用を推進します。これらの職員や市の取組によるCO2排出量の削減効果(①～⑤の合計)は-21.2%と推計されました。これに排出係数の改善(⑥)による効果を見込むことで、目標(-40%)達成を目指します。

◇目標達成のための削減シナリオ

取 組	削減効果	削減量 (t-CO2)	削減効果の設定根拠
①職員一人ひとりの環境配慮の推進による削減	-6.5%	<u>-720.0</u>	過年度の実績及び関連計画を踏まえて推計
②施設の新設・廃止等による増減			
③設備機器の運用改善による削減	-2.2%	<u>-243.6</u>	省エネ診断での検討結果より推計
④設備機器の更新による削減	-11.4%	<u>-1267.2</u>	省エネ診断での検討結果及び関連計画を踏まえて推計
⑤PPS 事業者の活用による削減	-1.1%	<u>-117.3</u>	一定の電気使用量を環境に配慮した事業者から供給を受けるものとして推計
⑥排出係数の改善による削減	-19.2%	<u>-2131.3</u>	国の見込みの排出係数より推計
合 計	-40.4%	<u>-4479.4</u>	
<u>目 標 値</u>	<u>-40.0%</u>	<u>-4430.8</u>	

◇目標の達成に向けたイメージ



2 職員一人ひとりの取組（ソフト対策） 【削減目標値：△720.0t-CO2】

温室効果ガスの排出抑制のためには、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、本計画でも、前計画に引き続き以下に示す取組を励行します。

【職員の日常業務に関する取組】

項 目	取 組 内 容 の 例
空調設備	・ 空調の設定温度・湿度の適正化（冷房時 28℃、暖房時 20℃）
	・ 使用されていない部屋の空調停止
	・ 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズの励行
	・ カーテン、ブラインド等を利用した冷暖房効率の向上
	・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
	・ 夜間等の外気取入れ
照明設備	・ 会議室や更衣室、給湯室、トイレなどの未利用時の消灯
	・ 昼休みなど、照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
	・ 事務の効率化に努め、残業時間を削減するとともに、やむを得ず残業する場合には部分照明の徹底
	・ 自然採光の有効活用、窓際での消灯
	・ 同じ部屋であっても、人のいない場所では部分消灯
ボイラー・ 給湯設備	・ 冬季以外の給湯供給期間の短縮
事務機器	・ 省エネモードの設定など、OA 機器の適正使用
	・ OA 機器を長時間使用しない場合には電源 OFF
昇降機	・ 近くの階へはエレベーターを使用しない（階段使用の励行）
	・ 利用の少ない時間帯における一部停止
公用車	・ 急発進、急加速をしないなど、エコドライブの推進
	・ 荷下ろしなどで駐停車するときにはアイドリング・ストップ
	・ 近距離移動時のスクータ利用の励行
フロンガス 使用機器	・ 空調、冷凍冷蔵庫の点検の実施、点検・整備の記録の保管
	・ 空調、冷凍冷蔵庫の適正な廃棄（回収業者への引き渡し）

【職員の省資源の推進に関する取組】

項 目	取 組 内 容 の 例
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ 庁内情報システムの有効利用
	・ <u>会議資料のペーパーレス化のさらなる推進</u>
廃棄物、 リサイクル	・ 排出ごみの分別促進、資源化促進
	・ 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの物品の再利用促進
	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
	・ 雑紙・コピー用紙等の資源化
物品購入	・ グリーン購入の推進

3 設備機器の運用改善の取組（ハード対策①）【削減目標値：△243.6t-CO2】

既存の設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫は、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果を発揮します。

庁舎・施設の管理者や担当職員は、以下の取組を推進することで、温室効果ガスの排出抑制に努めます。庁舎・施設で勤務している職員は、管理者や担当職員の取組に積極的に協力します。施設・庁舎の点検管理や清掃を委託している場合には、委託業者と協力して各種の取組を実施します。

設備機器の運用に際しては、新たに策定した「海老名市設備機器運用マニュアル」に基づいた、適切な運転・維持管理に努めます。

【設備機器の保守管理に関する取組】

項 目	取 組 内 容 の 例
建物全体	・ 定期的な施設巡視（ウォークスルー点検）による取組改善 ・ エネルギー使用状況の定期的な分析・評価（年間実績、月別実績等のグラフ化・見える化など）
空調設備	・ 室外機の設置位置の工夫などによる通風の確保、直射日光の防止 ・ 定期的な空調機器の保守点検（温湿度センサー・フィルターの清掃など） ・ 空調機器の吹出口・吸込口に物を置かない
照明設備	・ 定期的な照明器具の保守及び点検（器具の清掃など）
ボイラー・給湯設備	・ 定期的な機器の保守点検（清掃、水質管理など）
昇降機	・ 定期的な昇降機の保守及び点検

【設備機器の運用改善に関する取組】

項 目	取 組 内 容 の 例
空調設備	・ 冷暖房時の適切な温度の維持（冷房時 28℃、暖房時 20℃）
	・ 冷暖房時のドア・窓などの開放禁止
	・ 外気温や不快指数（気温及び湿度）に合わせた運転時間調整
	・ 冷暖房時は、可能な限り熱源設備の余熱運転を利用
	・ 冷房負荷の大きな夏季における夜間・早朝の外気導入
	・ ウォーミングアップ時の外気取入停止
	・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
	・ 熱源（冷温水発生機等）の適切な燃焼管理（空気比調整と排ガス管理）
	・ 配管の保温によるエネルギーロスの削減
	・ 中央熱源方式の場合、冷温水出口温度の適正化、冷却水設定温度の適正化
	・ 冷暖房使用時は、冷暖房を停止する約 30 分前に熱源設備の運転を停止（施設や使用状況に応じて柔軟に対応）
	・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化
	・ 熱源（冷温水発生機等）の空気比の適正化
受変電設備	・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善※）
	・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
照明設備	・ 消灯の一括操作が可能な施設での昼休み・夜間の室内一斉消灯
	・ 天候等に応じた部分点灯、こまめな間引き照明
	・ 廊下、トイレ、地下駐車場等での自然光の活用
ボイラー・給湯設備	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化
	・ 給湯温度をできるだけ低く設定
	・ ボイラー等の適切な燃焼管理（空気比調整と排ガス管理）
	・ 配管の保温によるエネルギーロスの削減
	・ ボイラー等の運転圧力の適正化
	・ ボイラー等の停止時間の電源遮断
	・ ボイラー等のブロー量の適正化
	・ ボイラー等の燃焼設備の空気比の適正化
その他	・ 庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時における再生可能エネルギーの導入の検討

4 設備機器の更新の取組（ハード対策②） **【削減目標値：△1267.2t-CO2】**

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、エネルギー消費量の少ないものに交換することは、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果を発揮します。

このため、新たに「海老名市設備機器等導入指針」を策定し、今後、設備機器の導入・更新に際しては、本指針に基づいて L2-Tech 認証製品などの高効率機器を積極的に採用します。

【設備機器の導入、更新に関する取組】

項 目	取 組 内 容 の 例
空調設備	・エネルギー消費効率の高い空調機器への更新
	・空調対象範囲の細分化
	・スケジュール運転・断続運転の実施
	・エネルギー消費効率の高い熱源（冷温水発生機等）機器への更新
	・経年劣化等により効率が低下したポンプや冷却塔の更新
	・配管・バルブ類、又は継手類・フランジ等の断熱強化
受変電設備	・エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	・デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
BEMS 等	・BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）の導入
	・BEMS 連携によるクラウド型エネルギー統合管理システムの構築及び運用
照明設備	・照明対象範囲の細分化
	・初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
	・トイレなどへの人感センサーの導入
	・室内照明や外灯について、LED など高効率な照明機器への更新
ボイラー・給湯設備	・エネルギー消費効率の高いボイラー・給湯機器への更新
	・経年劣化等により効率が低下したポンプなどの更新
	・配管・バルブ類、又は継手類・フランジ等の断熱強化
昇降機	・インバータ制御システムの導入
	・電源回生機器の導入
建物	・窓への高断熱ガラス・二重サッシの導入
その他	・節水コマの取り付け、蛇口の自動水栓化等による節水の推進
	・雨水貯留槽の設置による雨水の有効利用（上水道の利用抑制）
	・自動販売機の設置・更新に際しては、省エネ型でフロン類が使用されていないものを選択
	・公共施設の緑化の推進

新規供用施設では、最新の設備機器を導入することなどで省エネの推進に努め、温室効果ガスの排出削減を推進します。

【新規供用施設での省エネ・省資源等に関する取組】

項 目	取 組 内 容 の 例
省エネの推進	・ BEMS の導入によるエネルギー使用状況の定期的な分析・評価
	・ 建築物の整備に際しての木造化、木質材料の活用推進
	・ 建築物の新設・増設に際しての屋根・外壁の断熱化
	・ 窓ガラスの二重化
	・ 省エネ型設備機器の率先導入
	・ LED などの低消費電力機器、センサー式照明器具などの導入
	・ 深夜電力を利用した冷暖房などの導入による電力の平準化
	・ 自然採光、自然通風の採用
再生可能エネルギーの導入	・ 太陽光・太陽熱利用設備の導入
	・ バイオマス利用設備の導入
水資源の保全	・ 雨水貯留槽の設置による雨水利用の推進
	・ 節水型トイレ（雨水を利用したトイレ）の導入
	・ 節水コマの取り付け、蛇口の自動水栓化等による節水の推進
	・ 雑用水等の散水等への利用の推進
	・ 駐車場や歩道への透水性舗装の設置

5 公共事業での取組【削減目標値：△720.0t-CO2】※取組①に含まれる

工事や委託業務等の公共事業は、事務事業の中でも環境に及ぼす影響が大きく、広い範囲や分野にわたって影響を及ぼす可能性があります。

このため、市では、公共工事・契約事業環境配慮マニュアルを適用し、市が発注する入札対象金額以上の公共工事及び契約事業において、公共事業での環境配慮の取組を適切に行い、環境負荷の低減と温室効果ガスの削減に努めます。

【環境配慮型事業に関する取組】

項 目	取 組 内 容 の 例
環境負荷の少ない公共事業の実施	・ 環境配慮型の工法の採用
	・ 再生材の使用の推進
	・ 熱帯木材等の使用抑制
	・ 建設副産物のリサイクルの推進
	・ 建設廃棄物の発生抑制、適正処理の推進
	・ 工事に伴う局所的な大気汚染、騒音・振動などの防止
	・ 工事に伴う交通渋滞の緩和、交通安全の確保
敷地内及び周辺の自然環境の保全	・ 委託等に伴う環境に配慮した業務の実施
	・ 既存緑地の保全
	・ 敷地境界等への植栽の実施、緑化の推進
	・ 自然的要素の多い空間の確保
	・ 既存の植生などの有効活用
	・ 学校の校庭などの芝生化の検討

6 事務局の取組【削減目標値：△2248.6t-CO2】※取組⑤と⑥の合計

事務局（環境課）は、職員共通の取組を実践しつつ、以下の取組も実施することにより、市の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制のための基盤・しくみを強化します。

【事務事業編の管理等に関する取組】

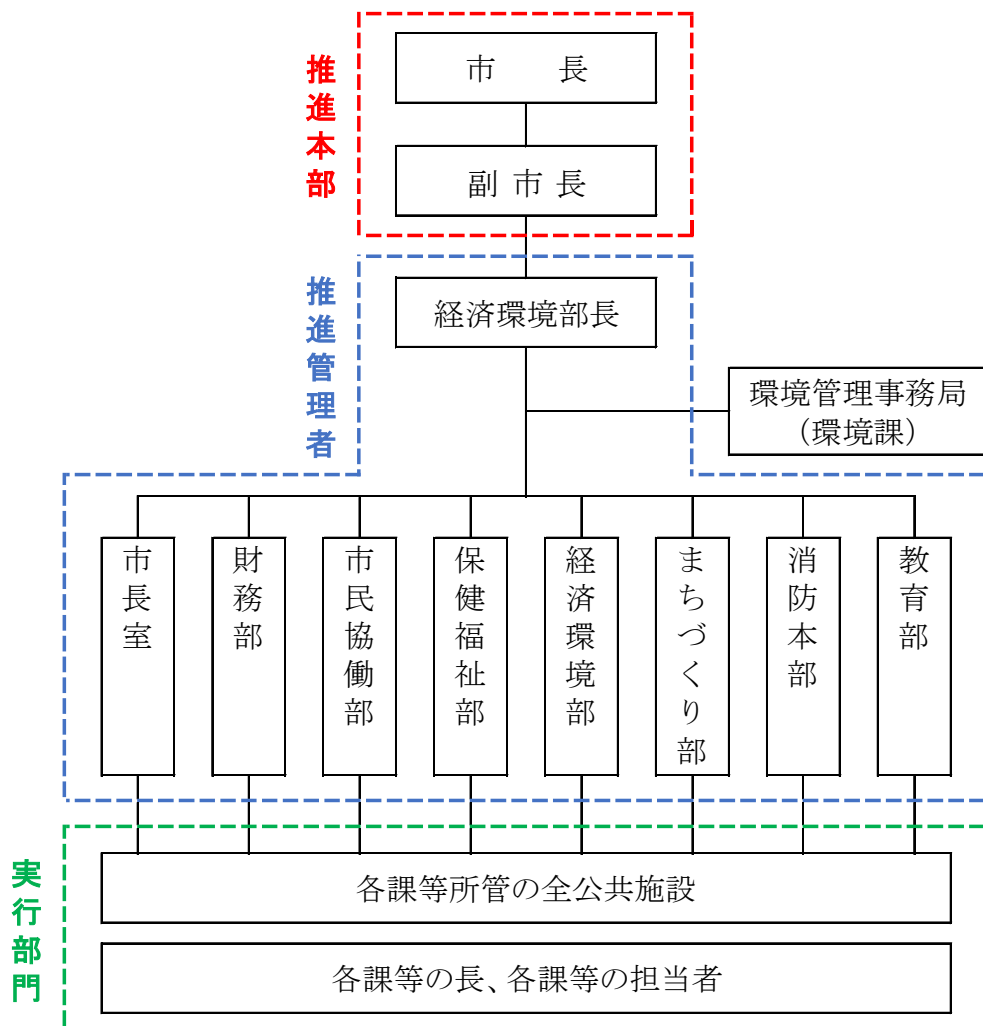
項 目	取 組 内 容 の 例
情報収集、 情報提供	・ 設備機器の導入や運用改善に関する補助・助成金事業などに関する情報収集、情報提供 ・ 省エネ診断、エコチューニング事業などに関する情報収集、情報提供
進行管理	・ 各施設などのエネルギーデータに基づく温室効果ガス排出量の算定、各種報告 ・ 各施設の地球温暖化対策に関する取組の支援
取組強化	・ 新しい技術や手法等の検討による地球温暖化対策の強化
情報公開	・ 取組結果の集計と目標の達成状況の公表（毎年度）
意識の啓発・ 高揚	・ 「カーボンマネジメントシステム」の職員への周知徹底 ・ 職員の地球温暖化防止への意識の啓発・高揚

第6章 実行計画の推進

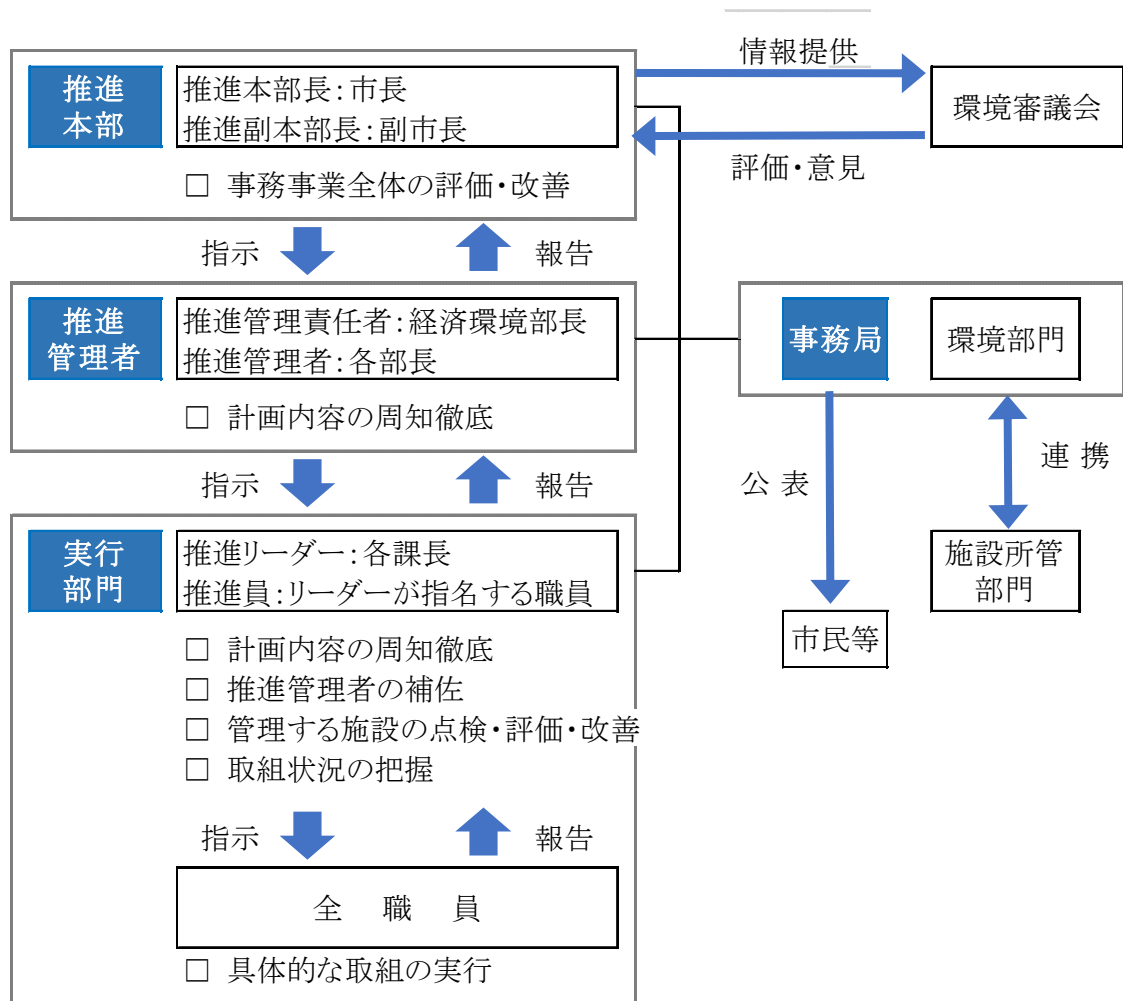
1 推進体制

本計画における事務事業編の推進については、海老名環境マネジメントシステムがその進行管理を担います。これにより、海老名市の公共施設等における環境に影響を及ぼす全ての事務事業・事業活動について、日常的な環境配慮を行い、より効率的かつ効果的な計画の推進を図ります。

推進体制（海老名環境マネジメントシステムの体制）



事務事業編の推進



2 運用管理

本計画における事務事業編は、海老名市に所属する全ての組織が行う事務及び事業を対象とし(第2章 計画の基本的事項参照)、温室効果ガスの削減に向けた取組を行っていきます。

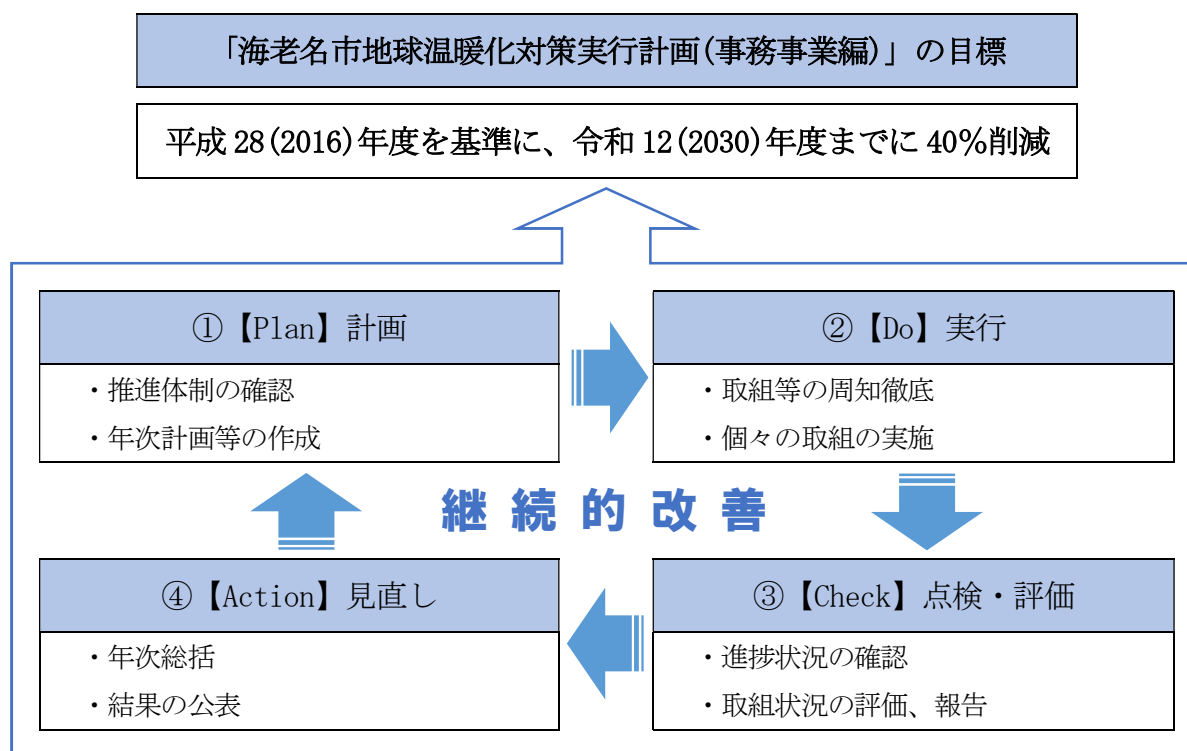
温室効果ガスの削減に向け、電気使用量及び灯油等燃料の使用量を管理するため測定をするほか、電気使用量の削減目標を定めたり、空調の適正運転や照明の間引き、こまめな消灯等を行う等、各施設における電気使用量、燃料使用量等を削減していきます。

また、限られた資源を有効に活用し、森林等の温室効果ガスの吸収作用を保全する観点から、公共施設における再資源化率の向上を目指したごみゼロ運動の推進等、様々な対策も実施していきます。

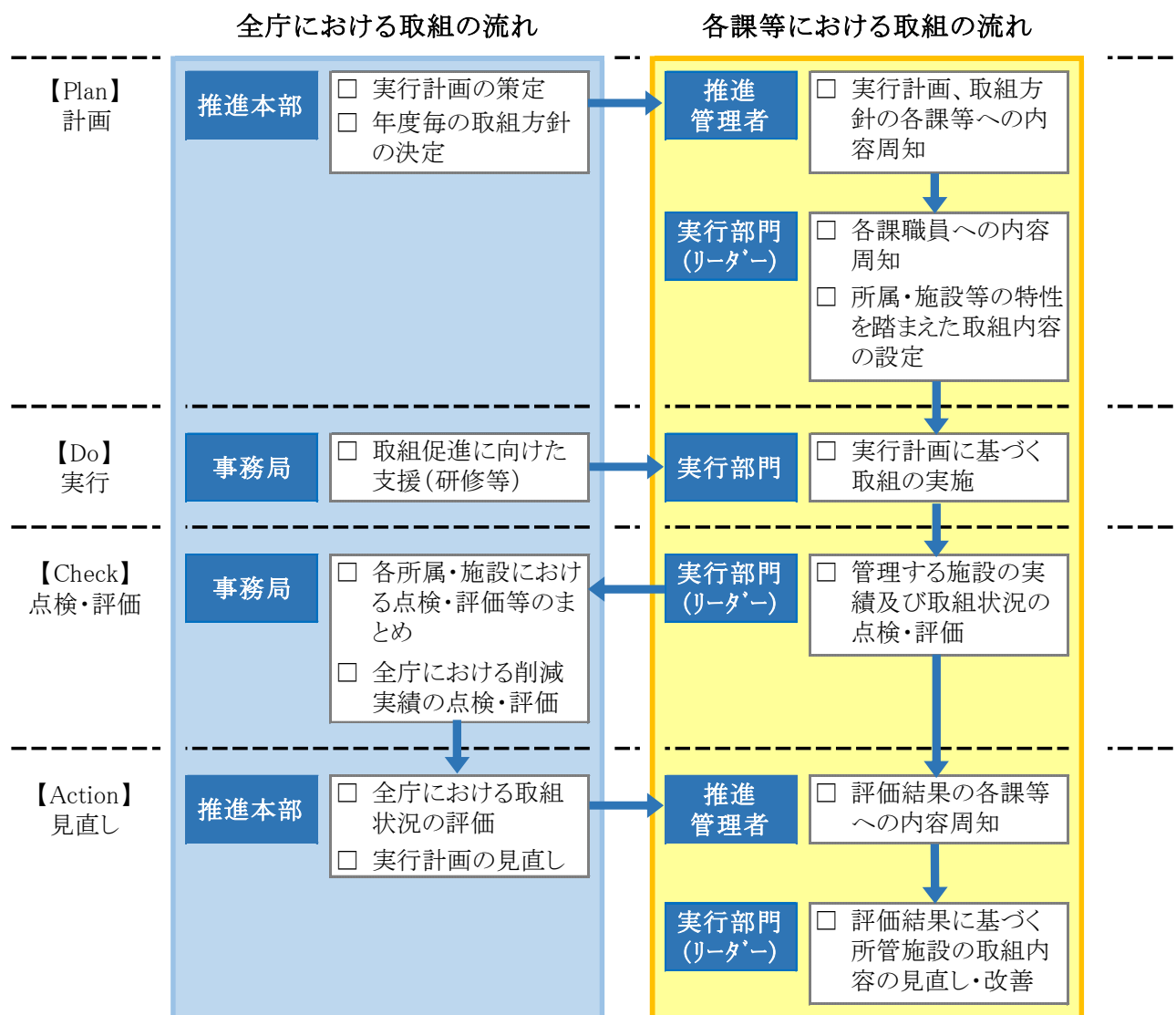
◇運用管理の特記事項

- ・ 実行計画は、PDCA サイクルを回すことにより運用管理を行います。
- ・ 海老名環境マネジメントシステムを活用して、半年毎に実施状況を点検します。
- ・ 実施状況等については、えびな環境白書等に掲載して公表します。
- ・ 職員の環境意識の向上のため、海老名環境マネジメントシステムに係る研修において、実行計画の内容等も取り入れた研修を実施します。

PDCA サイクルによる運用管理



事務事業編での PDCA の流れ



終章 市民・事業者・行政の取り組み（区域施策編）

地球温暖化の防止に市全体で取り組むためには、公共部門以外の市民（家庭）や事業者（所）における地球温暖化対策は不可欠です。

平成 29(2017)年 4 月に策定した本計画において、これまで別編としていた「海老名市地球温暖化対策地域推進計画」を一本化し、非公共部門における地球温暖化対策を区域施策編（地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条第 2 項）としました。

前章までで述べてきました、本市における事務事業編の改定に伴い、区域施策編の内容についても時点修正を行い、内容もよりわかりやすいものに改めます。

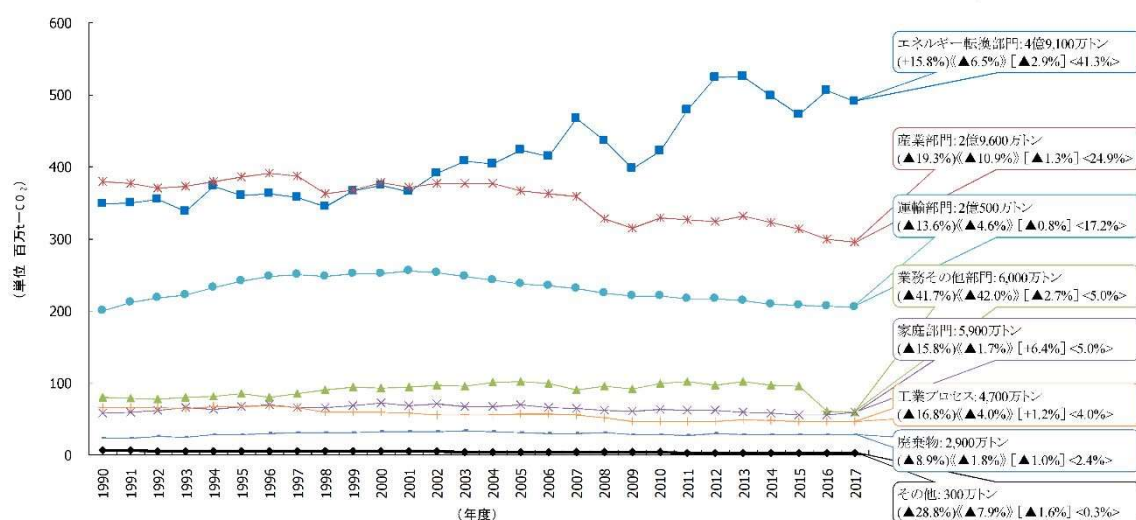
1 海老名市全域における温室効果ガスの排出状況

はじめに、日本全体の温室効果ガス（CO₂）の排出状況を見ると、平成 29(2017)年度の日本の温室効果ガスの総排出量は 12 億 9200 万トンでした。そのうち、CO₂ 排出量は 11 億 9000 万トンとなっています。

平成 28(2016)年度(13 億 800 万トン)と比較し 1.2%(1,600 万トン)、平成 25(2013)年度(14 億 1,000 万トン)と比較し 8.4%(1 億 1,900 万トン)、平成 17(2005)年度(13 億 8,200 万トン)と比べて 6.5%(9,000 万トン)減少しています。

平成 28(2016)年度と比較して温室効果ガスが減少した要因としては、冷媒分野におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴い、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出量が増加した一方で、太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等により、エネルギー起源の CO₂ 排出量が減少したこと等が挙げられます。

◇日本の二酸化炭素の部門別排出量



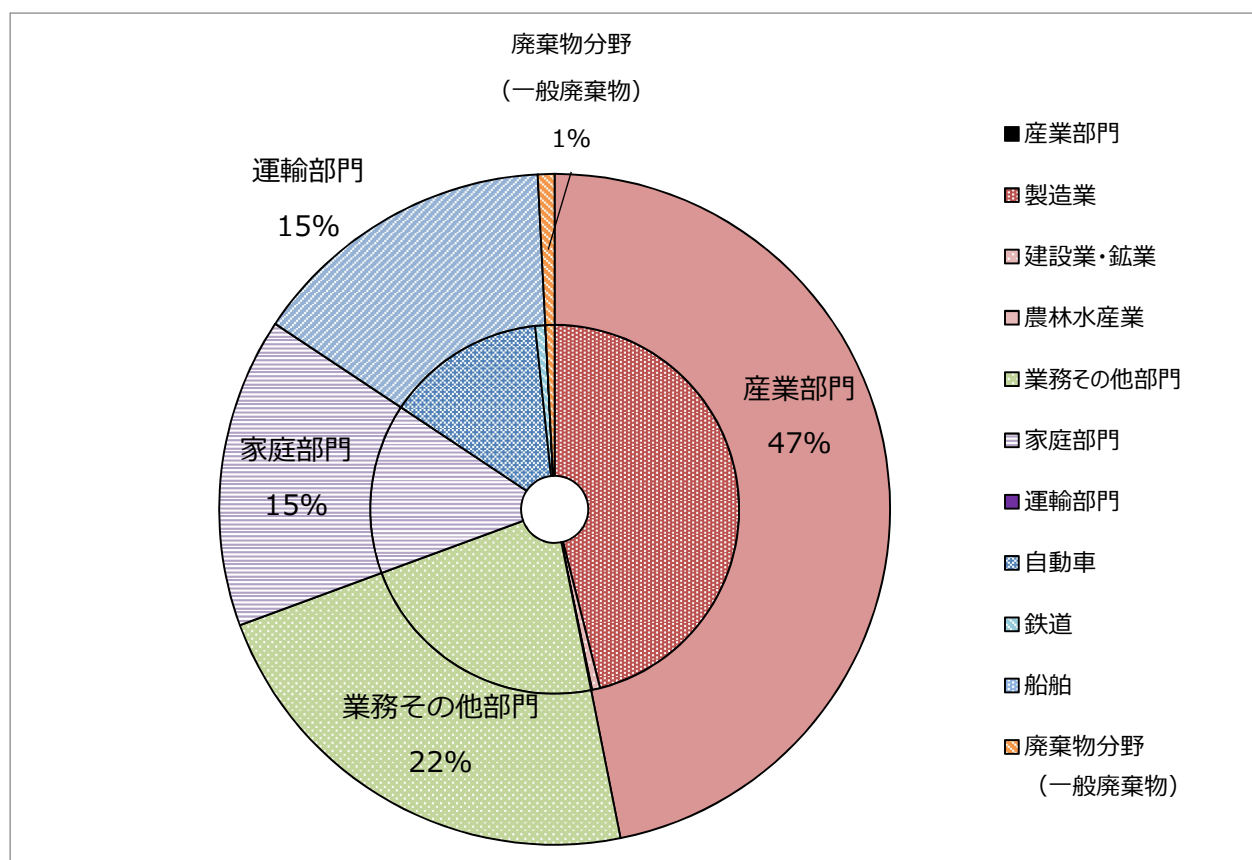
出典：環境省 平成 29 年度の温室効果ガス排出量（確報値）について

海老名市全域の温室効果ガスについては、当市単独の二酸化炭素排出量の把握が困難なため、環境省が実行計画策定のために公開している「部門別 CO2 排出量の現況推計」において推計※されたデータに基づいて、当市の平成 28（2016）年度の部門毎の構成比と、平成 28（2016）年度までの部門別の CO2 の推移を以下に示します。

※区域全体の排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.0）（平成 29 年 3 月）」の標準的手法に基づき統計資料の按分から地方公共団体別部門・分野別の排出量を推計した値です。なお、一般廃棄物の CO2 排出量は、環境省「一般廃棄物実態調査結果」の焼却処理量から推計されています。これらの数値は簡易な推計手法に基づくものであるため、あくまでも参考値です。

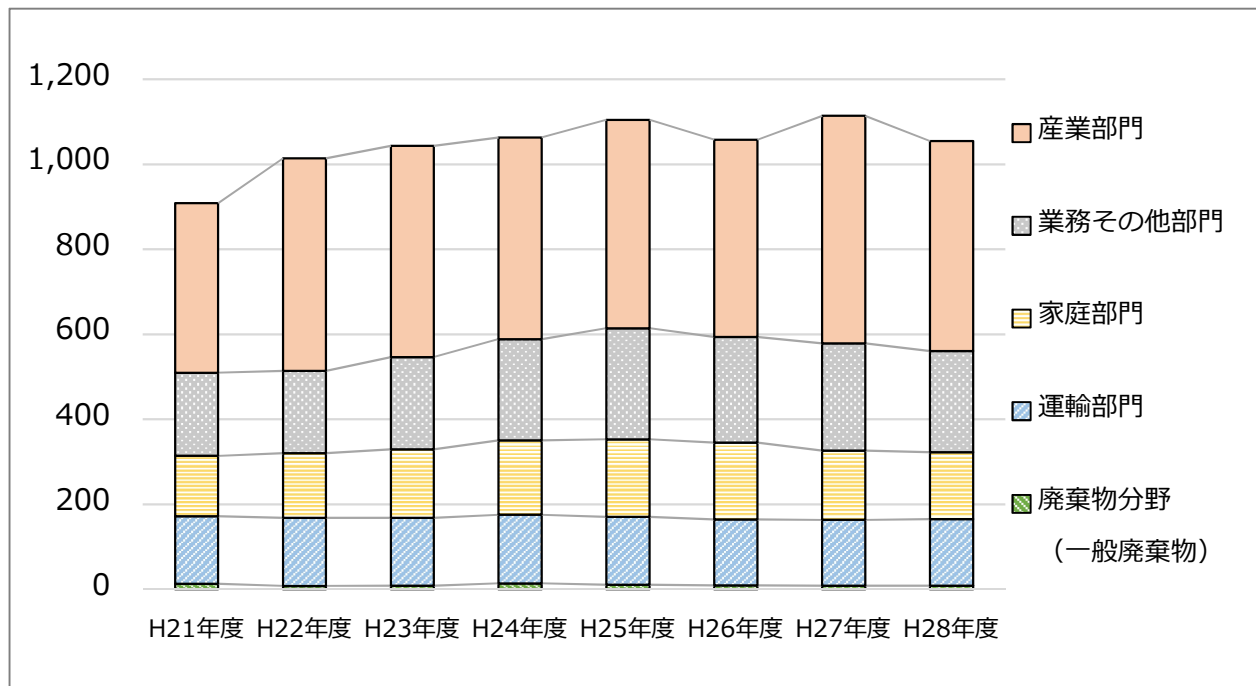
環境省の推計によると、平成 28（2016）年度の本市の区域における CO2 排出量は、産業部門が 47%と最も多く、次いで、業務その他部門の 22%となっています。これら 2 部門の排出量が市域全体の約 7 割を占める結果となっており、平成 21（2009）年度から平成 28（2016）年度までの部門別の CO2 の推移をみても、その傾向は変わっておらず、部門ごとの排出量も上昇傾向にあるため、両部門における CO2 排出量の抑制が大きな課題であり、削減に向けた取組みを重点的に行う必要があると考えられます。

◇平成 28（2016）年度の部門毎の構成比



出典：「部門別 CO2 排出量の現況推計」（環境省）

◇平成 28（2016）年度までの部門別の CO2 の推移



出典：「部門別 CO2 排出量の現況推計」（環境省）

部門・分野		H21年度 排出量 (千t-CO ₂)	H22年度 排出量 (千t-CO ₂)	H23年度 排出量 (千t-CO ₂)	H24年度 排出量 (千t-CO ₂)	H25年度 排出量 (千t-CO ₂)	H26年度 排出量 (千t-CO ₂)	H27年度 排出量 (千t-CO ₂)	H28年度 排出量 (千t-CO ₂)	H28年度 構成比
合 計		909	1,014	1,043	1,063	1,104	1,057	1,114	1,055	100%
産業部門		399	500	497	475	490	464	535	494	47%
	製造業	393	493	489	466	481	455	527	486	46%
	建設業・鉱業	6	7	7	8	8	7	8	7	1%
	農林水産業	1	0	1	1	1	1	1	1	0%
業務その他部門		196	193	217	238	261	249	252	238	23%
家庭部門		142	152	162	175	183	181	163	157	15%
運輸部門		159	160	159	162	159	155	155	157	15%
	自動車	152	153	151	152	149	146	146	148	14%
		旅客	102	102	101	97	93	92	94	9%
		貨物	50	51	50	51	52	53	54	5%
	鉄道	7	8	9	10	10	10	10	9	1%
	船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）		13	8	9	14	11	9	8	8	1%

※端数計算により合計が一致しない場合があります。

出典：「部門別 CO2 排出量の現況推計」（環境省）

2 海老名市全域における温室効果ガス排出量の将来推計

本市全域における将来の CO₂排出量については、環境省が公開している「「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール」により特に対策を講じなかった場合（現状すう勢ケース（BAU））を前提に推計された、国が短期的な目標年度として設定している令和 12(2030)年度のデータを以下に示します。

推計にあたっての前提条件として、事務事業編との整合を図るため、平成 28(2016)年度を基準年度としています。推計の基礎となる活動量については、人口を元にしており、目標年度における推計人口は「えびな未来創造プラン 2020」から引用しています。電力の排出係数については、基準年度の排出係数を東京電力エナジーパートナー(株)の数値、目標年度の排出係数を経済産業省が「長期エネルギー需給見通し」にて示した目標値としています。また、各部門における電力比率（排出量に占める電力起源 CO₂ の割合）は都道府県別エネルギー消費統計から算出された電力比率平均値（平成 25(2013)年度データ）としています。

◇将来 CO₂排出量推計における前提条件

年度	平成 28(2016)年度（基準年度）	令和 12(2030)年度（目標年度）
活動量（人口ベース）	130,750 人	139,709 人
排出係数	0.000500t-CO ₂	0.000370t-CO ₂

◇部門別電力比率

部門／分野		電力比率
産業部門	製造業	40%
	建設業・鉱業	29%
	農林水産業	18%
業務その他部門		57%
家庭部門		70%
運輸部門	鉄道	100%

※上表に記載のない運輸部門（自動車分野）及び廃棄物分野は電力比率 0 % と想定

以上の前提条件を元に、目標年度における BAU 排出量を推計した結果、電力比率の高い、運輸部門（鉄道分野）や家庭部門、業務部門、産業部門（製造業分野）については、特に対策を講じなかったとしても、ある程度の削減が見込まれています。一方で、運輸部門（自動車分野）や廃棄物分野、産業部門（農林水産業分野）については、人口増に伴う活動量の増加から CO2 排出量も増加する結果となり、全体としては、基準年度比約 5.0%の削減が予測される結果となりました。

◇目標年度における BAU 排出量及び基準年比削減率

部門・分野		基準年度 (H28) 排出量 (千t-CO ₂)	目標年度 (R12) BAU排出量 (千t-CO ₂)	基準年比削減率
合 計	産業部門	1,055	1,002	5.0%
	製造業	494	474	4.1%
	建設業・鉱業	486	465	4.2%
	農林水産業	7	7	1.0%
	業務その他部門	1	1	-1.9%
	家庭部門	238	216	9.1%
	運輸部門	157	138	12.6%
	自動車	157	165	-5.2%
	旅客	148	158	-6.9%
	貨物	94	100	-6.9%
	鉄道	54	58	-6.9%
	船舶	9	7	20.9%
	船舶	0	0	0.0%
	廃棄物分野（一般廃棄物）	0	0	0.0%
	廃棄物分野（一般廃棄物）	8	9	-6.9%

※簡易な推計手法に基づくものであり、あくまでも参考値です。

3 温室効果ガス削減に向けた取り組み

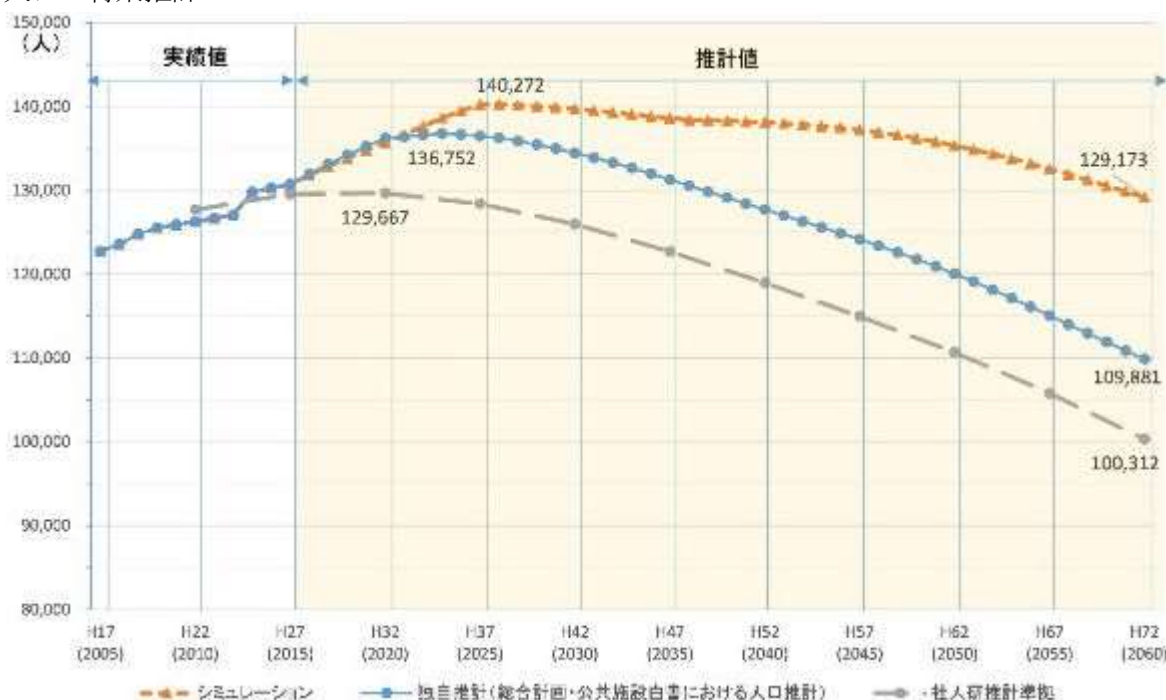
国が策定した「地球温暖化対策計画」では、短期的な目標年度として設定している令和12(2030)年度において、平成25(2013)年度比で26%削減を目標に掲げています。本市でも、国の目標に準拠し、将来推計によるBAU排出量との差を埋めるための取り組みとして、以下に示す市民・事業者・行政がそれぞれ出来る取組みを推進します。

(1) 市民に出来る取り組み

本市では人口、世帯数の微増傾向が続いています。また、今後も様々な人口増策をとることで、目標年度である令和12(2030)年では基準年度より1万人近い人口の増加が見込まれるため、家庭生活により生じるCO₂排出量も増加が続くと考えられます。このため、市民には継続した地球温暖化対策の徹底を進めることが求められます。

人口の増加に伴う世帯数の増加は、電力使用基本契約数の増加に直結し、結果として二酸化炭素排出量の増加に大きく影響を与えます。単身世帯と比べ家族世帯は、二酸化炭素排出量が相対的に多くなる等、同居する家族の協力を得ないと削減行動に取り組めないといった課題があります。このため、「家族一緒に同じ部屋で過ごす」、「家族一緒に食事する」、「お風呂は続けて入る」等、家族世帯ならではの削減方法に取り組むことで、単身世帯と比べ削減効果が大きく表れる側面があります。そういったソフト面の対策と合わせ、省エネルギー性能の高い製品への買い替えを行う等、ハード面の対策を進めることが重要です。

◇人口の将来推計



出展：海老名市人口ビジョン

（２）事業者出来る取り組み

前出の「海老名市の二酸化炭素の部門別排出量」のとおり、本市の二酸化炭素排出量の46%が産業部門の1つである製造業から、23%が業務その他部門から、14%が運輸部門の1つである自動車（家庭で利用される自家用車も含む）から排出されています。

また、日本全体としては平成20(2008)年のリーマンショックの影響で二酸化炭素排出量も減少したもののその後は増加傾向にあり、本市においても同様の傾向があると推測されます。

今日では、CSR（企業の社会的責任）に対する市民の関心も高まっていることもあり、事業者もCSRの1つとして地球温暖化対策に積極的な姿勢を示すことが求められています。

市内事業者においても、空調・照明の節電、エコドライブ、クールビズ、働き方の変革、再生可能エネルギーの導入、社会へのクリーンエネルギーの供給、製造過程で発生する残滓（ごんし）を燃料としたり、BEMS（建物全体の電力消費の監視と分析を行うシステム）の導入を行う等の対策をさらに取り組んでいくことが必要です。

（３）行政出来る取り組み

行政は事務事業編で示したような一事業者としての地球温暖化対策を推進することの他に、市域全体の二酸化炭素排出量を削減する計画を策定し、地球温暖化対策に関する情報提供、研修の機会の提供等の普及啓発活動に加えて省エネ・再エネ設備や電気自動車や燃料電池自動車等の低炭素車両の普及に向けた支援を推進し、市民、事業者が地球温暖化対策を進めやすい環境を整えることが求められています。

（４）三者が出来る具体的な取り組み

市民、事業者、行政の三者が目標の達成に向けてできること、取り組むべきことを明確にし、具体的な行動内容を次頁から記載します。

①省エネルギー活動等の推進

CO₂排出量を抑えるため、一人ひとりが日常的に省エネルギーを意識して行動することが、必要です。また、省エネ性能の高い空調機器や照明への切替えを推進することも活動から発生するCO₂排出量を削減する重要な取組みになります。併せて、事業者や行政においては環境に配慮した行動を組織的に行うための体制を整備することも求められます。

取 組	概 要	実施主体
・事業活動、日常活動の省エネ	・電気やガス、燃料、水等の無駄のない効率的な利用	<u>市民・事業者・行政</u>
	・省エネ製品の開発	<u>事業者</u>
	・事業活動、日常活動の省エネに関する啓発	<u>行政</u>
・省エネ型施設等の製造、導入促進	・省エネ型施設等の積極的導入	<u>市民・事業者・行政</u>
	・省エネ型施設等の製造	<u>事業者</u>
	・省エネ型施設等の普及に向けた支援	<u>行政</u>
・環境マネジメントシステム導入支援	・ISO等認証取得の導入、適切な運用	<u>事業者・行政</u>
	・ISO等認証取得の支援	<u>行政</u>

②再生可能エネルギーの利用促進

石油や天然ガス等の化石燃料に依存した社会からの脱却を図り、CO₂排出に繋がるエネルギー使用を削減するためには、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーや燃料電池等の自立分散型エネルギーの導入を進めていく必要があります。行政においては、市民や事業者が積極的な導入を進められるような体制を構築・強化していくことも重要です。

取 組	概 要	実施主体
・再生可能エネルギー等設備の導入	・太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備や燃料電池等の自立分散型エネルギー設備の積極的な導入	<u>市民・事業者・行政</u>
・再生可能エネルギー等設備導入促進	・再生可能エネルギー等設備の導入支援の充実	<u>行政</u>
	・再生可能エネルギー等設備導入の周知啓発	<u>行政</u>

③交通等対策

化石燃料を使用する自動車を前提とした社会から脱却するためには、一人ひとりが環境に配慮した移動を意識することも求められています。併せて、行政においては、化石燃料を使用する自動車に頼らない交通体系を構築することが必要です。

取 組	概 要	実施主体
・自動車利用削減の推進	・徒歩や自転車による移動の促進	市民・事業者・行政
	・自動車利用時における相乗りの推進	事業者・行政
	・歩道や自転車専用道路の整備	行政
	・駐輪場の適正配置	事業者・行政
・公共交通の利用促進	・公共交通の積極的な利用	市民・事業者・行政
	・コミュニティバスの運行、利用率向上	市民・事業者・行政
	・イベント時等の公共交通機関利用	市民・事業者・行政
	・鉄道輸送力増強の要望活動	市民・事業者・行政
・低公害車の導入	・低公害車の積極的な導入	市民・事業者・行政
	・低公害車導入への支援の充実	行政
	・低公害車に関する周知啓発	事業者・行政
・エコドライブの促進	・エコドライブによる自動車燃料の削減	市民・事業者・行政
	・エコドライブイベントの開催	事業者・行政
	・エコドライブイベントへの参加	市民・事業者
・環境に配慮した市街地整備	・渋滞解消・緩和に向けた道路整備	行政
	・交通円滑化に向けた右折専用レーン・信号機設置の要望	行政

④資源の有効活用及び循環型社会の構築・形成

日常生活や事業活動から排出される廃棄物が焼却処分される量を減らしていくことは、CO2排出量の削減を進める上で、重要な取組みになります。このため、各主体が様々な手法を通じて廃棄物の排出量削減を推進するとともに、分別の徹底等による資源化に取り組めます。

取 組	概 要	実施主体
・ 廃棄物の減量化	・ 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の実行	<u>市民・事業者・行政</u>
	・ 生ごみ処理機等の活用	<u>市民・事業者・行政</u>
	・ 生ごみ処理機等普及に向けた支援	<u>行政</u>
	・ バイオディーゼル燃料の活用	<u>事業者・行政</u>
	・ マイバッグ等の持参の推進	<u>市民・事業者</u>
	・ 食品ロス削減の実践	<u>市民・事業者・行政</u>
	・ 廃棄物の減量化に向けた普及啓発	<u>行政</u>
・ 資源化の促進	・ 適切な分別の実行	<u>市民・事業者・行政</u>
	・ 環境に配慮した低炭素な日常生活用製品等の積極的な利用	<u>市民・事業者・行政</u>
	・ エコマーク商品等のグリーン購入の実践	<u>市民・事業者・行政</u>
	・ 環境配慮製品の製造及び販売	<u>事業者</u>
	・ 資源化に向けた取組みの普及啓発	<u>行政</u>

⑤緑の保全及び創出

緑にはそれ自体に CO2 を吸収削減する機能を有しているほか、暑い時期には外の気温や室温上昇を抑えるなど、様々な効用があります。こうした緑の多様な価値を維持活用するため、各主体が市内にある緑地や農地における緑を保全し、積極的に創出することが必要です。

取 組	概 要	実施主体
・ 森林、緑地等の維持管理 とその支援	・ 緑地の適切な整備、拡大、維持管理	市民・事業者・行政
	・ 奨励金制度の周知及び活用促進	行政
・ 緑化促進、意識の向上	・ 地域緑化活動への積極的な参加	市民・事業者
	・ 緑のカーテンの創設	市民・事業者・行政
	・ 屋上や壁面の緑化の推進	市民・事業者・行政
	・ 緑化活動の普及啓発及び支援	行政
・ 建築物等への木材利用	・ 建築物等への県産木材の利用	市民・事業者・行政
・ 農地の保全	・ 遊休農地の積極的な利用	市民・事業者・行政
	・ 農業活性化の推進	市民・事業者・行政
	・ 地産池消、旬産旬消の推進	市民・事業者・行政
	・ 農地活用の普及啓発及び支援	行政

⑥環境に関する教育の推進及び情報提供

C02 排出量削減による地球温暖化対策は、あらゆる世代が一丸となって進めていかなければなりません。このため、様々な世代を対象とした環境配慮意識の醸成を目的とした環境教育を推進することや、環境に関する情報の発信及び啓発を通じて、各主体が自発的に環境配慮を進められる社会を構築することが必要です。

取 組	概 要	実施主体
・ 環境教育の推進	・ 環境関連イベント等への積極的な参加	<u>市民・事業者</u>
	・ 環境関連イベント等の開催、支援	<u>市民・事業者・行政</u>
	・ 市民等によるイベント開催支援	<u>行政</u>
・ 環境への取組みや情報の発信、啓発、参加	・ 国県等との連携したPR活動（クールチョイス、エコ10トライ、ライトダウン等）への参加	<u>市民・事業者・行政</u>

⑦地球温暖化による被害軽減に向けた対策

地球温暖化対策は世界的に進められていますが、依然として進行しており、地球温暖化を原因とした異常気象による様々な被害への対策を準備し、備えることが必要となっています。このため、各主体が地球温暖化に適応し、被害を軽減するための対策に取り組むことが求められています。

取 組	概 要	実施主体
・ 地球温暖化への適応策の推進	・ 異常気象による洪水等の災害への備えの充実	<u>市民・事業者・行政</u>
	・ 熱中症への対策の実施	<u>市民・事業者・行政</u>
	・ 異常気象に対応した農業体制の整備	<u>事業者・行政</u>
	・ 適応策に関する情報収集・周知啓発	<u>行政</u>

資料編 目次

資料 1	地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）	資－ 1
資料 2	海老名市環境審議会委員	資－ 5
資料 3	海老名市環境審議会諮問・答申	資－ 6
資料 4	計画素案へのパブリックコメント	資－ 8
資料 5	用語集	資－ 9

資料 1 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

（温室効果ガスの排出量等の算定等）

第七条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1（a）に規定する目録及び京都議定書第七条1に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

（国及び地方公共団体の施策）

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（政府実行計画等）

第二十条 政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 政府実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他政府実行計画の実施に関し必要な事項

- 3 環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府実行計画を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。
- 7 政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

- 3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

- 4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達

成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

- 5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

（地方公共団体実行計画協議会）

第二十二條 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。

- 2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等
 - 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
 - 三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者
- 3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十六條 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

- 2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて主務省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）」とする。
- 3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

資料２ 海老名市環境審議会委員

任期：平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

役 職	氏 名	区 分
会 長	木下 雅實	学識経験者
副会長	村山 史世	学識経験者
委 員	相原 京子	国際ソロプチミスト海老名
〃	市川 佐千子	さがみ農業協同組合
〃	伊藤 征生	市民公募
〃	大橋 成太郎	環境に知見のある方
〃	大矢 和正	市民公募
〃	中谷 尚利	海老名市自治会連絡協議会
〃	鳩石 祐二	海老名産業懇話会
〃	松島 淳一	海老名市農業委員会
〃	森島 清八	環境に知見のある方
〃	山谷 修作	学識経験者

※ 会長・副会長以下五十音順

資料 3 海老名市環境審議会諮問・答申

1 諮問

海環発第 33-2 号
令和元年 10 月 28 日

海老名市環境審議会
会長 木下 雅實 殿

海老名市長 内 野 優

海老名市地球温暖化対策実行計画の改定について（諮問）

標記の件について、海老名市環境審議会条例第 2 条第 5 項の規定に基づき、意見を求めます。

資料４ 計画素案へのパブリックコメント

「海老名市地球温暖化対策実行計画改定素案」について、以下のとおりパブリックコメントを実施しました。

(１) 募集期間

令和元年１２月２日（月）～令和２年１月６日（月）※３６日間

(２) 資料閲覧・配布場所

海老名市役所環境課窓口

海老名市役所情報公開コーナー

市ホームページ

(３) 募集結果

意見提出者数 ２名 意見件数 ６件

(４) いただいた意見の概要

- 事務事業編における基準年度の設定について
- 設備更新について
- 新規供用施設の舗装について
- 再生可能エネルギーの利用促進について
- 公共交通の利用促進について
- 区域施策編の実施について

※いただいたご意見につきましては、計画改定及び今後の取組みの参考にいたします。

資料 5 用語集

あ行

・ ISO14001

社会経済的ニーズとバランスをとりながら、環境を保護し、変化する環境状態に対応するための組織と枠組みを示す環境マネジメントの国際規格。

・ ウォームビズ

冬季の地球温暖化対策の一つとして、暖房使用時の室温を 20℃に設定し、快適に過ごしていただくライフスタイル呼びかける運動。

・ エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善を行うこと。

・ エコ10トライ

神奈川県が、地球環境保全のための行動指針「新アジェンダ 21 かながわ」を見直し、日々の生活、企業の事業活動、行政の取り組みの中で、地球環境問題を自分の事と考えて、解決するための 90 の行動メニューの中から、10 項目を選択し、実践するもの。

・ エコドライブ

CO₂ の排出を抑え、地球環境に配慮した運転方法。

・ エネルギー起源 CO₂

燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素のこと。

・ L2-Tech 認証製品

エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらす先導的な低炭素技術 (Low-carbon Technology) の普及促進のため、審査・認証検討委員会の審査結果に基づいて、環境省が認証した製品。

・ LPG

プロパン・ブタンを主成分に持つ液化石油ガス。

・カーボンマネジメント

国や地方自治体、民間企業などの各団体や組織が地球温暖化の原因と考えられている温室効果ガスの排出状況を把握し、排出量の抑制・削減に向けた取り組みを継続的に実施すること。

・環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むこと。

・気候サミット

気候に関するアクションと意欲を引き出すことを目的に、ニューヨークの国連本部で開催された会議。

・「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール

区域施策編における温室効果ガス削減目標の設定支援を目的としたツールとして環境省が作成したもの。温室効果ガス排出量の現状推計結果による BAU 推計や、対策・施策の温室効果ガス排出削減目標量を設定し、区域の温室効果ガス削減目標を設定できる。

・クールチョイス

脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組み。

・クールビズ

夏季の地球温暖化対策の一つとして、冷房使用時の室温を 28℃に設定し、快適に過ごせる軽装やライフスタイル呼びかける運動。

・グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけではなく、環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から購入すること。

・国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）

大気中の温室効果ガスの濃度を安定させることを究極の目標として採決された「国連気候変動枠組条約」に基づいて、世界全体で地球温暖化対策に取り組むため、毎年開催されている会議。

さ行

・再生可能エネルギー

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの（太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスなど）

・CO2 排出係数

電気の供給 1kWh あたりどれだけの CO2 を排出しているかを示す数値のこと。

・指定管理者（制度）

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度。

・循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

・自立分散型エネルギー

比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称であり、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念。

た行

・低公害車

自動車から出る大気汚染物質の排出量が少ない、又は全く排出されない自動車のこと。最近では、燃費性能の優れた自動車を含め、環境負荷の少ない自動車を総称している。

・デマンド制御

使用電力の最大値を様々な手法によりカットすることで、30 分間の平均使用電力である「デマンド」を低減させること。

は行

・ バイオディーゼル燃料

菜種油・ひまわり油といった生物由来の油や、各種使用済食用油（天ぷら油など）から作られる、軽油・重油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）を総称したもの。

・ バイオマス

生物資源の量を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で生命と太陽エネルギーがある限り再生可能な資源。

・ ハイドロフルオロカーボン類

20 世紀に発明された、自然界に存在しない人工物質である「フロン」の一種。「フロン」の中で、塩素を持たない物質のため、オゾン層を破壊することはないが、二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果を持っている。「代替カーボン」とも呼ばれている。

・ BAU (Business As Usual)

ある課題について特段の対策活動しない場合の将来予測。

・ PPS 事業者

既存の電力会社以外で、特定規模の需要家に対して電力の供給を行う、新規の電気事業者のこと。

・ BEMS

「Building Energy Management System(ビルエネルギー管理システム)」の略称。省エネと快適性の実現を目的とし、ビルの設備、環境やエネルギーを管理して電力消費量削減を図るシステムのこと。

ら行

・ ライトダウン

地球温暖化対策のために、ライトアップ施設や家庭の照明を消していただくよう呼びかけるもの。

・ 力率

電源から流れた電流のうち、有効利用されている電力の比率のこと。

海老名市地球温暖化対策実行計画

令和2年〇月改定

発行 神奈川県海老名市
編集 海老名市経済環境部環境課
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1
TEL 046-235-4912（直通）

海老名市緑の基本計画の改定について

1 審議会からの意見

(1) 計画に対する意見とりまとめ

第2回環境審議会及び意見用紙による意見に対する市の見解や対応について、別添《資料6－1 海老名市緑の基本計画（素案）海老名市環境審議会意見一覧》のとおりとりまとめ

※意見の件数 6名から19件

(2) 審議会の答申（案）

別添《資料6－2》のとおり

※答申（案）は事務局でとりまとめた審議会からの意見（必要に応じて意見をいただいた委員の考え方を確認）を基に、会長と協議したうえで作成

2 パブリックコメント結果

窓口やホームページ等で公開した素案に対する市民等からの意見に対して市の見解や対応について整理

※意見の件数 1名から1件

別添《資料6－3 パブリックコメント 海老名市緑の基本計画（素案）意見とりまとめ》のとおり

3 最終案

別添のとおり

※審議会の答申（案）、意見、パブリックコメントを踏まえたうえで、素案に修正を加えたもの

4 今後のスケジュール

- ・ 2月 庁議（計画の決定）
- ・ 3月 議会に報告
- ・ 4月 施行

海老名市緑の基本計画（素案） 海老名市環境審議会意見一覧

資料6－1

1 意見

委員 6 名から19件の意見あり

2 意見の概要と対応案

No.	頁	章	内 容	対 応
①	1	序章 2. 改定の背景 7行目	新たに「海老名市緑の基本計画」を改訂する。 「新たに」という言葉が必要ですか？	平成20年度の一度目の改定を受け、今回「新たに」と表現しています。
②	3	第1章 緑の現況と課題	第1章 緑の現況と課題 このタイトルの緑とはどういう意味でしょうか？（緑地の保全及び緑地の推進？） であれば、「1 緑の役割」という意味が理解できません。 ウィキペディアでも、「立法府・行政府において専門用語の緑地と一般用語の緑地が混入されている結果、比較的新しい法律や条例、各種行政刊行物などでは何を意味しているのか判読不明なことが多い。」と書かれています。言葉を整理したら如何でしょうか？	別途「資料編」を作成し、その中に用語集を掲載のうえ説明を記載します。
③	3	第1章 緑の現況と課題 1 緑の役割	ここで記述されている「役割」の主語は、法律用語でいう緑地のことのようにですが、それを「緑の役割」というのは違和感を覚えます。「緑地（法律用語の）の役割」ではないでしょうか？	ご意見として賜ります。 この場合は、「緑の役割」とすることで、緑地とさらに緑地以外の緑についても包括的に示しております。

海老名市緑の基本計画（素案） 海老名市環境審議会意見一覧

No.	頁	章	内 容	対 応
④	7・8	第1章 緑の現況と課題 1 緑の役割 (3) 緑被地の現況	・「緑被地」という言葉が突然出できますが、意味が分からず、次ページを見て緑被率、みどり率という言葉の表示を見て何となく納得した次第です。 ※一般人が読んで分かり難い。 ・なお、8ページの定義の部分は、「緑被率及びみどり率の定義」とすべきではないでしょうか？ ・敢えて意見を申し上げれば、「緑被率」の定義は、立体を含めた補正でとらえて頂きたい。 神奈川県みどりの協定実施要綱に高木、中木、苗木、低木の区分がありますが、緑の効用である炭酸同化作用による酸素の供給などは投影面積だけでなく、体積から見積もって欲しい。（金沢市の例が割合分かりやすい） この問題は、法律的な問題もあることでしょうかから、簡単に解決しないかもしれないけれど、要望として受け取ってください。	・別途「資料編」を作成し、その中に用語集を掲載のうえ説明を記載します。 ・ご指摘の箇所（8ページの定義の部分）は「緑被率及びみどり率の定義」と修正しました。 ・開発行為等による緑地の算定方法は、「海老名市住みよいまちづくり条例開発技術基準」に則り、樹木を水平投影面積に換算する方法を採用しております。 ご要望として賜ります。
⑤	9	第1章 緑の現況と課題 4 計画の達成状況 (2) 緑地の確保目標水準に対する確保状況	(2) のア、イの部分は細かいデータが示されていないので、どのように計算したら市民一人当たりの面積が算出できるのか、どのように不足しているのかが分からない。	別途「資料編」を作成し、その中で都市公園の面積など各項目のデータを示します。
⑥	11	第1章 緑の現況と課題 5 緑の課題 (1) 市の緑に関する現状と課題の整理	現状の課題として、「緑の現状」は既に記述されているが、「公園の現状」、「市民の考え」はその根拠が示されていない。 したがって「課題の整理」は整理になっておらず、以下に述べられる「課題」を演繹的に引き出しているとは思えない。	別途「資料編」を作成し、その中で「公園の現状」や「市民の考え」（アンケートの結果など）について記載します。

海老名市緑の基本計画（素案） 海老名市環境審議会意見一覧

No.	頁	章	内 容	対 応
⑦	12	第1章 緑の現況と課題 5 緑の課題 （1）市の緑に関する現状と課題の整理 ○みどりを創る（緑の創出）	・ここで、「みどり」と「緑」の違いは何ですか？ ・また、（ ）内の標記は必要でしょうか？	・「みどり」と「緑」の違いはありません。 ・「みどりを創る（緑の創出）」の表記については、本計画策定当初（平成8年度）から使用している表記を踏襲しました。
⑧	14	第2章 計画の基本方針と緑地・緑化の目標	計画の基本理念及び方針に「植生の適正な育成により、地球環境改善を図る」を加え、海老名市第三次環境基本計画及び海老名市地球温暖化対策実行計画とリンクすることが肝要と思われる。	ご意見として賜ります。 緑化推進に関する取組みなどを明記することで、海老名市第三次環境基本計画及び海老名市地球温暖化対策実行計画の趣旨と調和させることができるものと考えておりますので、基本理念及び方針については原案どおりとさせていただきます。
⑨	16	第2章 計画の基本方針と緑地・緑化の目標 3 計画のフレーム （2）人口の見通し	（2）人口の見通し、令和11年には本当に人口は減少しているのですか？	本計画中の人口の見通しにつきましては「海老名市人口ビジョン」に基づく数字を使用しています。 「海老名市人口ビジョン」は本市の人口を分析したものであり、本市の施策立案の基礎資料となるものです。
⑩	17	第2章 計画の基本方針と緑地・緑化の目標 （2）都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準	「さらに、民間施設緑地をふくめた・・・16.77㎡とします。」は表に数字がないので、とっぴな感じを受ける。	「 ■図表2-1 都市計画人口一人当たりの目標水準 」に 施設緑地の目標水準値 を追加しました。
⑪	21	第3章 緑地の配置計画 2 防災に関する緑地の配置計画 （2）工場地と住宅地の分離、工場緑化	（2）中の、「また、1ha以上の開発において締結される県のみどりの協定についても位置付けます。」→普通の日本語とは思えない。主語がはっきりしない？	ご指摘の箇所を「また、 県のみどりの協定に基づいて締結した緑地についても位置付けます。 」と修正しました。

海老名市緑の基本計画（素案） 海老名市環境審議会意見一覧

No.	頁	章	内 容	対 応
⑫	21	第3章 緑地の配置計画 2 防災に関する緑地の配置計画	公園の魅力度アップに取り組んでいる。 公園等の人工的な自然環境であっても、それも生態系の一部であり、様々な動植物が存在しており、公園は興味深いところである。 公園のフィールドワークの際に、木が伸びすぎて困る、人が来てくれない等の意見があった。災害への備えは多少あるが、電源や通信が足りていないということで、電力を自給して、Wi-Fi や電源が利用できるコワーキングスペースを作れないかというアイデアがあがった。これは、災害時のインフラとしても利用できる。	ご意見として賜ります。 災害時の避難場所としても活用されるコミュニティセンターなどはWi-Fiが利用できますが、屋外については設置されておりません。 地域防災計画を策定している危機管理の所管課とも連携を図り、課題として研究していきます。
⑬	25	第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策	第4章 いろいろ施策を予定されていますが、EMSの観点からは、推進体制や、進行管理の方法が見えません。 以上をまとめてみると ・全体としていえることは、施策ありき、から始まって、理由を後付けしているように感じられる。やるのが悪いことではなく、必要なことであることは分かります。 ・何年か培ってきた環境マネジメントシステムが全く反映されていない。Pだけであり、DCAがこの計画案から見えない。	序章（2ページ）において、見直し時期を「令和11年度」と定めておりますが、表記を次のように修正しました。 【修正後】 なお、海老名市都市マスタープラン等上位計画との整合を図るため、中間目標年次を令和11年度とします。 また、中間目標年次に目標達成状況の評価等を行うとともに、社会情勢の変化などに適切に対応するために計画の見直しを実施します。 また、25頁下段に下記の文言を追記しました。 【追記】 上記施策については、「PDCA」サイクルを踏まえて実施します。

海老名市緑の基本計画（素案） 海老名市環境審議会意見一覧

No.	頁	章	内 容	対 応
⑭	25	第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策	・この計画は市民に公開するものだと認識しています。そこで「言葉の定義」、あるいは「用語」が分かり難いことが第1点。 「緑地」といえば、一般的には、植物（樹木や草花）で覆われた土地、と理解されていると思いますが、法律用語では、「交通や建物など特定の用途によって占有されていない空地を空地のまま存続させることを目的に確保した土地」と呼ぶのだそうですね。 この前提として言葉の定義が明確でないので、素案全体の意味が市民感覚では、理解しにくい。 そもそもの定義は、 緑の基本計画＝市町村の緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画 緑＝緑地の保全及び緑地の推進ですね？	・別途「資料編」を作成し、用語集を掲載します。
⑮	26	第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策	利便性向上や機能向上のための小規模公園の統廃合（公園等の再編）については、既存公園の利用率や廃止された場合の影響、また統廃合後の新たな公園の予想利用率等、ある一定の基準を推進していく中で示せると市民の理解を得やすいと思われる。	ご意見として賜ります。 具体的な基準などについては、別途、公園に関する個別計画をたてることを検討しています。
⑯	～		公園機能の見直し（例：子供向け遊び場、高齢者向け健康づくりの場等）については、地域の要望、必要性等を良くマーケティングしての実施を求む。	
⑰	30		上記2つ（公園等の再編、公園機能の見直し）に関しては、モデルケースを示して頂けると有用性や効果が分かりやすい。	

海老名市緑の基本計画（素案） 海老名市環境審議会意見一覧

No.	頁	章	内 容	対 応
⑮	27	第4章 緑地の保全及び 緑化推進のための施策 1 みどりを創る（緑の 創出）	イ 都市公園の整備等方針 小規模公園を整備集約し、都市公園を再編整備する計画は非常に良い施策と思います。 賛成です。	
⑯			保存樹木を含めた大木の枝が隣地内に延び葉を落とし、大きな日陰をつくり、そこに住む人は快適な生活を送れない実態があります。 木の所有者の意識の問題ではありますが近隣住民へ迷惑をかけないよう十分配慮しながら緑化活動を進めていただきたいと思います。	ご意見として賜ります。 十分配慮しながら緑化活動を進めていきます。

海老名市緑の基本計画の改定について（諮問）
答申内容（案）

市環境審議会の意見（資料 6-1）を踏まえ、答申（案）を以下のとおり
としたい。

1 海老名市緑の基本計画の改定素案については、概ねその内容を
妥当と判断する。

なお、計画の実施にあたっては次の意見を付すので、これについ
て留意されたい。

2 計画実施に対する意見

（１）計画実施にあたっては、「PDCA」サイクルを踏まえて実
施されたい。

（２）地域特性に配慮した公園の再編及び機能向上においては、地
域の要望・必要性等を十分考慮したうえで実施されたい。

《 パブリックコメント 》
海老名市緑の基本計画（素案）意見とりまとめ

1 結果概要

- 意見募集期間 令和元年12月2日（月）～令和2年1月6日（月）
- 意見提出者数 1名
- 提出意見件数 1件

2 意見及び回答

計画自体への意見ではなく、日頃の思いとしての要望。

No.	提出された意見（要約）	意見に対する考え方及び計画への反映
①	◎市役所西側の横須賀水道脇の水路について 海老名の田園を蘇らせ、誰もが気軽に楽しめる地域交流の場になるように水路整備をすれば最高の親水環境になる。 海老名「ビオトープ」として登録すれば、かながわみどり財団などからの支援も得られるのではないかな。 散策路はほぼ整備されているので、野草の補充や手すりなどを設置すれば、幼児から高齢者の幅広い年齢層や車椅子利用者も安全に川辺で学べる環境になる。 ひいては、地域の人が安全で安心して過ごすことができる福祉コミュニティづくりや子供たちが生き物の観察に興味を示す学習の場となる。	ご意見として賜ります。 要望された箇所は農業用排水路であることから、現況を保全してまいります。

海老名市緑の基本計画

— みどりに恵まれた快適環境都市えびな —

(最終案)

令和2年〇月

海老名市

目 次

序章	計画の改定の背景	1
1	緑の基本計画とは	1
2	改定の背景	1
3	計画の位置づけと目標年次	1
第1章	緑の現況と課題	3
1	緑の役割	3
2	緑地の定義	4
3	緑の現況	5
4	計画の達成状況	10
5	緑の課題	12
第2章	計画の基本方針と緑地・緑化の目標	14
1	基本理念と緑の将来像	14
2	基本方針	15
3	計画のフレーム	16
4	計画の目標水準	16
第3章	緑地の配置計画	19
1	環境に係る緑地の配置計画	19
2	防災に関する緑地の配置計画	21
3	レクリエーションに関する緑地の配置計画	23
4	景観に関する緑地の配置計画	24
第4章	緑地の保全及び緑化推進のための施策	25
1	みどりを創る（緑の創出）	26
2	みどりを守る（緑・水辺の保全）	37
3	みどりを育てる（緑の普及・啓発）	39

序章 計画の改定の背景

1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村がその区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定する計画です。

2 改定の背景

本市は、平成8年度に「海老名市緑の基本計画」を策定し、平成20年度に1度目の改定を実施して以来、さまざまな緑に関する施策を展開してきましたが、1度目の改定から11年が経過し、この間、緑地の減少、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化や都市の維持コストの増大など、社会情勢は大きく変化しています。

このような背景を踏まえ、平成29年6月の都市緑地法等の一部改正や緑の基本計画の上位計画や関連する計画との整合を図る必要があることから、新たに「海老名市緑の基本計画」を改定するものです。

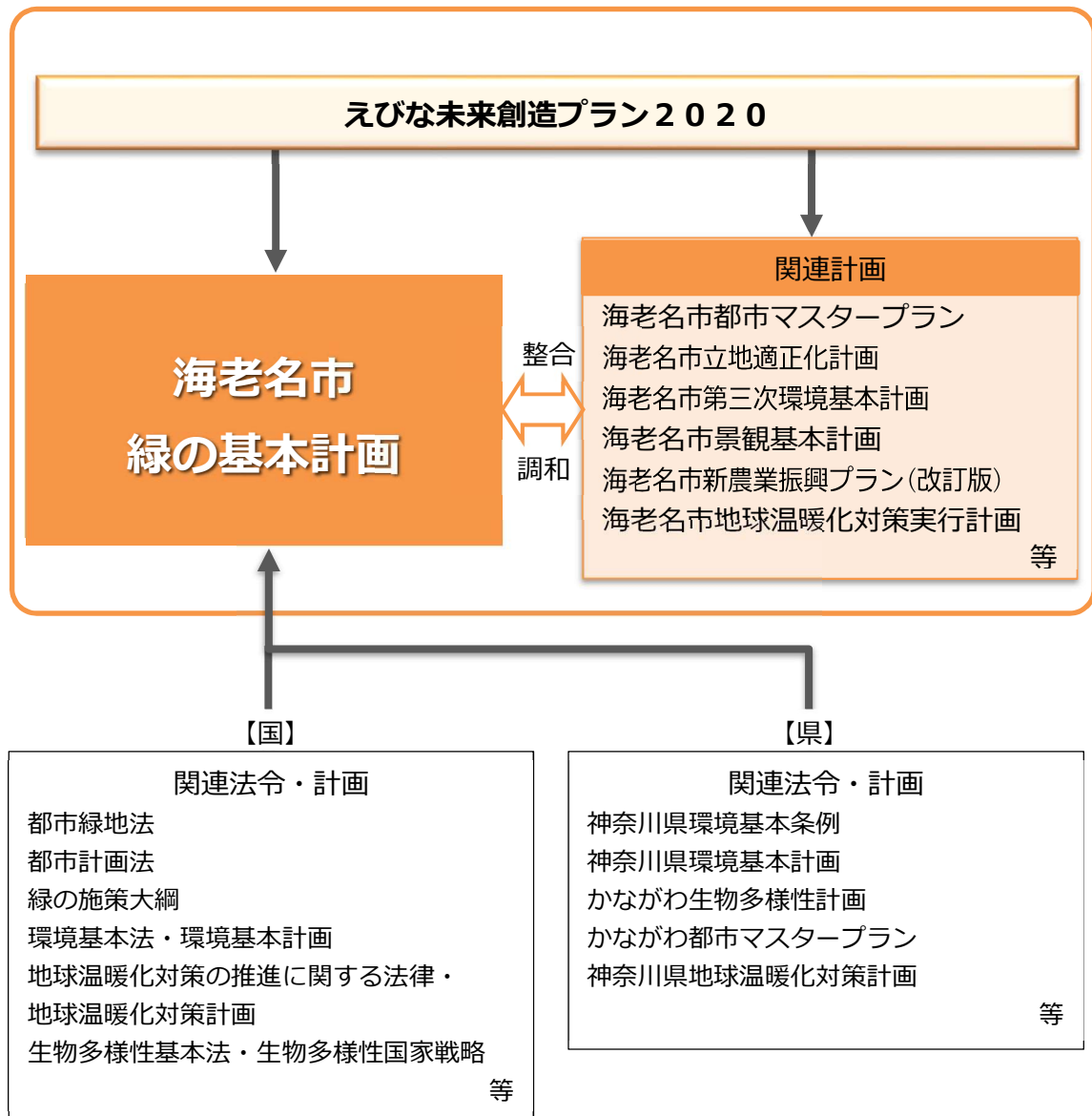
3 計画の位置づけと目標年次

(1) 計画の位置づけ

緑の基本計画は、「海老名市総合計画」を上位とする緑に関する総合的な基本計画に位置づけられます。

また連携すべき計画として、「海老名市都市マスタープラン」や「海老名市第三次環境基本計画」などの各種計画や、国や県の関連法令や計画などがあります。

【海老名市】



(2) 計画の目標年次

本計画の計画期間は、長期的な視点に立って、本市が目指していく緑の将来像、それに基づいた計画を示す必要があるため、令和2年度から令和21年度までの20か年とします。

なお、海老名市都市マスタープラン等上位計画との整合を図るため、中間目標年次を令和11年度とします。

また、中間目標年次に目標達成状況の評価等を行うとともに、社会情勢の変化などに適切に対応するために計画の見直しを実施します。

第1章 緑の現況と課題

1 緑の役割

都市における公園・緑地、水辺、農地などは、都市環境の保全、レクリエーション、防災、都市景観の形成など様々な機能を有しています。

また、緑は野生生物の生息・生育環境や生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保するうえで重要な役割を果たしています。

(1) 都市環境を保全する機能

まとまった緑や河川等の水辺は、大気の浄化等の機能を有し、良好な都市環境を形成するうえで重要な役割を担っています。

また、市街地周辺の樹林地や農地等は、雨水の地下浸透や保水機能を有し、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和といった環境保全のほか、防音・防塵・防風など多くの機能があります。

(2) レクリエーションの場となる機能

市民が健康的な生活を営むうえで、スポーツやレクリエーションの果たす役割は増えています。公園は、運動施設や広場、遊具など複合的な機能を有しており、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しむことができます。

また、高齢者の健康への関心等が高まるなか、樹林地は林間レクリエーションの場、緑道等はウォーキング、散策など健康づくりの場、市民農園は農とのふれあいの場として貴重な空間となっています。

(3) 防災に資する機能

公園・緑地、グラウンドなどのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援・復旧活動の場としての機能を有しています。

また、斜面緑地は、雨水流量の調整や斜面の崩壊を防ぐ機能を有し、街路樹や生垣は、防火帯としての機能やブロック塀による道路寸断を防止する機能を有しています。

(4) 都市景観を形成する機能

相模川などの水辺や緑、公園・緑地、街路樹、住宅地の生垣、駅前の緑などは、まちの個性を演出し、うるおいや安らぎを与えています。

また、農地、社寺林、地域のシンボルとなっている大木などの風景は、地域らしさを表している景観といえ、都市の景観形成に役立っています。

2 緑地の定義

緑の基本計画で対象とする緑地を以下に示します。

緑地の区分				緑地の内容
緑地	施設緑地	都市公園		・都市公園法で規定するもの
		都市公園以外	公共施設緑地	・都市公園を除く公共空地（その他公園） ・国民公園 ・自転車歩行者専用道路 ・歩行者専用道路 ・地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 ・公共団体が設置している市民農園 ・公開している教育施設（国公立） ・河川緑地 ・港湾緑地 ・農業公園 ・児童遊園 ・公共団体が設置している運動場やグラウンド ・こどもの国 等
				・学校の植栽地 ・下水処理場等の付属緑地 ・道路環境施設帯及び植栽帯（街路樹） ・その他の公共公益施設における植栽地 等
			民間施設緑地	・市民緑地 ・公開緑地 ・民間団体等が設置している市民農園 ・一時開放広場 ・公開している教育施設（私立） ・市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド ・寺社境内地 ・民間の屋上緑化空間等 ・民間の動植物園 等
	地域制緑地等	法による地域		・緑地保全地域（都市緑地法） ・特別緑地保全地区（都市緑地法） ・風致地区（都市計画法） ・生産緑地地区（生産緑地法） ・近郊緑地保全区域（近畿圏整備法） ・近郊緑地特別保全地区（近畿圏整備法） ・歴史的風土保存区域（古都保存法） ・歴史的風土特別保存地区（古都保存法） ・景観地区で緑地に係る事項を定めているもの（景観法） ・自然公園（自然公園法） ・自然環境保全地域（自然環境保全法） ・農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） ・河川区域（河川法） ・保安林区域（森林法） ・地域森林計画対象民有林（森林法） ・保存樹・保存樹木（樹木保存法） ・景観重要樹木（景観法） ・史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法） 等
				・緑地協定（都市緑地法） ・景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法） 等
		条例等によるもの		・条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 ・樹林地の保存契約（保護樹木・保護樹林） ・協定による工場植栽地 等

3 緑の現況

(1) 施設緑地の現況

ア 都市公園の現況

本市の都市公園としては、平成 30 年 4 月現在で 75*箇所、面積は 61.43ha が整備されています。

区域別では、市街化区域が 68 箇所、面積は 48.12ha と全体の 78.3%を占めています。市街化調整区域は 8 箇所、面積は 13.31ha で 21.7%です。

* 相模三川緑地が市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから箇所数は 75 となります。

イ 都市公園以外の施設緑地の現況

都市公園以外の施設緑地として、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地は、平成 30 年 4 月現在で 160 箇所、面積は 61.91ha が整備されています。

区域別では、市街化区域が 115 箇所、面積は 26.67ha と全体の 43.1%を占めています。

市街化調整区域は 45 箇所、面積は 35.24ha で 56.9%です。

一方、民間施設緑地は 53 箇所、面積は 19.41ha であり、区域別では、市街化区域が 42 箇所、面積は 16.11ha と全体の 83%を占めています。市街化調整区域は 11 箇所、面積は 3.3ha で 17%です。

(2) 地域制緑地の現況

ア 法によるもの

地域制緑地のうち、法によるものには、生産緑地地区、農用地区域、河川区域、史跡があり、平成 30 年 4 月現在で 330.46ha が指定されています。

区域別では、市街化区域が 32.12ha と全体の 9.7%を占めています。市街化調整区域は 298.34ha で全体の 90.3%を占めています。

イ 条例等によるもの

地域制緑地のうち、条例等によるものには、みどりの協定、緑化協定、自然緑地保全区域があり、平成 30 年 4 月現在で 27.51ha が指定されています。

区域別では、市街化区域が 16.07ha と全体の 58.4%を占めています。市街化調整区域は 11.44ha で全体の 41.6%を占めています。

緑地の現況量

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区域			市街化区域		市街化調整区域		計	
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
施設緑地	都市公園	街区公園	46	11.73	3	0.3	49	12.03
		近隣公園	4	7.63	1	2.29	5	9.92
		運動公園	1	17.47			1	17.47
		特殊公園	4	2.11			4	2.11
		都市緑地*1	9	8.4	3	10.3	11	18.7
		緑道	2	0.54	1	0.42	3	0.96
		広場公園	2	0.24			2	0.24
		小計	68	48.12	8	13.31	75	61.43
	公共施設緑地	児童遊園	88	4.06	6	0.63	94	4.69
		環境施設帯	1	1.4	1	3.6	2	5
		運動場等	2	0.63	1	4.62	3	5.25
		市民農園	3	0.2	20	2.41	23	2.61
		自転車歩行者専用道路*2	2	1.81	1	0.36	2	2.17
		教育施設	9	16.4	13	23.15	22	39.55
		公共空地	6	0.26	3	0.38	9	0.64
		調整池	4	1.91	1	0.09	5	2
		小計	115	26.67	46	35.24	160	61.91
	民間緑地施設	公開空地	1	0.17			1	0.17
		民間運動施設	1	2.4			1	2.4
		境内地	37	11.37	11	3.3	48	14.67
		民間調整池	3	2.17			3	2.17
		小計	42	16.11	11	3.3	53	19.41
	施設緑地計		225	90.9	65	51.85	288	142.75
地域制緑地	法による	生産緑地地区	198	25.5			198	25.5
		農用地				89.6	0	89.6
		河川区域*3	2	2.5	5	208.74	5	211.24
		史跡	3	4.12			3	4.12
		小計	203	32.12	5	298.34	206	330.46
	よ条る例も等のに	みどりの協定	4	2.4	3	1.81	7	4.21
		緑化協定	48	6.37	6	1.33	54	7.7
		自然緑地保全区域	44	7.3	45	8.3	89	15.6
		小計	96	16.07	54	11.44	150	27.51
	地域制緑地の重複部分							0
地域制緑地計		299	48.19	59	309.78	356	357.97	
施設緑地と地域制緑地の重複部分				4	8.73	4	8.73	
緑地現況量計		524	139.09	124	352.90	640	491.99	

*1 相模三川緑地が、市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから箇所数は11となる。

*2 自転車歩行者専用道路が、市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから箇所数は2となる。

*3 河川について、市街化区域及び市街化調整区域に2河川が跨って流れていることから箇所数は5となる。

(3) 緑被地の現況

都市計画区域の緑被地の面積は 1,040.0ha、緑被率は 39.1%となっています。市域のおよそ半分は道路や建築物などの人工物となっていますが、市街地や住宅地において敷地の積極的な緑化が行われています。都市計画区域の緑被地を構成する緑は、農地が最も多く 20.0%、次いで樹林地等が 12.0%、草地が 7.0%の順に多くなっています。

市街化区域は都市公園などを含む樹林地等の割合が最も高いのに対し、市街化調整区域は農地の割合が最も高くなっています。

区域別緑被状況（平成 30 年 4 月 1 日）

		樹林地等	草地	農地	緑被合計 (ha)	区域面積 (ha)	緑被率 (%)
市街化区域	面積(ha)	186.3	62.7	60.5	309.5	1,440	21.5
	区域に対する割合(%)	12.9	4.4	4.2			
市街化調整区域	面積(ha)	134.1	124.5	472.0	730.6	1,219	59.9
	区域に対する割合(%)	11.0	10.2	38.7			
都市計画区域	面積(ha)	320.4	187.1	532.5	1,040.0	2,659	39.1
	区域に対する割合(%)	12.0	7.0	20.0			

※樹林地等 = 樹林・竹林地、街路樹、都市公園の植栽地、公共公益施設の植栽地、民有地の植栽地

※草地 = 河川敷、道路・線路脇の草地、芝生や草本類が生えているグラウンド・空き地

※農地 = 水田、畑地（果樹園を含む）、ハウス、家庭菜園、耕作放棄地

(4) みどりの現況

都市計画区域のみどりの面積は 1,120.2ha、みどり率は 42.1%となっています。都市計画区域のみどりに対する構成をみると、草地・農地が最も多く 64.2%、次いで民有地の植栽地が 13.5%、樹林地が 9.2%の順に多くなっています。

市街化区域のみどりの構成は、草地・農地と民有地の植栽地がほぼ同程度の割合となっているのに対し、市街化調整区域のみどりの構成は草地・農地の割合が約 8 割と高くなっています。

区域別みどりの現況（平成 30 年 4 月 1 日）

		樹林地	草地・農地	都市公園	公共公益施設の植栽地	民有地の植栽地	水面・水辺	みどり合計	区域面積 (ha)	みどり率 (%)
市街化区域	面積(ha)	33.2	123.2	58.1	11.5	110.9	5.1	342.0	1,440	23.8
	みどりに対する割合(%)	9.7	36.0	17.0	3.4	32.4	1.5			
市街化調整区域	面積(ha)	69.4	596.5	3.3	15.9	40.5	52.6	778.2	1,219	63.8
	みどりに対する割合(%)	8.9	76.7	0.4	2.0	5.2	6.8			
都市計画区域	面積(ha)	102.6	719.6	61.4	27.5	151.4	57.7	1,120.2	2,659	42.1
	みどりに対する割合(%)	9.2	64.2	5.5	2.5	13.5	5.2			

※樹林地 = 樹林・竹林地、街路樹

※草地・農地 = 河川敷、道路・線路脇の草地、芝生や草本類が生えているグラウンド・空き地、水田、畑地（果樹園を含む）、ハウス、家庭菜園、耕作放棄地

※都市公園 = 都市公園の整備面積

※公共公益施設の植栽地 = 市役所、教育機関など公共公益施設の植栽地

※民有地の植栽地 = 住宅や事業所・工場など民有地の植栽地

※水面・水辺 = プールを除く河川や湖沼の水面部

緑被率	樹林地が占める割合	みどり率
	草地が占める割合	
	農地が占める割合	
	公園（都市公園）が占める割合 （公園内の緑で覆われている面積の割合）	
	公共公益施設の植栽地が占める割合	
	私有地の植栽地が占める割合	
	公園（都市公園）が占める割合 （公園内の緑で覆われていない面積の割合）	
	河川などの水面が占める割合	
	その他（裸地、建物などの人工物）	

[illegible]

4 計画の達成状況

(1) 計画フレームの実績

平成 29 年（目標年次）における都市計画区域は 2,659ha、市街化区域は 1,440ha となっており、いずれも計画策定時の目標値を上回っています。都市計画区域人口は、131,609 人となっており、基準年である平成 17 年度より増加していますが、目標値より若干少なくなっています。

また、市街地人口密度は、都市計画区域人口及び市街化区域人口とも目標値を下回ったことから低くなっています。

計画フレームの実績

年次	実績値 (H29)	計画(H20策定時)	
		基準値 (H17)	目標値 (H29)
都市計画区域(ha)	2,659	2,648	2,648
市街化区域(ha)	1,440	1,377	1,439
都市計画区域人口(人)	131,609※ ¹	124,000	135,000
市街化区域人口(人)	123,366※ ²	118,000	129,000
市街地人口密度(人/ha)	85.7	90.1	89.6

※1：H29.10.1 海老名市町丁・字別年齢別人口 ※2：H27 国勢調査値

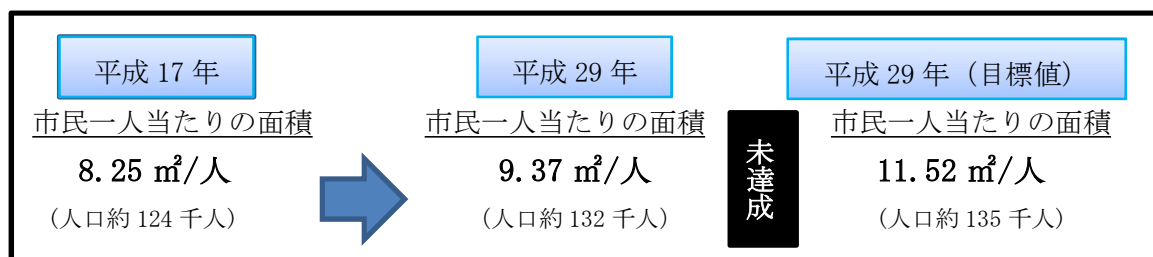
(2) 緑地の確保目標水準に対する確保状況

前回見直し時に設定した、公園・緑地等の確保目標水準に対する平成 29 年現在の確保状況は以下のとおりです。

ア 都市公園等※の市民一人あたりの確保状況

基準年である平成 17 年度以降、新たに街区公園や近隣公園が整備されたことなどにより、増加していますが、目標値には到達していない状況となっています。

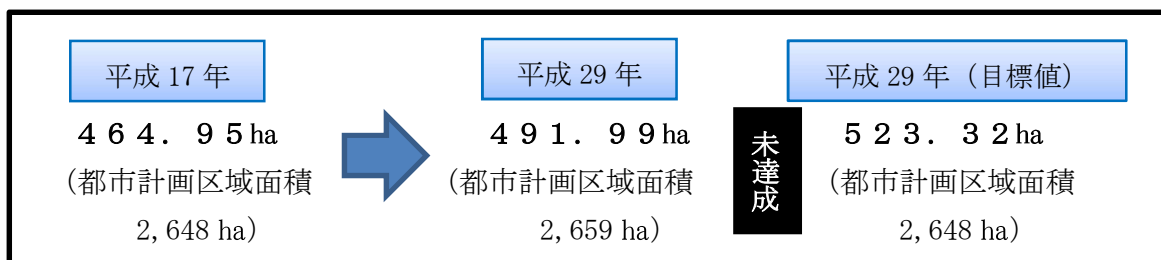
※都市公園、公共施設緑地（環境施設帯、運動場、市民農園、自転車歩行者専用道路、学校、児童遊園、公共空地、市が管理する調整池）の確保量



イ 緑の基本計画で確保する緑地の総量※に対する確保状況

基準年である平成 17 年度より、施設緑地は増加しているものの目標値には到達しておらず、地域制緑地については、開発などの影響で基準年である平成 17 年度より減少しています。

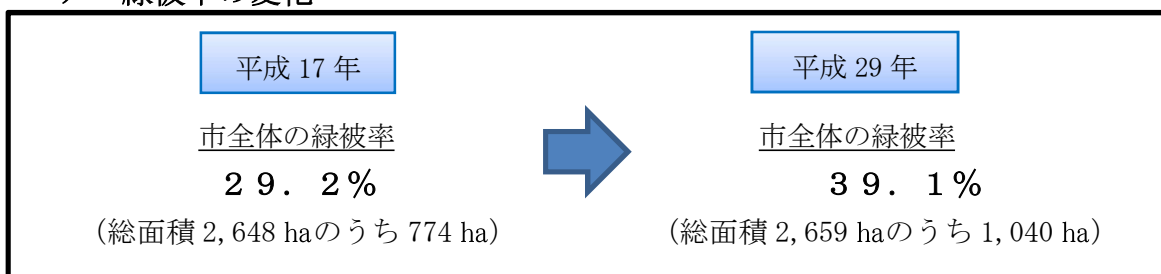
※緑地の総量＝施設緑地＋地域制緑地（－重複面積）



（３）緑被率及び区域別緑被状況

緑被率とは、都市公園の植栽地、樹林地、草地、農地、公共施設の植栽地、民有地の植栽地等の面積が海老名市全体の面積に占める割合を示します。また、区域別緑被状況はそれら緑で覆われた区域の面積及び割合を示します。平成 29 年の海老名市区域別緑被割合の推移は以下のとおりです。

ア 緑被率の変化



区域別緑被割合の推移

		樹林地等	草地	農地	緑被合計 (ha)	区域面積 (ha)	緑被率 (%)
H17年度	面積(ha)	137.9	15.7	620.4	774.0	2,648.0	29.2
	区域に対する割合 (%)	5.2	0.6	23.4			
H29年度	面積(ha)	320.4	187.1	532.5	1,040.0	2,659.0	39.1
	区域に対する割合 (%)	12.0	7.0	20.0			

※樹林地等＝樹林・竹林地、街路樹、都市公園の植栽地、公共公益施設の植栽地、民有地の植栽地

※草地＝河川敷、道路・線路脇の草地、芝生や草本類が生えているグラウンド・空き地

※農地＝水田、畑地（果樹園を含む）、ハウス、家庭菜園、耕作放棄

※注 H17 は都市計画基礎調査の植生現況データを使用。H29 は海老名市オルソ写真から 10 m²以上のみどり全て抽出し算定。

5 緑の課題

(1) 市の緑に関する現状と課題の整理

現状と課題

緑の現状

- ・市内の緑被率のうち樹林地、草地、農地、民有地の植栽が約9割を占めている
- ・市内の緑被率のうち都市公園、公共公益施設の植栽地が約1割に留まっている
- ・市民一人当たりの都市公園の面積は県平均、全国平均を下回っている

公園の現状

- ・官民連携による既存公園の魅力向上などの活性化策を進める必要がある
- ・社会情勢の変化、市民ニーズを踏まえ、公園の再編や機能向上を図る必要がある
- ・老朽化した公園施設の適切なメンテナンスの必要がある

市民の考え

- ・海老名の公園や森林、農地について人々は良いと感じ、市の魅力に役立っている。
- ・約9割の人々が緑の環境づくりに対して市民・NPO等が分担・協力・主体となり、行うことが良いと考えている
- ・公園でのボール遊びなどより使いやすい地域に根付いた公園の整備



課題の整理

- ・官民連携による既存公園の魅力の向上
- ・公園の再編や機能向上
- ・公園の特性に応じた魅力の向上
- ・公園施設の適切なメンテナンス（管理・保全）
- ・公園の個性を引き出す柔軟な利用
- ・市民との協働による緑の環境づくり
- ・公共施設や民有地等の緑化の推進及び保全
- ・商業施設や居住空間の緑化推進



- ・みどりを創る（緑の創出）
- ・みどりを守る
みどりの保全
水とみどりの調和
水とみどりのネットワーク
- ・みどりを育てる
(緑の普及・啓発)

〇みどりを創る（緑の創出）

ア 官民連携による既存公園の魅力の向上

- ・民間参入が見込めるポテンシャルの高い都市公園において、民間活力を活用したりニューアルなどによる魅力向上の必要がある。

イ 公園の再編や機能向上

- ・広場が小さく利用が限られる小規模公園について、地域住民の声などによる集約や再編により、利用者のニーズに合った公園整備の必要がある。

ウ 公園の特性に応じた魅力の向上

- ・地形や立地を考慮した各種イベントを積極的に誘致した賑わいの創出や自然環境を活かした、景観や生物多様性に配慮した公園の魅力向上の必要がある。

エ 公園の適切なメンテナンス（管理・保全）

- ・老朽化した公園施設のメンテナンスを行い安全安心な公園の利用や植栽地等が景観や生物多様性など、求められる役割を発揮できるような維持管理の必要がある。

オ 公園の個性を引き出す柔軟な利用

- ・画一的な公園の整備ではなく、地域の特性や公園の個性を引き出す工夫やボール遊びなど柔軟な利用に対応する必要がある。

〇みどりを守る

ア 公共施設や民有地等の緑化の推進及び保全（みどりを守る）

- ・公園、森林、田畑について多くの市民が高評価をする一方で、市民一人当たりの都市公園の面積などは県平均、全国平均を下回っている。地域の特性などに応じた樹林地等の保全へ取り組む必要がある。

イ 地形を活かして一体となった河川緑地等の保全（水とみどりの調和）

- ・市内の湧水等をつなぐ水と緑の環境景観や水辺空間を保全することで自然とのふれあいの場の創出へ取り組む必要がある。

ウ 河川、農地等の保全によるネットワーク化（水とみどりのネットワーク）

- ・相模川や市内の河川及び丘陵地帯にまとまって分布する農地と緑地など、すでに存在する緑を骨格とした、効果的な水と緑の景観を保全する必要がある。

○みどりを育てる（緑の普及・啓発）

ア 市民との協働による緑の環境づくり

- ・多くの市民が良好な環境づくりのための費用負担や、市民・NPO 法人などと行政との連携について行っても良いと考えており、行政がバックアップまたは主体となり市民と協働した緑化推進へ取り組む必要がある。

第2章 計画の基本方針と緑地・緑化の目標

1 基本理念と緑の将来像

平成30年4月現在の全市域の緑被率は39.1%です。そのうち、樹林地等の割合は12.0%と緑被に占める割合が低く、一方、農地が20.0%で田園風景を主体としたみどりの現況となっています。

このような本市のみどりの特徴を大切に、令和2年度から始まる新たな総合計画「えびな未来創造プラン2020」との整合を図りながら、本市の将来目標である「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を目指して、つぎのような緑の将来像をイメージし、本計画の基本理念とします。

みどりに恵まれた快適環境都市えびな

ー地球の環境を良くし、快適な都市空間をつくる海老名の魅力づくりー

緑の将来像では、住宅、公園、道路、河川、樹木、樹林地等の身近なみどりを保全あるいは創造していくため市民一人ひとりのみどりに対する意識の高揚、緑の保全・創造に係る実践活動、これらの活動に対する行政の支援等を組み合わせることによって、地球環境に配慮した「みどりに恵まれた快適環境都市えびな」を目指す計画とします。



緑の多い公共施設（杉久保小学校）

2 基本方針

- ❑ 地域市民のための都市公園
- ❑ 官民連携による民間活力を活用した都市公園・緑地の活性化
- ❑ 都市公園施設などの適切な管理・保全
- ❑ 都市公園・緑地の魅力を引き出す柔軟な利用
- ❑ 市民協働などによる緑の普及・啓発活動の推進

(1) みどりを創る（緑の創出）

- ・地区の拠点となる公園の設置、既存公園の拡大や公園機能の充実を推進します。
- ・地域特性に応じた公園機能の見直しによる魅力向上を推進し、活性化を図ります。
- ・利便性や機能向上のため、小規模公園の統廃合など公園等の再編を推進します。
- ・公園の魅力を引き出す柔軟な利用による公園の活性化を推進します。
- ・長寿命化計画に基づく老朽化施設の適切な管理による改修や再整備を推進します。
- ・避難所等に指定されている都市公園等について防災機能の向上を推進します。
- ・学校など公共施設を中心に緑化を推進します。

(2) みどりを守る（緑の保全）

- ・緑と調和した市街地の形成を図るため、市街地の中の優良農地の保全を進めます。
- ・公園等の特性や樹木の特性に応じた維持管理による緑の保全を図ります。
- ・自然緑地や歴史と文化の継承されている緑地、優良な樹木などの保全を進めます。

(3) 水とみどりの調和（水辺の有効利用）

- ・美しい水辺や自然の残る河川環境を保全し、自然とのふれあいの場を創出します。
- ・相模川、鳩川及び目久尻川などの市民に親しまれてきた河川空間を活用します。
- ・湧水の保全や湧水を利用した水辺空間や公園の利用促進を図ります。

(4) 水とみどりのネットワーク

- ・主要な幹線道路の緑化により景観の保全や公園・緑地へのアクセス向上を図ります。
- ・市民が水とふれあうことのできる空間として、永池川の整備を推進します。
- ・丘陵地帯に分布する緑地等の保全を推進し、みどりのネットワーク化を推進します。

(5) みどりを育てる（緑の普及・啓発）

- ・緑化活動を推進するために市民と行政との協働活動を充実させるとともに、緑化の推進及び指導・啓発を推進します。
- ・市民が身近なみどりに関心を持ち、育てる心をはぐくんでいくように、緑地等の教育の場としての活用の促進を図ります。
- ・指定管理者等の民間活力によるイベント開催など緑の普及・啓発活動を推進します。

3 計画のフレーム

緑地の保全及び緑化の目標については、計画の前提条件となる計画対象区域、人口の見通し等の計画フレームを設定し、目標年次に（令和 11 年及び令和 21 年）において、確保すべき緑地及び都市公園の目標水準の算出基礎となる市域及び人口を定めるものです。

（１）計画対象区域

計画対象区域は、海老名都市計画区域（海老名市の全域）2,659ha とします。

（２）人口の見通し

年次	平成 29 年 (2017 年)	令和 11 年 (2029 年)	令和 21 年 (2039 年)
人口	132 千人	134 千人	128 千人

（令和 11 年、令和 21 年の人口は海老名市人口ビジョンによる推計値を採用しています。）

4 計画の目標水準

本計画の目標水準は、中間年次における評価、市民・事業所へのアンケート調査や社会情勢等の変化を踏まえた見直しであり、新たな目標年次（令和 11 年及び令和 21 年）において、確保すべき緑地の目標水準、都市公園等の目標水準及び都市緑化の目標を定めるものです。

（１）緑地の確保目標水準

ア 緑地の確保目標水準

本市は、中央部に水田が広がり、これをはさむように住宅地が西側の相模川沿いの低地及び東側の丘陵地に形成され、それぞれ南北に長くのびています。また、丘陵地に畑地が南北に点在して残されており、丘陵地の斜面には本市の緑の骨格となる樹林地が分布しています。このような緑地の分布状況を勘案し、令和 11 年（2029 年）における緑地の確保目標水準は、都市計画区域の全体について約 19.85%、令和 21 年（2039 年）においては、約 20.51%を確保するものとします。

令和 11 年における 緑地の確保目標水準	都市計画区域面積に対する緑の割合	
	おおむね 527.72ha	19.85%
令和 21 年における 緑地の確保目標水準	都市計画区域面積に対する緑の割合	
	おおむね 545.41ha	20.51%

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の令和 21 年（2039 年）における都市公園の整備目標は、市民一人当たり 7.50 m²/人とします。

このうち、基幹公園は 4.57 m²/人を目標とします。また、都市公園に準ずる機能をもつ公共的な緑地を含めた都市公園等の整備目標は市民一人当たり 14.88 m²/人とします。

さらに、民間施設緑地をふくめた施設緑地全体の整備目標は市民一人当たり 16.46 m²/人とします。

■図表 2－1 都市計画人口一人当たりの目標水準

年 次		平成 17 年 (2005 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 11 年 (2029 年)	令和 21 年 (2039 年)
都 市 公 園		3.87 m ² /人	4.67 m ² /人	5.09 m ² /人	7.50 m ² /人
	基 幹 公 園	2.89 m ² /人	3.00 m ² /人	3.43 m ² /人	4.57 m ² /人
都 市 公 園 等		8.25 m ² /人	9.37 m ² /人	10.34 m ² /人	14.88 m ² /人
施 設 緑 地		9.11 m ² /人	10.85 m ² /人	11.84 m ² /人	16.46 m ² /人

なお、都市公園のうち、基幹公園の整備目標は次のとおりです。

■図表 2－2 基幹公園の整備目標

年 次		平成 17 年 (2005)		平成 29 年 (2017)		令和 11 年 (2029)		令和 21 年 (2039)	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
住 区 基 幹 公 園	街区公園	47	11.47	49	12.03	62	13.42	64	15.24
	近隣公園	4	6.95	5	9.92	6	11.29	7	17.42
	地区公園	—	—	—	—	1	3.7	2	8.3
都市 基幹 公園		1	17.47	1	17.47	1	17.52	1	17.52

(3) 都市緑化の目標

ア 民有地の緑の充実

住宅地では庭木等を植栽し、四季の花々、生き物の訪れる緑等を増やすなど、身近な生活空間において積極的な緑化による緑の充実を目指します。

街なみをつくる商業地、事業所等では、緑化空間の改善・向上を図り、訪れる人、働く人が心安らぐ緑の充実を目指します。

イ 市街化区域を重視した公園緑地の再整備

海老名市立地適正化計画との整合を図り、公園緑地の必要度の高い市街化区域内での公園緑地の再整備や樹木の適正管理等に努め、緑の充実を目指します。

ウ 幹線道路の緑化

主要な幹線道路の整備にあたり、周辺の緑化の状況に応じた緑の充実を目指します。

エ 公共施設緑被率の向上

庁舎、学校等の緑を充実し、公共施設全体の緑被率の向上を目指します。



緑の将来像のイメージ図

第3章 緑地の配置計画

緑地を系統的に配置していくことが都市の緑地が有する環境保全、防災、レクリエーション、都市景観等の諸機能を効果的に発揮させるうえで重要であることから、これらの4つの視点から総合的な緑地の配置計画を定めます。

1 環境に係る緑地の配置計画

まとまった緑や河川等の水辺は、大気の浄化等の機能を有し、良好な都市環境を形成するうえで重要な役割を担っています。また、市街地周辺の樹林地等は、雨水の地下浸透や保水機能を有し、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和といった環境保全など多くの機能があります。

(1) 都市の自然の保全

相模川は、本市の骨格を形成する緑地として位置付け、良好な自然環境や河川景観を保全すべき区域については、自然生態系を保全し、河川特有の動植物の保護を図るよう河川管理者へ要請します。本市の北部、中部、南部にまとまって分布する農地及び丘陵地帯に残る九里の土手などの斜面緑地は、市街地の緑の骨格を形成する緑地として保全します。

(2) 地球温暖化の防止に資する緑地の形成

都市の骨格を形成する河川、緑地等は温暖化防止に資する緑地等として保全に努めます。

(3) ビオトープ・ネットワークの保全

市内に広がる水田や畑地、樹林地などは、生物の生息の場として重要な役割を担っています。これらについて、ビオトープ・ネットワークを形成する緑地として保全します。

(4) 都市気候の緩和

気温・湿度の調節、通風作用等に資する緑地として、相模川、目久尻川等の河川とその周辺の農地及び市街地周辺の農地等を保全します。

また、冷涼な大気の溜まりとなる緑地として、相模川、丘陵地帯に残る樹林地等、風の通り道となる緑地として、市街地周辺の農地及び河川等を保全します。

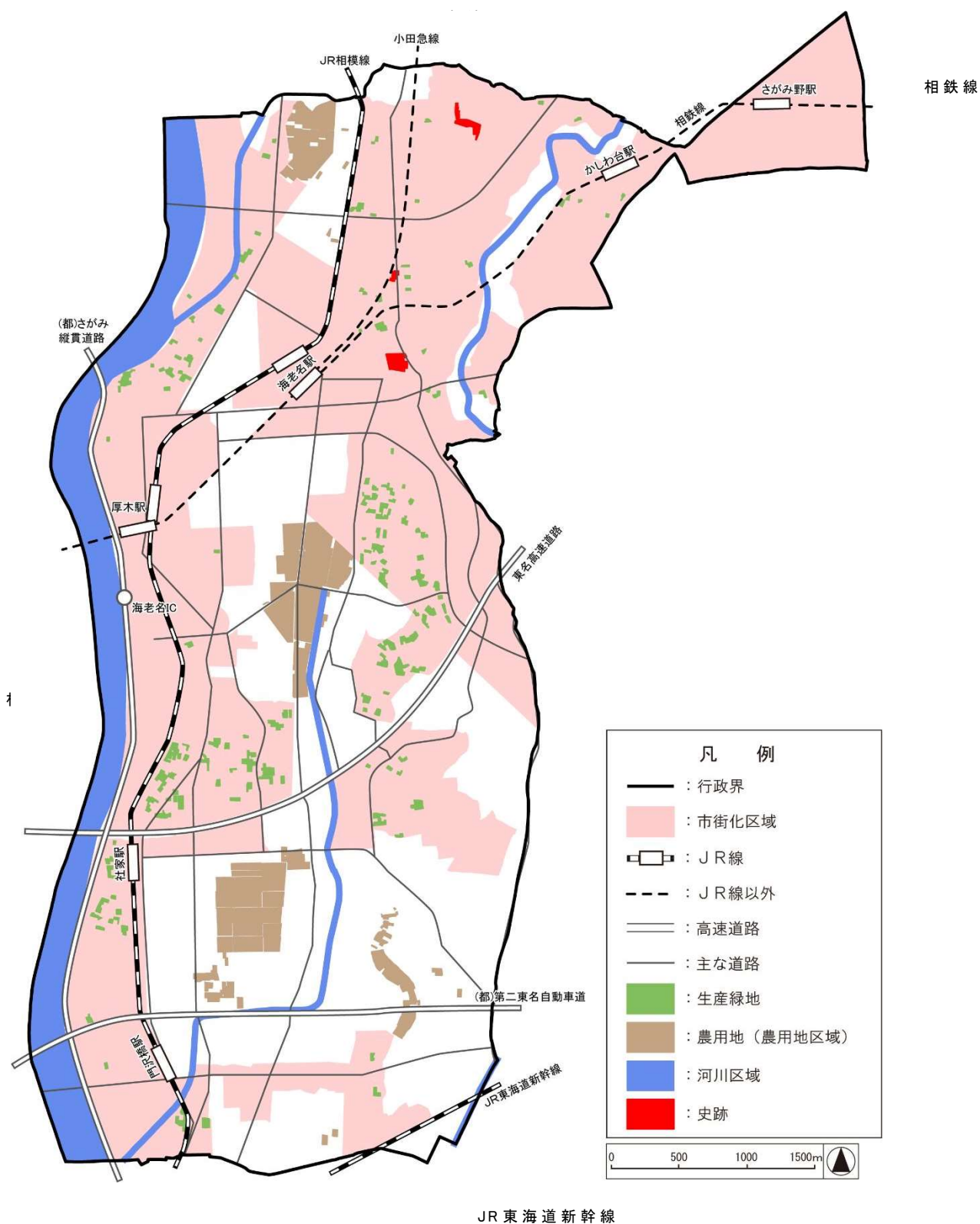
(5) 地域環境の改善

海老名駅をはじめ本市の拠点となる駅周辺（保留区域を含む）では、開発事業等に伴い、その地区内の修景、環境改善に資する緑の保全と創出及びネットワーク化に努めます。

工業地では、地域住民に親しまれる緑地を創出するとともに、事業者による接道植栽など公開性の高い緑地の形成に努めます。

(6) 生産緑地地区

現在、指定されている生産緑地地区は、身近な自然環境の保全に資する緑地として位置付け適正に保全を図ります。



農地、河川、史跡等(法による地域制緑地)の配置図

2 防災に関する緑地の配置計画

公園・緑地、グラウンドなどのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援・復旧活動の場としての機能を有しています。

また、斜面緑地は、雨水流量の調整や斜面の崩壊を防ぐ機能を有し、街路樹や生垣は、防火帯としての機能やブロック塀による道路寸断を防止する機能を有しています。

(1) 避難地及び避難路としての緑地

ア 災害時の広域避難場所及び一時避難地である公園、学校等を防災系統の緑地として位置付けるとともに、今後整備を進める近隣公園以上の公園を防災拠点として位置付け、防火水槽等消防・防災関連施設の設置を図ります。

イ 市内の道路、緑道など線的に連続する緑のネットワークを緊急時の避難路として活用します。

ウ 避難場所の植栽には、耐火性のある樹木を植栽し防災機能を向上させます。

エ 市街化区域に存する生産緑地等農地については、一時避難地としての役割が見込まれることから保全を図ります。

オ 緑地等の配置や都市緑化の推進は、地域防災計画等を反映して取り組むものとします。

(2) 工場地と住宅地の分離、工場緑化

工業地域、工業専用地域周辺の市街地において、都市公害の緩和の視点から緩衝機能をもった緑地を工場の周囲に配置する等、工場緑化のあり方について検討します。

また、県のみどりの協定に基づいて締結した緑地についても位置付けます。

(3) 騒音・振動等の発生源の周辺の緩衝地帯

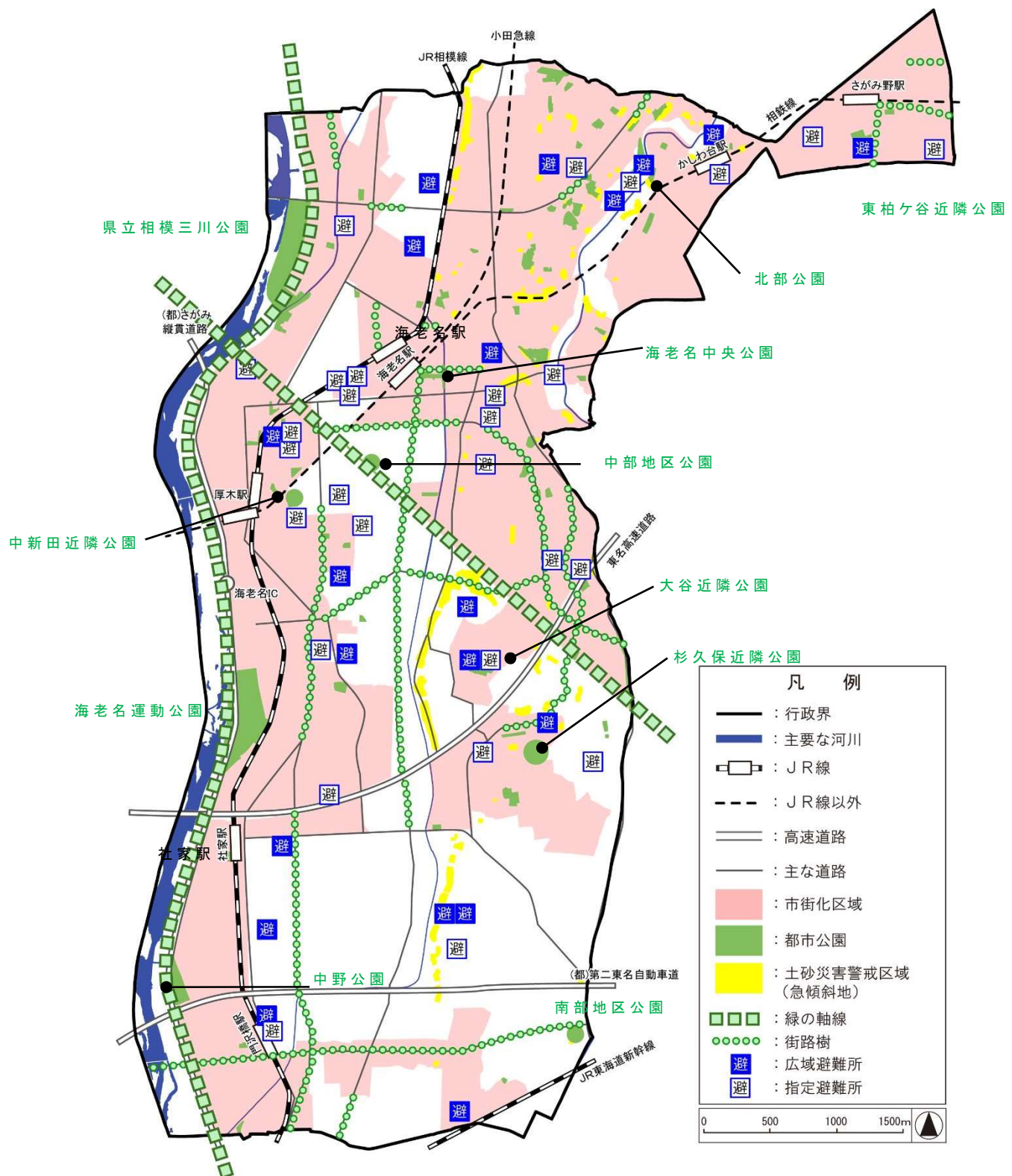
新東名高速道路の進捗に合わせ、道路事業者の協力を得て、都市公害の緩和のために環境改善に資する緑地の配置に努めます。

(4) 崩壊等の危険性の大きい地域

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域などこれに準ずる区域の斜面緑地については、県の「急傾斜地崩壊対策事業」と整合を図りつつ、緑地の保全に努めます。

(5) 洪水被害のおそれのある地域

特定都市河川である引地川及び総合治水対策河川である目久尻川流域においては、県の総合治水対策などと整合性を図り、保水機能を有する緑地の保全に努めます。



避難所及び都市公園等の配置計画図

3 レクリエーションに関する緑地の配置計画

市民が健康的な生活を営むうえで、スポーツやレクリエーションの果たす役割は増えています。公園は、運動施設や広場、遊具など複合的な機能を有しており、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しむことができます。

また、高齢者の健康への関心等が高まるなか、樹林地は林間レクリエーションの場、緑道はウォーキングなど健康づくりの場に、市民農園は農とのふれあいの場として貴重な空間となっています。

(1) 多様なレクリエーション需要の対処

多様なレクリエーション需要に対処するよう都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地などの整備について、地域特性に配慮した公園づくりや機能の見直しを進めます。

(2) 都市機能の更新を予定している地区の緑地の配置

都市機能の更新を予定している等、集中的な住居あるいは利用が見込まれる地区について、まちづくり条例等に基づき適切な形態、規模の公園や緑地を配置します。

(3) 自然とのふれあいの場の形成

公有化した緑地（樹林地）を中心に緑化活動の拠点、水とみどりの環境教育の場として活用を図り、自然とのふれあいの場づくりを進めます。

(4) 地域スポーツの振興に資する緑地

地域スポーツの振興に資する緑地としては海老名運動公園、中野多目的広場や庭球場、相模三川公園の運動施設等がありますが、今後もスポーツ・レクリエーション振興の推進として、スポーツ施設の見直し等による機能の充実を図ります。

(5) 福祉施設と一体型の緑地

各地域には社会福祉関連施設があり、これらの施設と一体となった緑地の保全に努めます。

(6) 水とみどりのネットワークの形成

利用効果を高めるために公園・緑地等を相互に連絡する道路の緑化や河川等の活用により、水と緑のネットワークの形成を図ります。

また、河川管理用通路などを利用した歩行者通路の保全や管理用通路の活用等による緑の配置に努め、水と緑のネットワークの形成を図ります。

4 景観に関する緑地の配置計画

相模川などの水辺や緑、公園・緑地、街路樹、住宅地や駅前の緑などは、まちの個性を演出し、うるおいや安らぎを与えています。

また、農地、社寺林、地域のシンボルとなっている大樹などの風景は、地域らしさを表している景観といえ、都市の景観形成に役立っています

(1) 郷土景観を構成する緑地

ア 本市の原風景として、農地と一体となった九里の土手に残る斜面緑地など、丘陵地の斜面緑地を保全します。

イ 郷土景観の重要な役割をにない、地域のランドマークやシンボルマークとなる大樹や社寺林を保全します。

ウ 田園風景を呈する農地の保全を図ります。

(2) 歴史と文化の継承されている緑地

ア 市内北部に位置する史跡秋葉山古墳群、清水寺公園周辺には寺社や古墳など歴史的な財産が多く存在しており、この自然環境の保全に努めます。

イ 海老名の大櫓や有馬のはるにれなど天然記念物や由緒・由来のある樹木等と周囲の緑地を保全し、良好な自然景観の保全に努めます。

(3) 地区の美観向上

ア 地区の美観向上のため、道路整備等による残地を活用した、まちかど広場や街路樹の整備を図り、緑の確保に努めます。

イ 公共施設や事業所等の緑化を推進するため、屋上緑化、壁面緑化等様々な手法を用いて緑の確保に努めます。

(4) 新市街地における緑化の推進

既成市街地の再整備や土地区画整理事業などによってできる新市街地においては、景観向上のため、地区計画等の手法を活用し、計画的に緑化推進を図ります。

第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

緑地の保全及び緑化の推進のための施策は、目標を実現するための公園緑地等の整備、緑地の保全及び都市緑化の推進のための施策の方針について示します。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」実現を目指す視点を踏まえた施策を推進します。



住み続けられる
まちづくりを

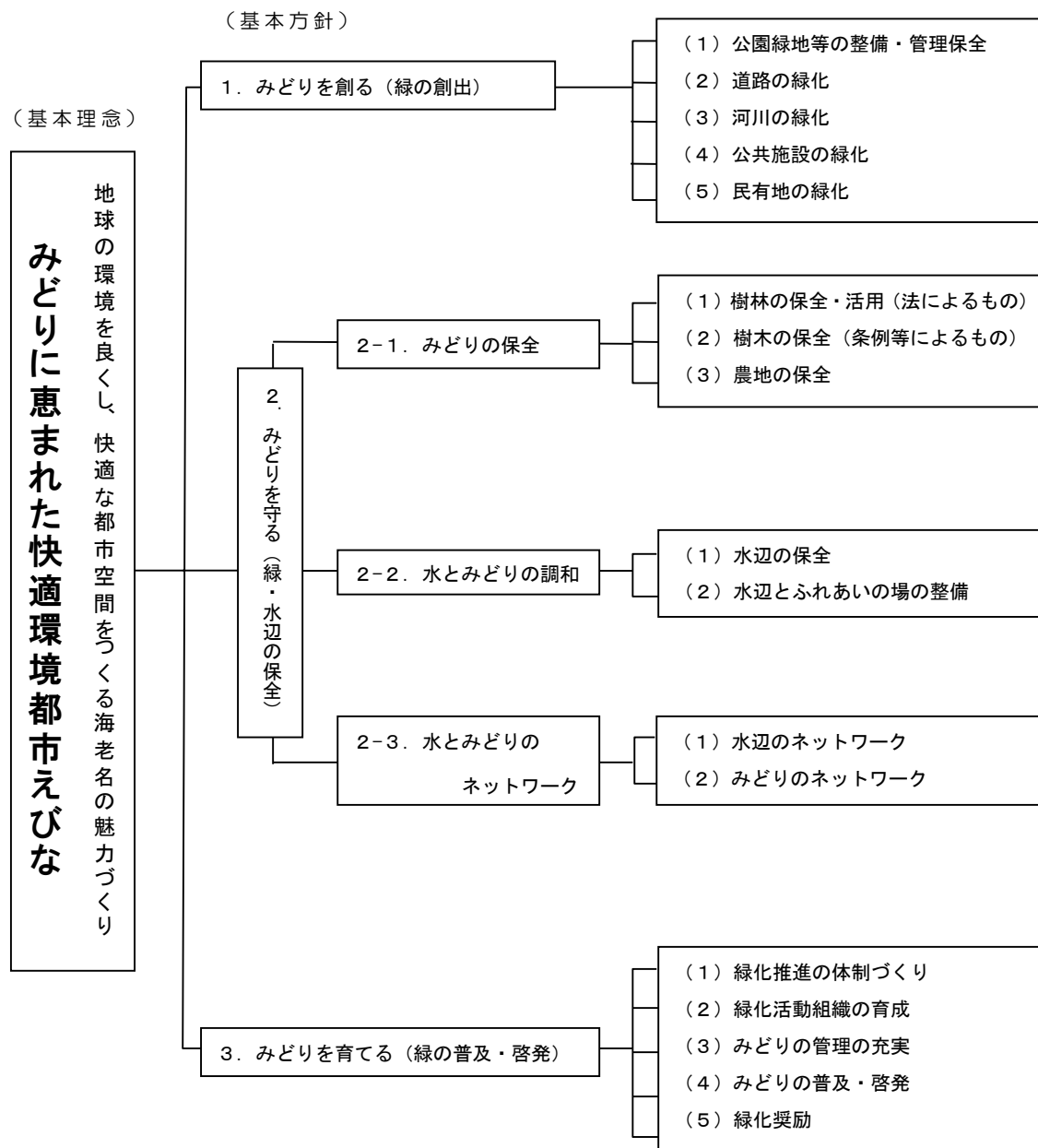


気候変動に具体的
な対策を



陸の豊かさを守ろう

（施策）



■図表4-1 施策の体系

※上記施策については、「PDCA」サイクルを踏まえて実施します。

1 みどりを創る（緑の創出）

みどりを守る施策と連繋を図りながら、市民が自然とふれあうことができる場を創出し、日常的な散策路、教育環境、レクリエーションの場として公園・緑地を活用します。

社会情勢の変化への対応や、安全で安心できるまちづくりを念頭に都市公園等の機能の見直しなどを行い、既存ストックの保全や活性化による、地域特性を生かした緑の創出を進めます。

（１）公園緑地等の整備・管理保全

1）都市公園

ア 都市公園の整備目標

都市公園の整備目標は次に示すとおりです。

■図表４－２ 都市公園の目標年次の整備目標

年次				中間年 令和11年)						目標年 令和21年)						
				市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			
				整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	
				ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		
種別	基幹公園	住区公園	街区公園	59	13.12	1.04	62	13.42	1.00	62	15.05	1.25	64	15.24	1.19	
		基幹公園	近隣公園	5	8.62	0.68	6	11.29	0.84	6	9.62	0.8	7	17.42	1.36	
		公園	地区公園				1	3.7	0.28				2	8.3	0.65	
		都市基幹公園	総合公園													
		運動公園		1	17.52	1.39	1	17.52	1.31	1	17.52	1.46	1	17.52	1.37	
		基幹公園計		65	39.26	3.12	70	45.93	3.43	69	42.19	3.52	74	58.48	4.57	
	施設緑地	特殊公園	風致公園		1	1.23	0.1	1	1.23	0.09	1	1.23	0.1	1	1.23	0.1
			動植物園													
			歴史公園		3	0.88	0.07	3	0.88	0.07	6	6.02	0.5	6	6.02	0.47
			墓園													
			その他													
		広場公園		3	0.32	0.03	3	0.32	0.02	3	0.32	0.03	3	0.32	0.03	
		広域公園														
		緩衝緑地														
		都市緑地		9	8.4	0.67	11	18.7	1.4	52	15.28	1.54	54	25.58	2.25	
		緑道		3	0.74	0.06	4	1.16	0.09	3	0.74	0.06	4	1.16	0.09	
	都市林															
	国の設置によるもの															
	都市公園計		84	50.83	4.03	92	68.22	5.09	134	65.78	5.75	142	92.79	7.5		
	人口(人)			126,000			134,000			120,000			128,000			
面積(ha)			1,440			2,659			1,480			2,659				

イ 都市公園の整備等方針

① 官民連携による都市公園の活性化

指定管理者制度や公募設置管理制度の活用を検討し、民間活力の導入によるにぎわいの創出や既存都市公園のサービス向上など、都市公園の魅力向上に努めます。

＜制度を活用した公園整備イメージ＞



※公募管理設置制度の活用によるカフェ等収益施設の設置

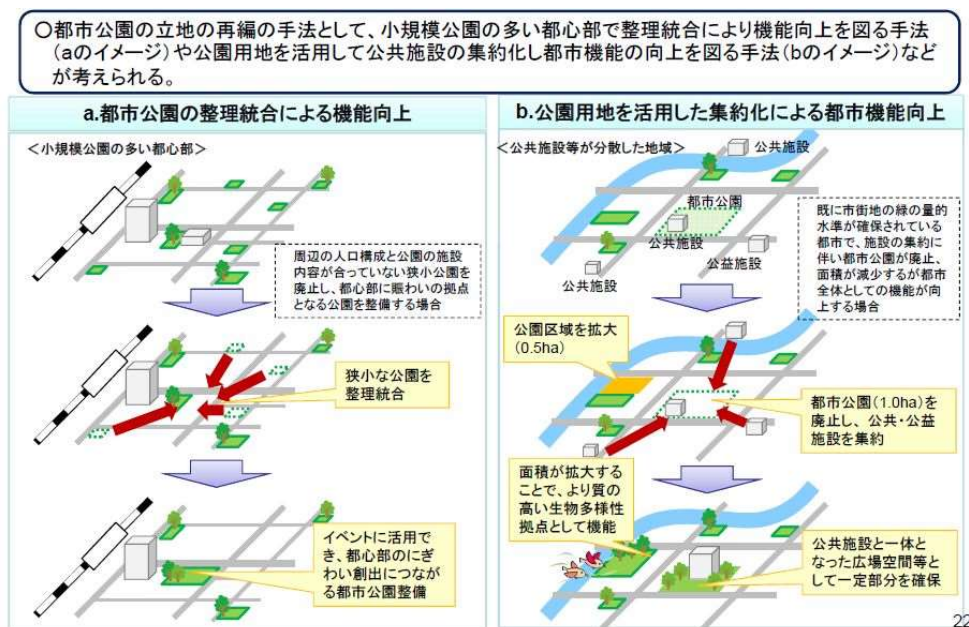
カフェ等の収益による広場、園路整備

■図表４－３ 出典：国土交通省 HP

② 地域特性に配慮した公園の再編及び機能向上

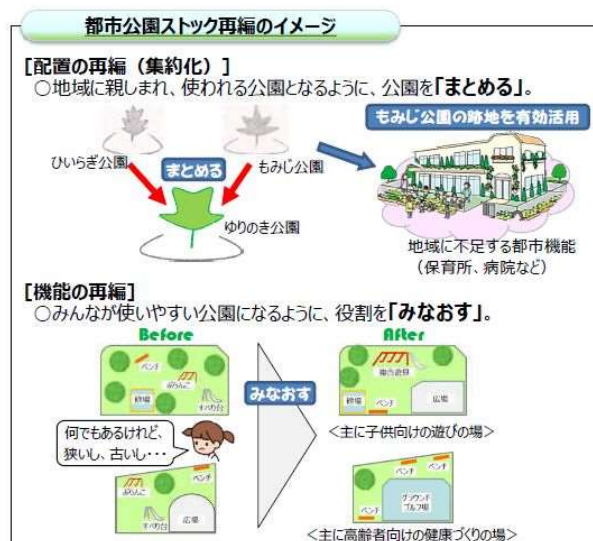
魅力の低下している小規模公園について、周辺の人口構成、利用者ニーズ等に基づいた機能分担の整理を行い、公園の再編等、地域の活性化や都市機能の向上について検討します。

都市公園の魅力を引き出すため、地域の特性に配慮した柔軟な利用について検討します。



※小規模公園の統廃合など公園の再編及び公園用地を活用した都市機能の向上

■図表 4 - 4 出典：国土交通省 HP



※配置の再編（集約化）による公園の拡大及び跡地の有効活用

※公園機能の見直しによる魅力の向上（地域のニーズに合った公園機能）

■図表 4 - 5 出典：国土交通省 HP

③ 都市公園等の適切な保全（公園施設の再整備等）

- ・公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具や公園施設の計画的な修繕や改修工事等により、既存都市公園の活性化や安全な都市公園として管理します。
- ・樹木管理や公園灯の LED 化により公園内を明るくすることで防犯機能を充実します。



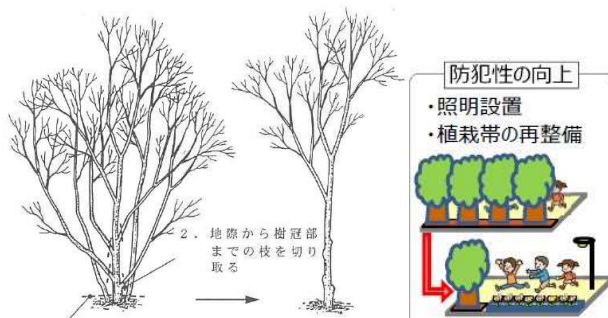
※老朽化した公園施設の改修や再整備による
都市公園の適切な管理

魅力の向上による公園の活性化

■図表 4－6 出典：国土交通省 HP

④ 公園・緑地の植栽管理

樹木の特性に応じた植物の配置とするため間伐をするなど適切な管理を行います。また、創設された森林環境譲与税を活用し、緑地の保全等を行います。



※大きくなりすぎた灌木を小径木にする

※都市公園としての適切な樹木管理による防犯性の向上

■図表 4－7 出典：（一財）日本緑化センターHP

出典：国土交通省 HP

ウ 都市公園の配置方針

① 街区公園

a 配置方針

- ・街区公園は、市民に最も身近な公園として市街化区域（将来市街地も含む）を対象に適正配置に努めます。また、小規模公園の統廃合などによる公園の再編を行います。

b 整備の考え方

- ・平成 30 年度現在 49 箇所 12.03ha の整備量を、令和 21 年度末までに 64 箇所 15.24ha に拡大します。
- ・防災機能の面からは、一時避難地が不足している地域を優先して整備します。
- ・公園利用状況、基幹公園の密度など地域特性を考慮し、より良好な公園としての行政サービスの向上を目指し、公園統廃合などによる新たな公園整備を行うことを検討します。
- ・児童遊園等の機能を見直し、利活用が可能なものについて街区公園に位置付けます。

② 近隣公園

a 配置方針

- ・ 中新田地区と杉久保地区の 2 箇所近隣公園を設置し、7 箇所に拡大します。
- ・ 海老名中央公園は指定管理者制度を活用します。

b 整備の考え方

- ・ 平成 30 年度現在 5 箇所 9.92ha の整備量を、令和 21 年度末までに 7 箇所 17.42ha へ拡大します。
- ・ 現在整備されている東柏ヶ谷近隣公園、海老名中央公園、大谷近隣公園、北部公園、中野公園の 5 箇所の近隣公園に加え、配置バランスを考慮して、中新田地区の既存公園と杉久保地区の既存公園の拡大を進めるとともに防災機能の強化等を図り、近隣公園に位置づけます。
- ・ 既存の近隣公園についても長寿命化計画に基づき施設の再整備を行います。

③ 地区公園

a 配置方針

- ・ 市の中部、南部にそれぞれ 1 箇所配置します。
- ・ 南部地区公園については、高座清掃施設組合が整備を進めている本郷ふれあい公園を位置付けます。

b 整備の考え方

- ・ 中部地区公園・・・海老名駅周辺地区市街地整備に伴い、市役所に隣接し、防災拠点としての機能を有する公園として整備します。
- ・ 南部地区公園・・・高座清掃施設組合が整備する本郷ふれあい公園を位置付けます。
令和元年度に一部開園し、令和 6 年度以降に全体を開園する計画です。

④ 運動公園

- ・ 海老名運動公園が 17.52ha 開設しています。現状の区域内で再整備を行います。
- ・ 相模川自転車道と一体的に利用できるよう検討します。

⑤ 特殊公園

風致公園

- ・ 平成 30 年度現在、清水寺公園 1.2ha を開設しており、今後もその整備量を維持します。

⑥ 歴史公園

- ・ 平成 30 年度現在、4 箇所 2.11ha 開設しており、令和 21 年までに史跡地の歴史公園化について検討します。

⑦ 広場公園

- ・ 平成 30 年度現在、2 箇所 0.24ha 開設しており、都市公園等の再配置を検討し、3 箇所へ拡大します。

⑧ 都市緑地

- ・平成 30 年度現在 11 箇所 18.7ha 開設しており、適正管理に努めます。
- ・市街化区域内で自然緑地保全区域に指定されている民有地について、令和 21 年までに都市緑地化について検討します。
- ・樹林の急傾斜地の土砂災害に備え、安全性を高めます。
- ・森林環境譲与税などの活用による間伐や良好な樹林地の拡充により森林の質を高め、市民の憩いの場や子どもの遊び場としての緑地を確保します。
- ・隣接する自然緑地保全区域などと共に一群の樹林地を形成している緑地については、みどりの充実について配慮します。

⑨ 緑道

- ・平成 30 年度現在、3 箇所 0.96ha を開設しています。
- ・土地区画整理事業により整備される緑道を位置づけ 4 箇所へ拡大します。

2) 公共施設緑地

ア 整備目標

公共施設緑地の整備目標は次に示すとおりです。

■図表 4－8 目標年次における公共施設緑地の整備目標

種別		年次		中間年（令和11年）						目標年（令和21年）					
				市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域		
				整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
				ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)	
公共施設緑地	児童遊園			82	2.94	0.23	88	3.58	0.27	82	2.94	0.25	88	3.58	0.28
	環境施設帯			1	1.4	0.11	2	5	0.37	1	1.4	0.12	2	5	0.39
	運動場等			2	0.63	0.05	3	5.76	0.43	0	0	0	0	0	0
	市民農園			3	0.2	0.02	23	2.61	0.19	3	0.2	0.02	23	2.61	0.2
	自転車歩行者専用道路			2	4.07	0.32	2	4.43	0.33	2	4.07	0.34	2	4.43	0.35
	教育施設			9	16.4	1.3	22	39.55	2.95	9	16.4	1.37	22	39.55	3.09
	公共空地等			7	6.33	0.5	11	7.25	0.54	7	36.17	3.01	12	37.25	2.91
	調整池			5	2	0.16	6	2.09	0.16	5	2	0.17	6	2.09	0.16
	計			111	33.97	2.7	157	70.27	5.24	109	63.18	5.27	155	94.51	7.38
人口（人）				126,000			134,000			120,000			128,000		
面積(ha)				1,440			2,659			1,480			2,659		

イ 配置方針

① 児童遊園

- ・平成 30 年度現在、児童遊園は 94 箇所 4.69ha あります。今後は街区公園化の検討や街区公園の整備状況を勘案しながら、児童遊園の再編を検討します。

② 運動場等

- ・平成 30 年度現在、中野多目的広場 4.62ha、下今泉、今里庭球場の庭球場 2 箇所 0.63ha を位置づけています。令和元年度に多目的に利用できるスペースとして、中野多目的広場の拡張を行いスポーツ・レクリエーション利用者等の利便性の向上を図ります。
- ・令和 21 年までに中野多目的広場、下今泉及び今里庭球場等運動施設の都市公園化について検討します。

③ 市民農園

- ・平成 30 年度現在、23 箇所 2.61ha 整備されており、市民の余暇活動の多様化に応じ、海老名市農業振興プランの事業として市民農園の整備を図ります。

④ 教育施設

- ・平成 30 年度現在、市立小中学校 19 箇所と県立高等学校 3 箇所、計 39.55ha を緑の拠点となる施設として位置づけています。今後は、再編計画と整合を図りながら、緑の確保に努めます。

⑤ 自転車歩行者専用道路

- ・平成 30 年度現在、2 箇所 2.97ha 整備されており、令和 11 年には相模川自転車道整備事業における区間の拡大が予定されています。
- ・整備済みのサイクリング道路及び水と花と緑のこみちについて適正管理に努めます。
- ・土地区画整理事業により整備される歩行者専用道路を新たに位置付けます。

⑥ 環境施設帯

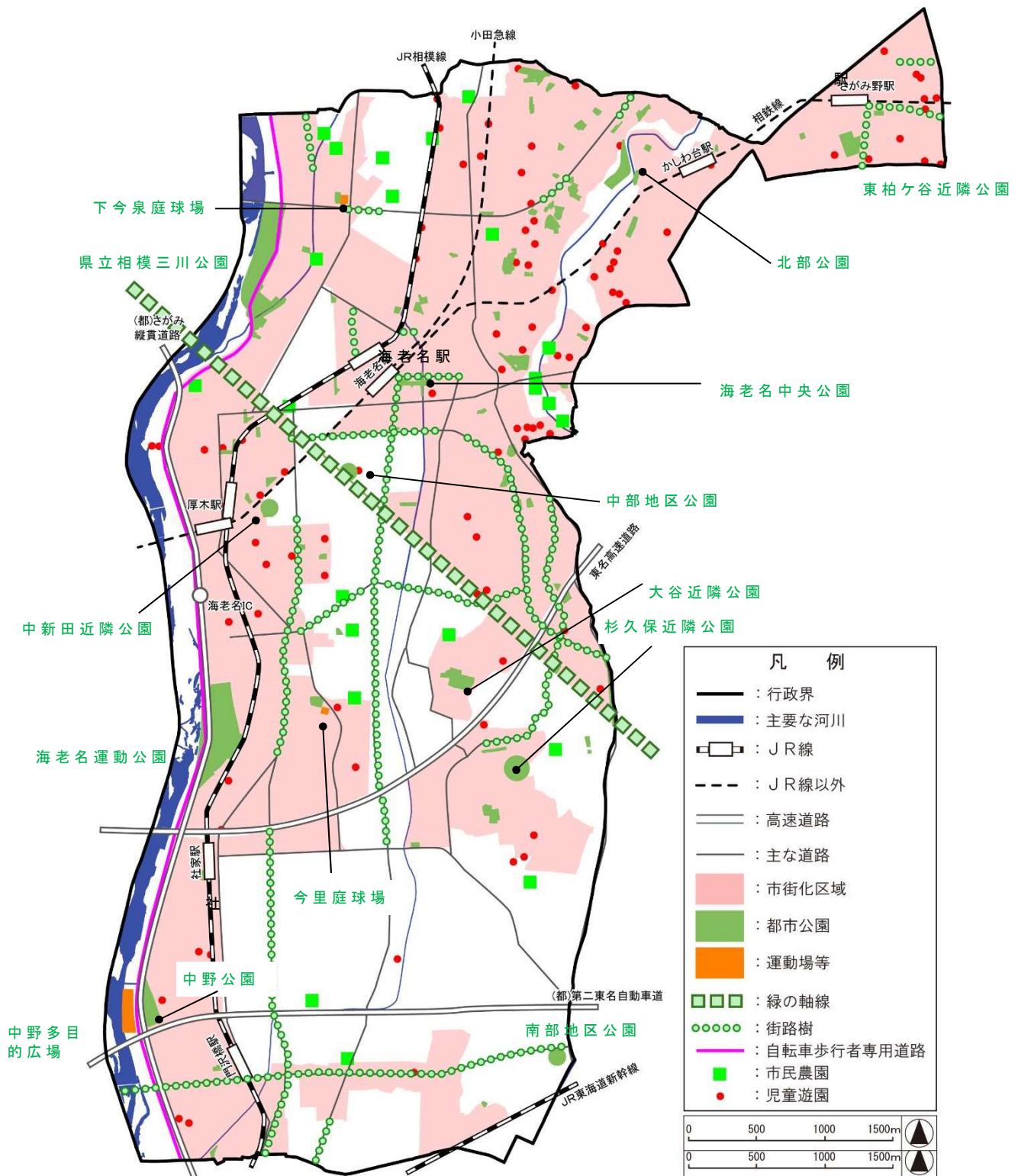
- ・平成 30 年度現在、東名高速道路とさがみ縦貫道路で 5.0ha 整備されており、今後は新東名高速道路の整備を推進します。
- ・新東名高速道路の整備において両側幅約 20m の環境施設帯を位置付けます。

⑦ 公共空地

- ・平成 30 年度現在、公共空地は 10 箇所 0.73ha あります。今後も他の公園等の整備状況を勘案しながら、適正配置及び施設の活用について検討を進めます。

⑧ 調整池

- ・平成 30 年度現在、オープンスペースとして市所有の調整池 5 箇所 2.0ha が設置されており、適切な管理によりこれを維持します。
- ・土地区画整理事業により今後整備される調整池について、オープンスペースとして適切な管理を行います。



都市公園及び主な公共施設緑地の配置図

3) 民間施設緑地

ア 公開空地

平成 30 年度現在、市役所跡地開発地区と、東柏ヶ谷地区に整備された公開空地 0.61ha を位置付けています。今後も中心市街地等においては、地区計画等において公開空地の創出を図ります。

イ 民間グラウンド

平成 30 年度現在、1 箇所 2.4ha 整備されており、それを維持することに努めます。

ウ 社寺境内地

平成 30 年度現在、境内地等 48 箇所 14.67ha を位置付けています。

エ 調整池

平成 30 年度現在、オープンスペースとして民間所有の調整池 3 箇所 2.48ha を位置付け、それを維持することに努めます。

(2) 道路の緑化

1) 整備済み道路の緑化

緑化が不十分な整備済みの幹線道路については、樹種の選択や量感のある植栽方法の導入等を検討し、歩道植樹帯、街路樹等の再整備に努めます。

2) 緑の維持・管理

- ・街路樹としての美しさを発揮させるために全体を一定水準に維持するよう管理を行います。
- ・街路樹の生育空間の制約に対応した剪定を進めます。
- ・樹木診断を行い、衰えた樹木の倒木、枝折れなど危険性のある樹木を早期に発見し、適切な処置を図ります。
- ・樹種に応じて雨水浸透効果の高い舗装や植栽樹の改善を図ります。
- ・定期的な点検と巡視を行います。
- ・沿道住民による病害虫等の早期発見等、管理への協力や植栽樹での花づくり等市民協働による緑化推進に取り組みます。

3) 計画道路の整備に伴う緑化

都市計画道路や幹線道路の整備にあたっては、積極的な緑化に努めます。

(3) 河川の緑化

1) 鳩川、永池川、目久尻川等の自然環境の保全・創出及び水辺の整備

- ・鳩川は、良好な自然環境の保全と整備に努めるとともに、相模三川公園との連携を図り、地域のコミュニケーション拠点となる水辺空間の整備を図ります
- ・永池川は、河川改修を促進し治水安全度の早期向上を図るとともに、散策路の一体的整備を図ります。
- ・目久尻川は、北部公園の整備と合わせ堤内地の湧水を活用したビオトープや自然観察広場と一体となった水辺環境を創出するとともに、親水施設の整備を図ります。



鳩川と相模三川公園

2) 農業用水路の整備

- ・市内中央部に位置する相模川左岸農業用水路は、水と花と緑のこみちとして管理し、みどり豊かな空間の形成を図ります。

3) 湧水の保全・活用

- ・湧水池と周辺緑地を保全するとともに、身近な自然にふれあえる場として適切な管理に努めます。

(4) 公共施設の緑化

1) 庁舎等の緑化推進

- ・緑化推進のモデル施設として、庁舎等の公共施設に対する緑化を推進します。
- ・市役所庁舎においては、緑の充実を進め、緑のカーテン等を設置するなど、市民に対して緑化意識の普及・啓発を図ります。

2) 公共住宅等の緑化

- ・市営住宅の建設及び建て替えに際しては、住宅地の環境に適した緑化を行うとともに、既設住宅の緑化を推進し、快適な居住環境を形成します。

3) 学校緑化

- ・次代をになう子供たちが、自然と親しみ、豊かな人間性を育むことができるよう、学校緑化は施設の状況に応じて適正な管理・保全を図ります。また、小学校の校庭の一部芝生化を実施しており、児童生徒の活動場所として緑化の推進を図ります。

(5) 民有地の緑化

1) 住宅地

みどり豊かなまちづくりを目的とした地域緑化を進めるために、緑化を推進する市民団体の緑化活動を奨励します。

2) 工場・事業所等

- ・事業所、工場等の緑化を促進します。
- ・みどりには、大気浄化、防火効果等の機能に加えて、生活環境を保全する効果があり、市内の事業所や工場等が地域社会と一体化するために、地域住民に親しまれる緑化を奨励します。
- ・地域住民に親しまれる公開性の高い緑地への誘導を行います。

3) 中心市街地等

ア 海老名駅周辺の緑化推進

本市の中心となる海老名駅を中心に、その周辺地区の緑化を図り、多くの市民が緑にふれあうことができることを目指します。

イ 既成市街地の整備事業によるみどりづくり

防災面の向上や居住環境の改善のための既成市街地の整備にあたっては、公園・緑地の整備、道路の緑化、公共施設の緑化を行い、総合的な緑地整備に配慮したまちづくりを推進します。

ウ 土地区画整理事業や市街地再開発事業等によるみどりづくり

土地区画整理事業等による新市街地の整備にあたっては、防災に強いまちづくりを目指すとともに、公園用地の確保、道路の緑化を行い、新たに緑地を創出します。

エ 一般保留区域によるみどりづくり

一般保留区域である市役所・海老名総合病院周辺については、事業により生みだされるみどりのネットワーク化を推進するとともに、基幹公園の整備に取り組みます。



海老名中央公園

2 みどりを守る（緑・水辺の保全）

緑と調和した市街地の形成を図るため、緑地や優良な農地を保全するとともに、都市農業としての関心を高め、これまで存続してきた田園景観の保全に努めます。

2-1. みどりの保全

（1）樹林の保全・活用

- ・海老名市環境保全条例に基づく自然緑地保全区域の指定促進により樹林地の保全を図ります。
- ・土地の所有者と地方公共団体等が契約を締結することで、住民が利用する市民緑地として管理し、公開する制度（市民緑地制度：都市緑地法第 55 条）の活用について推進し、都市における貴重な緑の空間の保全・創出を図ります。
- ・丘陵地帯に残る斜面緑地については、自然緑地保全区域の指定により保全を図り、長期目標として、市街化区域内については都市緑地に指定するなど、将来的にも担保される緑地として、生物多様性に配慮した緑地の形成を推進します。
- ・森林環境譲与税を活用することにより、樹林を保全します。

（2）樹木の保全

- ・郷土景観の重要な役割をになう大木は、海老名市環境保全条例に基づく保存樹木等の指定により保全していきます。

（3）農地の保全

- ・市街化区域の農地は、平成 30 年度末現在、24.7ha を生産緑地地区に指定しています。市街地の中の貴重な都市環境の形成を図るため、適正に指定・保全します。
- ・指定後 30 年経過した生産緑地については、特定生産緑地の指定等により保全を図ります。
- ・農振農用地を中心に、市街化調整区域の優良農地は、防災、緑地効果等多様な機能を有することから保全に努めます。

2-2 水とみどりの調和

（1）水辺の保全

- ・相模川の水面及び高水敷は、海老名市の重要な緑の骨格として、河川法に基づく有効な緑地空間として保全します。
- ・河川のそれぞれの区間の特性に応じて、自然保全ゾーン、自然利用ゾーン、施設利用ゾーン、整備自然ゾーンなどにゾーン分けし、豊かな自然環境を活かした利用を行います。
- ・鳩川、永池川、目久尻川についても、河川法に基づく有効な緑地空間として、水辺の保全を行います。

（2）水辺とふれあいの場の整備

- ・水辺空間を保全し、自然とのふれあいの場を創出するとともに、相模川、鳩川及び目久尻川などの市民に親しまれてきた河川空間を活用します。

2－3 水とみどりのネットワーク

(1) 水辺のネットワーク

- ・ 鳩川、目久尻川の水辺空間と周辺緑のネットワークについて保全を図ります。
- ・ 永池川についても市民に親しまれる水辺空間の整備を推進し、ネットワーク化を図ります。
- ・ 河川、水路等、市民に親しまれる水辺空間について、生物多様性の確保の観点から、動植物の生息地又は生育地としての連続性を保つためネットワーク化を図ります。

(2) みどりのネットワーク

- ・ 街路樹や公園緑地、緑道などのみどりをつなぐネットワーク化を図り、生物多様性に配慮した緑地等の配置に努めます。

(3) ふるさとの道ネットワーク

- ・ 斜面緑地、公園や神社・寺院などのふるさとのみどりをつなぐネットワーク化を図ります。

令和元年度 花とみどりの写真コンクール
入選作品「水辺」(水と花と緑のこみち)



令和元年度 花とみどりの写真コンクール(中学生以下の部)
入選作品「大樹」(相模国分寺跡)



3 みどりを育てる（緑の普及・啓発）

緑化活動を推進するために市民と行政との協働を充実させるとともに、事業所における緑化の推進及び指導・啓発を図ります。

（１）緑化推進の体制づくり

- ・市民との緑化活動の協働を推進します。
- ・まちづくり条例に基づき、開発が行われた際の高木、中木、低木の植樹本数と緑化面積を確保し、緑化による快適な市民生活の確保に努めます。
- ・緑の保全に係わる事業及び緑化の推進を図る事業を推進するため、その財源となる基金等について充実を図ります。

（２）緑化活動組織の育成

ア みどりの活動団体の設置及び育成

身近な公園等を地区住民が自主的に維持・管理することや、緑化を推進するための市民団体の育成を目指します。

イ 管理ボランティアの育成

- ・身近な街区公園等の管理は自治会による「ボランティア」を推進します。
- ・その他公園緑地等については、市民有志により管理を行う「ボランティア」を推進します。

（３）みどりの管理の充実

ア 保存樹木や保全区域の管理助成

海老名市環境保全条例に基づき指定された自然緑地保存樹木や自然緑地保全区域については、市民の貴重な財産であり、管理費の助成等を行います。

イ 公共緑地の管理体制の確立

公園、緑地、街路樹や緑地内の花壇などの植物は、定期的な管理が重要です。そのため、各所管部局の管理体制を整備するとともに、地域住民の手によりみどりを育てる体制を確立することに努めます。

ウ 里山保全の市民ボランティアの支援・育成

里山保全の市民ボランティアは、すでに市内の森林保全に大きく寄与しており、市は用具貸し出しなどの支援をしています。県の「里地里山保全団体支援制度」と整合をはかりつつ、ボランティアの育成・支援を強化していきます。

(4) みどりの普及・啓発

ア みどりの普及・啓発の推進

- ・小学生を対象に緑化ポスターコンクール、里山体験や植樹などみどりの普及・啓発活動を推進します。
- ・子供から大人まで市民を対象とし、身近なみどりに関心を持つことができるように、みどりに関する写真コンクールなどの啓発活動を推進します。

イ みどりいっぱい運動の推進

緑化推進を市民にアピールするために、市民の目に触れやすい箇所を利用して花などの植栽を通してみどりの普及・啓発を推進します。



令和元年度

緑化ポスターコンクール入選作品

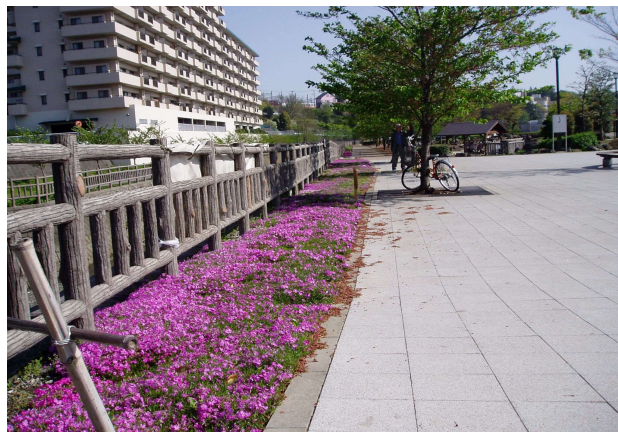
(5) 緑化奨励

ア 公共施設の緑化奨励

地域住民が行う公園等公共施設の美化活動に合わせ、地域住民による花とみどりなどの植栽活動を奨励するとともに、市で緑化資材の提供を行うなど支援活動を展開します。

イ 市民による公共用地への花壇等設置管理支援

公共用地への市民による花壇などの設置管理について制度の充実を図り、花壇等の設置を促進するとともに、より効果的な活動にするための支援を行います。



地域緑化団体により植えられた芝桜

資料編

用語集

あ行

運動公園	市民が運動に利用することを目的とする面積15～75ha程度の公園のこと。
オープンスペース	都市や敷地内で建物が建っていない土地のこと。

か行

街区公園	250m以内の区画に居住する者の利用を目的とする面積0.1ha程度の公園のこと。
近隣公園	500mの範囲に居住する者の利用を目的とする面積2ha程度の公園のこと。
公共施設緑地	都市公園以外の公有地、又は公的な管理がなされており公園緑地に準じる機能を持つ施設。

さ行

施設緑地	都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地の総称のこと。
児童遊園	児童に安全かつ健全な遊びを提供する屋外施設のこと。
住区基幹公園	街区公園、近隣公園、地区公園の総称のこと。
総合公園	市民が休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする面積10～50ha程度の公園のこと。

た行

地域制緑地	法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地のこと。
地区公園	徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする面積4ha程度の公園のこと。
特殊公園	風致公園と歴史公園の総称のこと。
都市公園	都市公園法第2条に定められており、海老名市においては基幹公園、特殊公園、広場公園、都市緑地、緑道の総称のこと。
都市基幹公園	総合公園と運動公園の総称のこと。
都市緑地	都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地のこと。

は行

風致公園	樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する公園のこと
ビオトープ	地域の野生の生きものが生息・生育する場所のこと。人工的に造った池だけでなく身近な森林や河川、農地などもビオトープに含まれる。

ま行

民間施設緑地	民有地で公園緑地に準じる機能を持つ緑地のこと。社寺境内地など。
緑（みどり）	樹木や草花など植物そのものと、市民の生活を豊かにする緑（公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼など）のこと。
みどり率	樹林や農地などの緑被地に、公園の緑被以外の場所や水面などのオープンスペースを加えた地域面積が占める割合のこと。

ら行

ランドマーク	地域の景観を特徴づける目印のこと。
緑地	施設緑地と地域制緑地の総称のこと。
緑被地	植物の緑で被覆された状態、自然的環境状態にある土地のこと。
緑被率	樹林や農地などの緑被地が、地域面積に占める割合のこと。
歴史公園	遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産（復元や展示を含む）や歴史的意義がある公園のある公園。

